

令和3年2月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和3年3月9日～10日・12日

場 所 第2委員会室

令和3年3月9日(火曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 包括外部監査契約の締結について
- 請願第7号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・令和3年度組織改正案について
 - ・財政見通し(試算)について
 - ・宮崎県公共施設等総合管理計画の改定について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
(議案第28号関連)

- ・宮崎県文化芸術振興条例(仮称)の制定について
- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の制定について
- ・宮崎県情報化推進計画案について

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	太田 清海
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村 久人
危機管理統括監	藪田 亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	日高 幹夫
県参事兼総務部次長 (財務担当)	小堀 和幸
危機管理局長 兼危機管理課長	温水 豊生
総務課長	園山 俊彦
部参事兼人事課長	田村 伸夫
行政改革推進室長	長谷川 武
財政課長	石田 渉
財産総合管理課長	蕪 美知保
防災拠点庁舎整備室長	中武 英俊
税務課長	三井 芳朗
市町村課長	日高 正勝

総務事務センター課長 齋藤 謙
消防保安課長 佐藤 勝重

事務局職員出席者

議事課主任主事 渡邊 大介
総務課主事 合田 有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方法についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事業を中心に説明を求めるとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、3課から5課ごとに説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。

このとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました、議案等の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 おはようございます。本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案についてであります。今議会に提出しております当初予算の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例を提出しております。

次に、3のその他報告事項では、ここに記載の令和3年度組織改正案についてなど、4件につきまして御報告いたします。

それでは、資料の1ページから令和3年度当初予算案の概要につきまして御説明いたします。

なお、この資料は別途配付しております冊子、令和3年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋したものであります。

それでは、1ページ、まず、予算額であります。

令和3年度の一般会計当初予算額は6,255億500万円で、対前年比2.1%の増となります。

次に、予算編成の考え方であります。

1つ目として、県民の「安心」の確保をキーワードに、コロナ対策と防災・減災、国土強靱化対策の推進を、2つ目として、「ポストコロナ」をキーワードに、本県の新たな成長の推進を、3つ目として、令和2年度2月補正予算との一体的な予算編成を上げております。

次に、主な事業を5つに区分しております。

この部分につきましては、後ほど、後ろのページのほうで説明をさしあげます。

2ページをお願いいたします。

(1) 予算規模についてであります。

枠囲みの中、1行目にありますとおり、予算規模が増加しておりますのは、コロナ対策や中小企業金融対策等による補助費等や貸付金の増等によるものであります。また、予算規模の推移をグラフや表で示しておりますが、一番下の表に記載のとおり、予算額は4年連続の増額となります。

3ページを御覧ください。

歳入予算の特徴になりますが、令和3年度当初予算における自主財源比率は38.8%で、前年度と比べ0.1ポイントの減、一方、依存財源の比率は61.2%で、前年度と比べ0.1ポイントの増となります。

4ページをお開きください。

自主財源の状況について、中ほどの表を御覧ください。全体では、前年度比で1.7%の増となります。内訳としまして、まず、県税の予算額は、新型コロナの影響に伴い、企業業績の低調化による法人事業税の減等が見込まれますことから、3.6%の減です。

2つ下の分担金及び負担金は、土地改良事業に係る市町村負担金の減——これは令和2年度に多額の繰上償還があった影響によるものです

が、これにより58.8%の減であります。

一番下の諸収入は、中小企業融資制度貸付金元利収入の増等により、22.2%の増となります。

また、下から3つ目の繰入金に、括弧書きで財政関係2基金からの繰入金を記載しております。予算編成時の収支不足に充当するため取り崩すものであり、204億円の取崩しが必要となりましたことから、右側、5ページの2つ目の表、財政関係2基金残高の推移に記載しておりますとおり、令和3年度当初予算編成後の基金残高は237億円になる見込みであります。

6ページをお開きください。

依存財源の状況であります。下のほうの表を御覧ください。全体では、前年度比で2.3%の増となります。内訳としまして、地方譲与税につきましては、新型コロナの影響による特別法人事業譲与税の減等により36.3%の減です。

7ページの上の表を御覧ください。

地方交付税は2.0%の増、臨時財政対策債は財源不足を埋めるため、令和3年度地方財政計画と歩調を合わせて68.9%の増となり、2つを合計しました実質的な地方交付税額は7.8%増の2,178億6,300万円となります。

次の表の県債の状況を御覧ください。まず、発行額は、総額が24.5%減の680億5,400万円、括弧書きの臨時財政対策債を除いた発行額が47.6%減の383億9,700万円となります。

これは、臨時財政対策債の発行額は増加するものの、これまで当初予算で計上しておりました防災・減災、国土強靱化に係る予算を、令和2年度2月補正予算に計上したことによる減となります。

次に、年度末の県債残高見込みは、総額で0.6%減の8,488億4,500万円となり、括弧書きの臨時財政対策債を除いた残高は、1.4%減の4,970

億8,400万円となります。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出予算の特徴になりますが、8ページに款別の状況を、9ページに費目別の主な事業と増加要因を記載しております。

9ページで増減率の大きい費目を説明いたしますと、上から3つ目の衛生費が新型コロナ対策の増等により89.3%と大幅の増、中ほどの商工費が中小企業金融対策費の増等により31.1%の増、その下の土木費が、当初予算としましては、防災・減災対策に係る事業費の減により22.6%の減となります。

次の10ページ、11ページをお開きください。

性質別の状況になります。11ページで御説明いたしますと、まず、①義務的経費は、職員の採用・退職に伴う給与の減等による人権費の減や県債残高の減少による公債費の減により、0.2%の減となります。

次に、②投資的経費は17.6%の減となりますが、これは国土強靱化対策を2月補正に計上したことによる当初予算の減や総合運動公園の津波避難施設整備に係る事業の減によるものであります。

次に、③その他一般行政経費は15.4%の増となりますが、これは軽症者等宿泊療養施設の運営に要する費用による物件費の増や、病床確保などの医療提供体制強化に要する費用による補助費等の増など、コロナ対策によるものが大きな要因となっております。

12ページをお開きください。

社会保障関係費の状況であります。表の合計欄にありますとおり、予算総額は1,079億3,600万円、一般財源ベースで949億6,600万円となっております。

13ページを御覧ください。

特別会計と公営企業会計についてまとめております。上の表、15ある特別会計の合計は、公債管理特別会計の減等により、8.9%減の2,065億円余になります。下の表、4つの公営企業会計の合計は、電気事業会計の増等により、1.9%増の711億円余になります。

14ページをお開きください。

1ページにありました、主な事業の5区分について御説明いたします。まず、コロナに係る総合対策であります。国の緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金等を活用して取り組むものとして、203億円余を計上しております。また、右側、15ページの下に記載しておりますが、一部の事業の財源として、新型コロナ宮崎復興応援寄附金を活用しております。

16ページをお願いいたします。

防災・減災、国土強靱化対策であります。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、国土強靱化に関する取組が5年間で重点的・集中的に実施されることに伴い、中ほどの表にありますとおり、令和2年度2月補正予算と合わせて必要となる378億円の予算を計上しております。これは下の表にあります、これまでの3か年緊急対策分と比較しましても、単年度ベースでかなり大きな予算額となっております。

17ページを御覧ください。

人口減少対策に徹底して取り組むための事業であります。人口減少対策基金等を活用し、人口減少の抑制や人材の育成・確保に関する取組を加速するものとして68億円余を計上しており、このうち12億円余を人口減少対策基金から充当しております。

18ページをお開きください。

デジタル社会の実現に向けた取組であります。

令和3年度を「みやぎきデジタル化元年」と位置づけ、県民一人一人がデジタル化の恩恵を実感できる社会を目指す取組としまして、事業費として17億円余を計上しております。

右側、19ページを御覧ください。

文化・スポーツの祭典であります。本年7月3日から10月17日までの日程で開催される国文祭・芸文祭の各種関連事業について、1億6,400万円の予算を計上しております。また、令和9年度に開催する国スポ・障スポ大会につきましても、競技力の向上や競技施設の整備など、必要となる予算を計上しております。

令和3年度当初予算案の説明は以上であります。

次に、資料をめくっていただきまして、22ページをお願いいたします。

総務部における令和3年度当初予算の課別集計表であります。今回、お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の一番下の欄にありますように、2,345億5,431万2,000円で、前年度当初予算と比較しますと、7%の減となっております。

予算議案の概要につきましては、以上であります。なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局长及び担当課(室)長から説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○三井税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

ページ中ほどの自主財源の状況の表、この上から3段目、地方消費税清算金の欄を御覧ください。

令和3年度の予算額は、503億9,951万円余を計上しており、令和2年度当初予算に比べ、7億4,701万円余、1.5%の増となります。

この地方消費税精算金は、全都道府県の地方消費税総額を消費に関連した基準によって、都道府県間で精算、配分するもので、全国の消費の動向にもよりますが、税率引上げの影響が平年度化することにより、増と見込んだところがあります。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明いたします。

資料の21ページをお開きください。

県税収入につきましては、経済動向や主要企業の業績の見通しや、令和2年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に勘案して見込んだものであります。

令和3年度当初予算は、表の1番上の段、県税計の段の①の欄のとおり、954億8,000万円を計上したところであります。令和2年度に引き続き、全般的に新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれることから、前年度当初予算に比べて36億円の減、対前年度比96.4%となっております。

主な税目について御説明いたします。前年度当初比、増減額①引く②及び備考の欄を御覧ください。

まず、県税計の下、個人県民税が個人所得の減少により、19億1,908万円余の減と見込んでおります。その1つ下の法人県民税が、税率の引下げ等により6億1,419万円余の減、その2つ下の個人事業税が、個人事業者所得の減少により1億4,584万円余の減、その1つ下の法人事業税が、企業の業績低調により24億4,146万円余の減、その1つ下の譲渡割地方消費税が、税率引上げの平年度化等により25億4,389万円余の増、その

1つ下の貨物割地方消費税が、輸入の減少により1億5,805万円余の減、その1つ下の不動産取得税が、税額200万円以上の大建築分に係る課税件数の減少により1億5,901万円余の減、最後に、下から3つ目の軽油引取税が、輸送量の減少等による軽油消費量の減により6億9,951万円余の減と見込んでおります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○野崎委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

ここまでのところで質疑はございませんか。

○坂口委員 ただいまの税務課の説明ですが、法人事業税が13%近く減という分析内容を大まかに教えていただけると。

○三井税務課長 法人県民税、事業税、法人事業税のいずれも企業低調ということで減少しておりますけれども、まず法人事業税について申し上げますと、全ての業種によって減少が見込まれております。特に大きく減少を見込んでいるのが、製造業、サービス業、卸小売業で、こういった業種は対前年度比で約80%と見込んでおります。

基本的には、法人事業税等は1年前の経済状況を反映するというので、コロナの拡大を4月以降と考えますと、4月以降の法人事業税が3年度に大きく影響したものですから、こういう減少を見込んだところでございます。

○坂口委員 将来のことはなってみないと分からないけど、今後、この数年間どのように響いていくのか。令和3年度、4年度にかけて、この減がどのような具合で響いていくか、将来の見通しについての分析は。

○三井税務課長 一応、新聞報道などではワクチンの普及拡大によりまして、現在でも自動車

産業や鉄鋼業は回復傾向にあり、通信業といった特殊な業種によっては、現在でも増益という形になっております。とりあえず令和3年度は減少するということなんですけれども、4年度以降につきましては、コロナ感染状況にもよりますが、そういったことをちょっと見ていかないと、今の段階で回復するとか減少するとかというのはなかなか言えない状況でございます。

○坂口委員 やっぱ令和3年度は、国の雇用調整助成金といった継続のための支援金辺りの効果が発揮できなかったと見るべきなんですかね。8割ぐらいの業績にしか終わらない、決算にしか終わらないというのは。

○三井税務課長 本県の場合は、従来、景気が悪くなった場合でも影響はなかなか受けにくい、どちらかという、遅れて影響が出てくるというようなところもでございます。全国の大企業の減収幅を見ますと、それほど落ち込んでいない。そういったことでは、国とかの給付金の効果がある程度は働いているのではないかと考えております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、引き続き、3課ごとに班分けして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

まず、第1班として、総務課、人事課、財政課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了

した後をお願いいたします。

○園山総務課長 総務課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

総務課の令和3年度当初予算額は、左側にありますように、3億1,321万5,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

73ページをお開きください。

まず、下から2段目、(事項)文書管理費5,357万7,000円であります。

74ページの上段を御覧ください。

この予算は、文書収発業務に要する送料や会計年度任用職員の人件費、文書管理システムの運用保守等に係る経費であります。

次に、その下の段の(事項)印刷等管理費4,682万4,000円であります。これは、庁内で作成する冊子等の印刷製本業務の経費でありまして、印刷機器の保守・リース料、用紙等の消耗品代、会計年度任用職員の人件費等であります。

次に、ページ中ほどより少し下になりますが、(事項)文書センター運営費3,664万4,000円あります。これは、歴史的価値のある公文書や県史資料等を適正に保存・管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託、消火設備等維持管理に要する費用や会計年度任用職員の人件費等であります。

続きまして、75ページをお開きください。

最後に、(事項)県公報発行費962万3,000円あります。これは、条例や規則など県民に周知すべき事項を掲載する、県公報の発行に要する経費であります。

総務課からの説明は以上であります。

○田村人事課長 人事課の当初予算について御

説明いたします。

同じ歳出予算説明資料の77ページをお願いいたします。

人事課の令和3年度当初予算額は、50億3,061万9,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

79ページを御覧ください。

まず、ページの中ほど、(事項)人事調整費7億9,779万9,000円あります。これは、説明欄の1～6にありますように、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、その下の(事項)行政管理費7,161万9,000円あります。これは、行財政改革懇談会など行政管理・改革に要する経費や新しいICTの積極的な利活用による業務改革等に要する経費であります。

80ページをお願いいたします。

一番上、(事項)人事給与費34億6,312万1,000円あります。主なものとしましては、説明欄2の退職手当33億8,701万5,000円でありまして、退職見込者に係る所要額を計上しております。

次に、(事項)県職員研修費3,199万円あります。これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費2,179万6,000円あります。このうち、説明欄にあります、1、職員の国内派遣研修としまして、自治大学校への派遣に要する経費を、また、2、海外派遣研修としまして、職員の自主企画による短期海外研修や自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費を計上しております。

最後に、(事項)被災地職員派遣事業費2,468万4,000円あります。これは、被災地での災害復旧業務に従事する職員の派遣に要する経費や、派遣する職員の代替として会計年度任用職員を

配置するための経費などがございます。

人事課からの説明は以上であります。

○長谷川行政改革推進室長 常任委員会資料の32ページをお開きください。

議案第21号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」について説明します。

1の改正理由ですが、病院局の職員定数につきまして、県立宮崎病院の再整備等に対応するための増員を行うとともに、企業局及び病院局に係る職員定数を区分することにより、透明性の確保を図るものであります。

2の改正の内容ですが、宮崎病院再整備に伴うICUの増床や救急救命センター拡充等に伴います当面の増員を考慮した上で、減員数に相当する定数枠を確保するため、病院局定数を110人増員するとともに、現在、知事部局職員定数の内数として、規則でその配分を定めております、企業局及び病院局の定数を条例上明記することとします。

中ほどの新旧対照表の改正前にありますとおり、現行条例では知事部局、企業局、病院局を一まとめに知事部局の職員として、その定数を5,359人と規定し、企業局、病院局の定数につきましてはそれぞれ配置規則で定めております。

その下の表の職員定数の内訳を御覧ください。

改正前定数の欄に括弧書きで記してありますとおり、配置規則によりまして、知事部局を3,713人、企業局を126人、病院局を1,520人と定めております。定数とは、職員を配置できる上限の数を定めたものでありまして、減員数の欄に令和2年4月現在で在籍している職員数を記載しております。

さらに、その内数となりますが、条例上、職員定数から除外できる育児休業者等を除いた数を、除外規定適用後の欄に記載しております。

表の左から2番目の列、改正前定数等、その2つ、右側の列、減員数の内数になります、除外規定適用後の差が、職員を配置できる上限値までの余裕枠となります。

表の一番下、病院局におきましては、改正前定数1,520人に対しまして、除外規定適用後の数が1,514人とその余裕枠が6人分しかなく、宮崎病院の再整備など、今後の増員に対応できなくなってきておりますことから、今回、病院局定数につきまして見直しを行うものであります。

具体的には、病院局の職員定数枠を、令和2年4月現在の育児休業者など91人を含みます減員数、①の1,605人に宮崎病院再整備などに伴います当面の増員数として、②の25人を加え、改正前定数から110人増の1,630人とします。なお、増員数110人から宮崎病院再整備関連の25人を除いた85人分につきましては、育児休業者が復帰する際の枠として確保するものであり、今後、緊急に人員配置が必要となった際に、柔軟に定数増を行う際の余裕枠にもなるものであります。

中ほどの新旧対照表に戻っていただきまして、改正後の欄にありますとおり、今回の改正で、部局ごとに条例で定数を定めることとし、知事部局を3,713人、企業局を126人、病院局を1,630人と規定します。

最後に、3の施行期日であります。令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○石田財政課長 財政課から2点、御説明を申し上げます。1点目が財政課の当初予算、もう1点目が決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応でございます。

まず、財政課の令和3年度当初予算案でございますが、歳出予算説明資料の81ページをお願いいたします。

財政課の令和3年度当初予算額でございますが、一般会計と特別会計を合わせて1,680億4,724万5,000円をお願いしております。

内訳でございますが、一般会計が836億6,438万7,000円、公債管理特別会計が843億8,285万8,000円となっております。

以下、主な事項について御説明を申し上げます。

83ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

(目) 一般管理費の、上から2番目の事項になりますけれども、(事項) 諸費が、18億3,224万円でございます。内訳でございますが、説明欄の1にございますように、税外収入の還付等に要する経費と記載をしておりますが、国庫補助事業の確定等に伴いまして、国への返還金など、税以外の収入の還付に備えた経費といたしまして16億500万円。それから、2に書いてございます、庁内一般共通経費と記載しておりますが、突発的な事象等による各所属の諸経費の不足を補う経費といたしまして、2億2,724万円を財政課のほうで一括して計上しておるものがございます。

次に、一番下の(目) 財産管理費でございます。

財産管理費といたしまして、10億6,715万5,000円を計上しておりますが、84ページにかけまして、各事項の欄に記載をしております、財政課のほうで所管しております5つの基金に所要の積立てを行う経費でございます。

特に84ページの一番下の事項であります、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金の10億20万3,000円、次の58ページの説明欄と合わせて御覧いただけますとありがたいですが、これは、先週の委員会にお

いて少し触れましたけれども、企業局のほうから一般会計に繰り出される10億円を基金として、昨年度に引き続き積み立てるものなどになっております。

次に、(款) 公債費でございます。

85ページでございますけれども、公債費として804億3,216万2,000円を計上しております。内訳といたしまして、(事項) 元金償還金に757億3,180万7,000円、次の(事項) 利子償還金に46億1,140万8,000円を計上しておりますが、その主なものは、いずれも県債の償還財源といたしまして、公債管理特別会計に一般会計から繰り出すものになってございます。

次の(事項) 事務費でございますが、県債を発行するために要する事務費といたしまして、8,894万7,000円を計上しております。

86ページをお願いいたします。

予備費でございます。例年どおり1億円を計上しているところであります。

続きまして、特別会計の公債管理特別会計を御説明いたします。

87ページからでございます。

公債管理特別会計でございますが、一般会計からの繰出金を財源としまして、県債の償還に要します経費等を措置するものがございます。

まず、(事項) 県債管理基金積立金に23億1,040万円を計上しておりますが、これは満期一括償還債の償還財源を計画的に積み立てるものがございます。

次に、(款) 公債費でございますが、総額820億7,245万8,000円を計上しております。内訳といたしまして、(事項) 元金償還金に774億5,810万9,000円、(事項) 利子償還金に46億1,140万8,000円、最後の88ページの(事項) 事務費に294万1,000円となっております。

財政課の歳出予算は以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明を申し上げたいと思います。

配付しております別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をお願いしたいと思います。

資料の1ページ目でございます。

総括的指摘事項といたしまして、①のところを書いてございますが、今後の財政負担を見込んだ上でさらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳出確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うこととの御指摘、要望を頂いておるところでございます。

対応状況について、中ほどに記載をしてございます。

来年度の令和3年度当初予算につきましては、コロナ対策、防災・減災、国土強靱化対策、人口減少対策、デジタル社会の実現に向けた取組、国民スポーツ大会等への準備などにつきまして、計画的な予算計上を図ったところでございます。

このうち、特に多額の財政負担が必要となりますコロナ対策及び国土強靱化対策につきましては、令和2年度2月補正予算と一体的な予算として編成をしますことで、国の交付金ですとか、補正予算債を最大限活用するような形で予算を計上してございます。

この結果、当初予算の規模でございますが、6,255億500万円と対前年度比で2.1%の増となる一方で、収支不足額は204億円程度、経済依存度は10.9%と、例年と同程度の水準の維持に努めたところでございます。

今後も、多額の財政需要が見込まれますことから、引き続き、マクロの財政の視点で申しま

すと、国に対して地方一般財源総額の確保を強く要望していくということ、またミクロな視点で申しますと、県として積極的な歳入確保及び徹底した事務事業の見直し、経費節減に取り組みながら、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○野崎委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○来住委員 ちょっと数字的なことを教えてください。人事課の80ページですけれども、退職手当が約33億円ですが、大体何名ぐらいの退職を予定されているのでしょうか。

○田村人事課長 退職手当の対象となりますと、定年退職、あと希望退職、普通退職、そういったものが想定されるんですけれども、それらを合わせまして180人を見込んでいるところでございます。

○来住委員 引き続き数字的なことをお願いします。その下の段の自治学院において行う職員の研修というのがあります。これは、県職員の研修、自治学院での研修、もう一つ下に職員の派遣研修に要する経費として国内と国外とあるんですけれども、これについても。それからその下の被災地への職員の派遣——これは予定でしょうけれども——その数字的なことを教えてください。

○田村人事課長 まず、自治学院の研修に関しては、令和3年度の見込みとして、階層別研修ですとか、必修研修、指名研修、いろいろあるんですけれども、一応科目数としては52科目を予定しており、回数は80回程度を予定しているところでございます。

続いて職員の派遣研修につきまして、まず、

国内研修につきましては、自治大学校への派遣、研修、政策研究大学院大学への派遣、それから九州・山口各県の合同研修を予定しております。

次に海外職員派遣研修につきましては、短期の自主企画の研修、それから自治体国際化協会への派遣を予定しております。

最後に被災地への職員派遣につきましては、東日本大震災の被災地への派遣、昨年の熊本豪雨の被災地に派遣してますけれども、引き続き派遣する分も含めて予定しております。

○来住委員 もう一つ、予算と直接関係ないんですけども、人事課になるのかなと思うんですが、今、総務省と職員の接待問題というのが大きな問題になっていますよね。県職員についても当然、利害関係のある業者から接待を受けては駄目だという規定があるかと思えます。内容についてはこの場ではあれですから、規定自体があるのかについて確認しておきたいと思うんですけども。

○田村人事課長 国の職員の場合、国家公務員倫理法の規定があると思うんですけども、それに合わせて県では県職員倫理規定がございます。それに基づいて適正に行うことになっております。

○来住委員 具体的には、直接利害関係のあるところからの接待を受けてはならないという規定になっているんでしょうか。

○田村人事課長 利害関係者からの接待は禁止事項となっております。

○来住委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂口委員 看護師の25名ぐらいの定数見直しですけども、これは人事課ですかね、どこだったかな。新たな採用枠が出てきたということですけども、定年前に途中退職される看護師さ

んは年々どれぐらいいるの。

○長谷川行政改革推進室長 年度途中の退職者数は申し訳ございません、数字を持っておりません。

○坂口委員 分かればぐらいでしたので。ただ、1,600名の定数に対しての25名というと1.6%ぐらいかなと思うから、さしたる影響かなと考えるかどうかだけど、採用のときの年齢ですよ。25歳の年齢差を設けながら採用しないと、定年が来たとき、ぽこっとまた抜けてしまって、また大量採用となる。そこらに対しての人事での採用上の考え方はあるんですかね。

○長谷川行政改革推進室長 病院局におきまして、看護師の採用の手法につきましても、年々見直しを行っております。受験年齢につきましても、平成24年に受験年齢を引き上げており、これまで27歳だった受験年齢を43歳まで引き上げております。その辺りで年齢の平準化を図るような取組もしておるところであります。

○坂口委員 これは病院局というよりも、むしろ人事課だと私は思うんです。上限の引上げはいいんですが、同じ年齢の人たちを多く採用すると定年の時期が同時なんですね。ぽこっと抜けちゃって新たにまた新規を採用せざるを得ない。定数という窮屈さがあり、難しい判断でしょうけれども、そこへの配慮というか、こういう人材不足の業種については年齢差を設けながら、出口で軟着陸できるというやり方が必要じゃないかなって気がします。

それと、技術や経験を必要とするような現業職ですよ。ここについては特に人事上での一つの考え方が必要かなという気もするんですけども、どうなんですかね。

病院局に任すべきエリアというのも分かるんですけども、県の大きな人事の在り方、考え方

として。

例えば警察官なんか特にでしょうけど、50名ぐらい定数が増えたときに全て新卒を採用してしまうと、定年の際に50名ぽんと抜けてしまう。これでは何というか、識見とか積み上げている業績に影響しますよね。だから、人事上の大きな考え方を一つ整理すべきじゃないかなって気がするんですけども、どうなんですかね。

○田村人事課長 今、委員のおっしゃるように、やはり職員の年齢別の分布を見ると、どうしても50代以上の職員が非常に多いという状況がございまして、今も非常に退職者が多いんですけども、そういう状況が当面の間は続くのではないかと考えております。

逆に、30代ですとか、40代の前半辺りのちょっと少ない世代もございまして。それを踏まえまして、例えば採用困難職種等においては採用年齢を引き上げたり、社会人枠の採用といった取組を行っているところでございます。

○坂口委員 これは切りがないし、どこでどう権限があるか分からないけど、とにかく出口を平準化したほうがコンスタントに行政サービスの質量が保てるかなという気がするんですけども、これはこれで終わります。

次に財政課長、今回、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算で合計378億円ですか、5か年計画だから3年度から7年度計画になりますよね。今年度378億円が計上される、見かけ上の3年度、新年度370億円、実質3年度真水分は90億円ぐらい。裏負担の見通しのお話をしているんですけども、そうなるこの将来の財政見通し、これはどんな具合に考えるべきなのか。378億円がしっかり5年分、トータルとして来る、それぐらいの負担なのか、それとも補正分を交えた実質287億円分というの

は、もうそこにはないんだよという考え方になるのか、どうなりますか。

○石田財政課長 今、委員に御指摘いただいたとおり、国土強靱化の加速化対策というところで、国から今後5か年で15兆円規模というのが昨年12月に閣議決定されたところでございます。

実質的に、その初年度となります今回の補正予算と当初予算というところで、県としては378億円のうち補助公共の部分を2月の補正予算に計上いたしまして、その裏部分に、例えば補正予算債ですといった有利な起債を充てているところでございます。他方、当初予算では、県単の部分で国土強靱化に伴って県としてやる部分について県単措置をしているところでございます。

この5か年の今後の見通しも、予算規模の形、それから、今おっしゃった地方裏負担部分についても、どういう形で制度設計されていくのか、あるいは国土交通省をはじめ、事業官庁でどれだけの予算規模を毎年確保していただけるのか、あるいは裏負担部分について総務省がどういう制度設計をされていくか、ここの部分が重要だと思っております。

差し当たり、今回の補正予算及び当初予算についてはある程度地方に有利な部分、それから予算規模の確保も図られましたけれども、来年度以降にここの部分がどうなっていくのか、制度的なものも含めてしっかり推移を見ていく必要があると思っております。

○坂口委員 やはりそこら辺の、今後どういった制度でやっていくか、そして15兆円をどうやって国に担保させるかということが——特に本県の場合、先ほどの税の話じゃないけど、20%ぐらい落ち込んだ法人事業税が大きくプラスに転じるとはなかなか見通せない中で、県内GDP

を確保するためには、この200億円、300億円という公共事業費、東京から持ってくる金というのは本県経済の復興に大きい影響力を持っているのかなど。

今のような制度は本県に有利に働いています。この配分から見ると、国土強靱化予算というのはかなり本県に有利だから、これが担保されるように国に対しての働きかけを、知事の地方税財政常任委員長という立場もしっかり活用というとおかしいですが、全国に生かすという立場から努力しながら取り組んでいく必要があるんじゃないかなど。制度設計に向けての本県の働きかけ、発言、要望というのは物すごく大きいような気がするので、ひとつ、意気込みを聞かせてもらいながら説明いただけると。

○石田財政課長 2点ございまして、1点目の国土強靱化加速化対策が本県にとって重要な経済対策であるという視点は、今回の予算編成に当たりまして、総務部として意識したところでございます。

国からそういったお金を措置して頂いた上で、宮崎市だけでなく県下全域に経済的な恩恵といいますか、経済対策として非常に重要であるというところ、またこれが国土強靱化、県との強靱化に直接つながるという意味でも非常に意義のあるものだと思っており、それは御指摘のとおりだと思います。

2点目の制度設計に当たってというところでございますが、強靱化対策で全体で15兆円規模という数字だけは出ておりますけれども、これが来年度以降どういう形で措置され、またどういう制度設計でやっていくか、まさにこの細部に神が宿るといいますか、そういったところは大事なんだろうと思っております。

御紹介頂いたように、知事が地方税財政の常

任委員長を務めておりますので、まさにこれは地方——47都道府県あるいは市町村も含めた実情をしっかりと把握して、それをしっかりと国に届けていく、その上で国の制度にしっかりとそれを反映していくという非常に重要な役割を担っていると思います。

まずは各団体の状況の把握に努めるとともに、知事がそのリーダーシップをもって各県の知事とも連携をしながら、実効性のある形で制度設計をつくってもらえるように働きかけを行っていくことが大事だと思っておりますので、全庁を挙げて、そういったところについて対応していきたいと考えております。

○野崎委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○長谷川行政改革推進室長 常任委員会資料の33ページをお開きください。

令和3年4月1日付の組織改正案について説明します。

まず、1の基本的な考え方ですが、今回の組織改正は組織の簡素効率化に配慮しつつ、みやぎ行財政改革プランに位置づけました行政需要等の変化に対応した組織体制の整備などの観点を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

2の主な組織改正の内容につきましては、枠内に書いております5点につきまして、個別に御説明いたします。

34ページを御覧ください。

まず、1点目ではありますが、総合政策部に部長級の政策調整官を新設し、総合政策課に広域連携推進室を設置します。激甚化する災害や人口減少対策など、複雑化・多様化する行政課題

に対しまして、全国知事会や九州地方知事会などの広域的な枠組みを活用しながら解決を図る必要が高まっておりますことから、広域的な連携や調整を行う体制を強化するため、下の組織図にありますとおり部長級の政策調整官を新設いたします。併せて、広域連携に係る業務を再編し、総合政策課に広域連携推進室を設置します。

右側、35ページを御覧ください。

次に、2点目ではありますが、消防保安課の出先機関として防災救急航空センターを新設します。防災救急ヘリコプターあおぞらの運航の安全を確保するため、出先機関として防災救急航空センターを設置し、運航責任者としてセンター長を配置します。

36ページを御覧ください。

3点目は、中央福祉子どもセンター及び南部福祉子どもセンターの相談支援体制をそれぞれ2課5担当、1課3担当に再編します。近年、増加・複雑化します、児童虐待相談などに的確かつ組織的に対応するため、下の図にありますとおり、中央福祉子どもセンターの相談支援担当を、現在の2課4担当制から2課5担当制へ、南部福祉子どもセンターの相談支援担当を、現在の1課2担当制から1課3担当制とし、それぞれ1担当ずつ増設いたします。

次に、37ページを御覧ください。

4点目は、環境森林課と森林経営課の業務を再編し、森林経営課に森林管理推進室を設置します。森林・林業施策の企画・立案機能及び森林経営管理制度の実施体制を強化するため、下の図にありますとおり、環境森林課及び森林経営課の業務を再編し、環境森林課に林政計画担当を、森林経営課に森林管理推進室を設置いたします。なお、今回の再編に伴いまして、みや

ぎきの森づくり推進室は廃止いたします。

次に、資料の38ページを御覧ください。

最後になりますが、5点目は、新たな農業施策への対応に向けた農政部門の業務再編であります。農業を取り巻く環境の変化に、迅速かつ的確に対応するため、下の図にありますとおり、農業連携推進課、農業経営支援課の業務を再編し、輸出・流通及び販売対策を強化するため農業流通ブランド課を、試験研究と普及の連携をさらに強化し、現場のニーズに対応した新技術の開発・普及の取組を進めるため農業普及技術課を、担い手確保や参入支援対策を強化するため農業担い手対策課を設置いたします。また、農業の生産振興体制を強化するため農産園芸課の業務を再編いたします。なお、今回の再編に伴いまして、みやぎきブランド推進室、農業担い手対策室は廃止いたします。

ここで、資料の33ページにお戻りください。

今回の組織改正に伴います知事部局の組織数の増減につきましては、一番下の表にありますとおり、課の数が1増、出先機関の数が1増となっております。

説明は以上であります。

○石田財政課長 常任委員会資料の39ページをお願いいたします。

財政見通し（試算）についてでございます。

まず、1に、概要を記してございます。この財政見通し（試算）につきましては、本県の将来の財政運営等の参考とするため、令和元年度に策定した県の財政健全化指針に基づきまして、今後10年間の本県の財政状況について試算を行うものでございまして、1年前の昨年3月に本常任委員会で御説明し、公表しているものでございます。

今回、国の防災・減災、国土強靱化のための

5か年加速化対策の決定など、状況の変化を踏まえまして、必要な見直しを行うものでございます。

まず、この見通しは、想定される今後の主な財政需要を加味した上で一定の条件の下に行う試算としてお示しをするものでございまして、これをもって将来の財政運営を拘束するものではないということを、まずは御理解いただきたく存じます。

結論から申しますと、2の財政見通し(試算)のところに書いてございますが、この四角い箱の中でございますけれども、①にございまして、財政関係の2基金の残高は、仮に国土強靱化加速化対策を令和7年度まで5年間継続した場合においても、一定の規模が確保できる見込みでございます。

また、②でございまして、県債残高につきましては、公共事業等の普通建設事業費の増に伴い増加をいたしますが、令和9年度以降は減少する見込みとなっております。

具体的な数字ですが、中央の表をお願いいたします。

まず、歳入であります。国土強靱化加速化対策が実施される令和7年度までは6,200億円前後、それ以降5,800億円前後となります。

次に、歳出でございますが、同じく令和7年度までは6,400億円前後、それ以降は6,000億円前後となりまして、それぞれ予算編成時の収支不足は、おおむね二百数十億円程度で推移すると見込んでおります。

この結果、表の1の行にございまして、財政関係2基金の残高につきましては、令和12年度において——これはあくまで試算ですけれども——301億円まで減少しますが、一定の規模は確保できていると考えております。

また、表の②の県債残高でございますが、県債発行の増に伴い、最大で総額9,500億円程度、臨時財政対策債を除く残高は最大で5,900億円程度となりまして、いずれも増加が見込まれるところでありますが、後半にかけて少しずつ減少していくと見込んでおります。

参考といたしまして、国民スポーツ大会と国土強靱化加速化対策に係る経費を下の表で示しておりますが、国民スポーツ大会は令和9年度の開催への延期を前提に試算をしておりますが、昨年度の試算と比べまして、大きな増減は生じない形で調節できるものと考えております。

国民スポーツ大会のソフト事業につきましては、令和2年度に設置をいたしました国スポ基金を順次活用することで、財政負担を平準化していくこととしておりまして、開催年度の令和9年度においても、平年並みという形で試算をしております。

国土強靱化加速化対策につきましては、今回の令和2年度2月補正で計上した補助公共・直轄事業費が319億円と、当初予算案で計上しております県単公共事業59億円を合わせた378億円が、令和4年度以降、7年度までの当初予算に計上されるという、これも仮置きでございますが、そういった想定で試算を行っているところであります。

1番下の試算に当たってのポイントとして、主な条件を記載してございます。

試算に当たっては、原則として、令和3年度当初予算案の金額をベースとして試算するものでございますが、米印にありますように、今回のコロナ対策につきましては、令和4年度以降の財政措置等が不明でございまして、現時点では見込むことが難しいことから、歳入は県税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額

を令和2年度と同水準で見込み、歳出につきましては、コロナ対策に係る経費を令和3年度のみ計上しております。

また、普通建設事業費につきましては、国土強靱化加速化対策や国スポ大会に係る施設整備などの追加の財政需要を反映しております、一番下の社会保障関係費につきましては、令和4年度以降、おおむね毎年度1.6%で累増するという前提で試算しております。

なお、今後、本格化していくことが見込まれます公共施設等の老朽化対策につきましては、現時点では金額を積算することは困難でありますことから、前回の試算と同様、施設整備、それから公債費に活用可能な県有施設維持整備基金は取り崩さないということを前提として試算しておりますので、今後、仮に大規模改修等が発生した場合でも、現時点で必要な財源は確保されているという考え方でございます。

資料の40ページと41ページを御覧ください。

今回のこの条件による試算に基づきまして、公債費、県債残高の推移を令和32年度まで記載しておるものでございます。

まず、40ページであります、折れ線グラフが公債費の推移になります。毎年度の公債費は、おおむね700億円前後で推移をいたします。

また、棒グラフが県債残高になりますが、国土強靱化加速化対策と国スポ大会に係る施設整備等の影響によりまして、令和8年度にかけて9,500億円程度まで増加をいたしますが、それ以降減少し、8,000億円程度で平準化すると見込んでおります。

グラフの下に、健全化判断比率の試算——試算の試算でございますが——これも記載しておりますが、おおむね問題のない範囲で推移すると見込んでおります。

41ページに、昨年の3月に公表した試算と、今回の試算との公債費と県債残高の比較という形で表をグラフにしております。

いずれも、国土強靱化加速化対策等に伴う増加が見込まれまして、最大で公債費は約80億円、県債残高は約1,227億円増加する年度がございます。

国土強靱化加速化対策につきましては、公債費の50%が後年度交付税措置されるものなど、有利な記載をできるだけ活用するというようにしておりますが、対策を継続することによる将来への影響はある程度生じることとなります。しかしながら、過去の公債費、それから県債残高の状況と比較をいたしまして、現状であれば問題のない範囲であると認識しているところでございます。

繰り返しになりますが、あくまでも一定の条件の下での現時点の試算ということでございまして、これからの財政運営の参考として活用しながら、その時々状況に的確に対応してまいりたいと考えております。

また、先ほどの審議でも出ましたけれども、国の地方財政措置ですとか、あるいは今後予期せぬ災害の発生など、状況が大きく変化をした際には、必要に応じてこの財政見直しを見直しまして、引き続き財政運営に活用していくということが重要と考えております。

財政課からは以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○佐藤委員 その他報告事項の組織改正案についてですけれども、新たに設置、再編されております。出先は一つというようなことでありますけど、県の機関には、ほかにも多くの出先があるわけですが、それぞれの地域にある出先機

関の状況はどうなっているんですか。

○長谷川行政改革推進室長 今回の組織改正につきましては、それぞれの各地域にあります出先機関についての改正は今のところ予定しておりません。

○佐藤委員 出先では、今までと何ら体制は変わらないという状況ですか。

○長谷川行政改革推進室長 組織の数としましては、先ほど御説明しましたように消防保安課の出先機関として一つ増えます。

それぞれの機関の業務内容等につきましては、農政水産部のほうの新たな農業施策の対応に向けました農政部門の業務再編に伴いまして、一部出先機関における業務の見直しが予定されております。

○佐藤委員 目的を達成するために新たな再編、設置が行われているわけですがけれども、上だけが変わって、大事な現場を預かる出先は何も変わらなければうまく浸透しないのではないかという心配が。その辺りはどうでしょうか。

○長谷川行政改革推進室長 資料の38ページになりますけれども、農政水産部の農産園芸課の生産振興体制強化のための業務の再編に伴いまして、左側の表では、農産担当、野菜担当、花き・特産担当、果樹担当といった形で、いわゆる品目ごとの担当に分かれておりましたものを、目的ごとの担当ということで、右側の水田農業、畑作農業、施設園芸、露地園芸というような形で改正をしており、これに伴った形での出先機関の在り方についても、今、検討を行っておるところであります。

○佐藤委員 現場はあまり変わらずに、上から指示するところの名前が変わって指示が来るといようなことなのかなと思うんですが、一番大事なのは、やはり県民と接する出先であり、

現場であると思うんですね。その担当の人たちがしっかりと動けるような仕組みづくりをなされることが大事だと思いますので、その辺りをしっかりとやっていただくよう、よろしく申し上げます。

○井上委員 財政課長にちょっと。ほかのところは大体こんなかなと理解できるというか、大体分かるんですが、社会保障関係費が毎年度1.6%で累増となっているんだけど、その根拠って何かあるんですかね。

○石田財政課長 この社会保障関係費の見込みの試算は、なかなか難しいところがございます。

投資的経費や人件費、あるいは病院局の繰入金を除きます生活保護費等の扶助費、それから医療費の公費負担等の補助費などにつきまして、福祉保健部でまず推計をしていただいて、それを参考にした上で、おおむね毎年度1.6%の累増という形としております。しかし、これも昨年度つくったときに1.6%という形でまず試算をして、今年度、社会保障に関する大きな制度的な変更等がないことを確認した上で今回1.6%としておりますが、今後10年を考えた際に、果たしてこの1.6%の累増ということで、果たしてそれで妥当なのかどうか、現時点では確定的なことは言えないと思っております。今後の社会保障に関する議論ですとか、地方財政に与える影響等をしっかりと見ていく必要があると思っております。必要に応じて柔軟に、そこの部分の見直しが必要かなと思っております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、財産総合管理課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○蕪財産総合管理課長 財産総合管理課の当初予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の89ページをお開きください。

当課の令和3年度の当初予算額は、19億6,693万5,000円をお願いしております。主な内容について御説明いたします。

91ページを御覧ください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費7億1,172万1,000円であります。これは、庁舎・公舎等の光熱水費や清掃警備委託料など、庁舎・公舎等の維持管理に要する経費や企業局庁舎内の知事部局所有部分に関する維持管理及び企業局庁舎内部改修工事の持分相当額の負担に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)の電気機械管理費3億4,547万1,000円であります。

92ページを御覧ください。

これは、庁舎等の冷暖房設備等の保守点検や改修など、機械、電気設備の維持管理に要する経費でございます。

次に、ページ中ほどの(事項)県庁舎BCP対策事業費1億2,000万円であります。これは、大規模災害などの非常時における行政機能の維持を図るため、本庁舎及び総合庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受電設備の高所移設、非常用水源確保などの対策を行う事業でして、平成28年度から順次施工しているものでございますが、令和3年度に行う7号館の受電設備等の改修に

要する経費を計上しております。

次に、その下の(事項)東京ビル運営費5,718万円であります。これは、宮崎県東京ビルの設備管理や指定管理料など、運営管理に要する経費であります。2の新規事業、宮崎県東京ビル再整備事業(アドバイザー業務)につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)公有財産管理費2億4,263万3,000円ありますが、93ページで説明させていただきます。

これは、県有財産の災害共済分担金など、公有財産維持管理、県営住宅・職員宿舎などが所在する市町村に固定資産税に相当する額を交付する県有資産所在市町村交付金のほか、県有財産の貸付けや処分を予定している土地等の草刈り・剪定など、維持管理、測量・不動産鑑定、新聞広告などを行う県有財産利活用強化促進事業に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県有施設災害復旧費9,270万円あります。これは、天災や事故等により被害を受けた庁舎や県有施設の復旧を行うための経費でございます。

資料変わりました、委員会資料の23ページをお開きください。

新規事業、宮崎県東京ビル再整備事業(アドバイザー業務)であります。

東京都千代田区内に所有しております宮崎県東京ビルにつきましては、令和3年1月の閉会中の常任委員会におきまして、再整備後の施設の内容や規模、整備手法等について取りまとめた基本計画(案)の概要を御報告させていただいたところであります。

今回、来年度から再整備を行う民間事業者の公募や選定に向けた手続を進めるため、新規事

業として本予算を計上させていただきます。

まず、1、事業の目的・背景であります。

東京ビルの再整備を行う民間事業者の公募や選定等を行うに当たりましては、民間活用による公共施設等の整備に係る知識や、財務、法務、建築等の専門的知識が必要となりますことから、これらについて知見を有する事業者に、助言や資料作成等の支援業務を委託するものであります。

次に、2の事業の概要であります。

民間事業者の公募、選定、そして契約締結までの手続は一連のものであり、これらの手続が2年間にまたがりますることから、令和4年度までの債務負担をお願いするものであります。

令和3年度予算額は、(1) 予算額にありまことおり、2,145万円であります。また、令和4年度予算額は1,276万円を計上しており、本アドバイザー業務全体の予算総額は3,421万円であります。

事業期間は、先ほど御説明いたしました(3)にありまことおり、令和3年度から4年度までの2か年でございませ。

この事業で委託する具体的な内容は、(5) 事業内容に記載のとおりでございまして、1つ目のポツにありますように、公募の準備から契約までの各手続において助言を求め、また、2つ目のポツ以降にありますように、事業者からの意見や質問等への対応、提案内容の整理や事業性等の評価、公募要項や優先交渉権者の審査を行う審査委員会等における説明資料作成、契約締結における交渉への支援などを想定してあります。

本事業により、県の財政負担の軽減、東京ビルの必要な機能の維持・向上、そして事業の安定性を確保するという観点から、最適と思われ

る整備内容を実現することが可能になると考えております。

新規事業の説明は以上であります。

引き続き、常任委員会資料の31ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

表の1段目、宮崎県東京ビル再整備事業(アドバイザー業務)ですが、先ほど御説明いたしました内容につきまして、令和3年度から4年度まで、限度額1,276万円を計上しております。

当課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○三井税務課長 税務課の令和3年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の95ページをお開きください。

税務課の令和3年度当初予算額は、543億3,346万円あります。それでは、主な内容について御説明いたします。

97ページを御覧ください。

ページの中ほどに記載しております(事項)諸費は、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、15億円を計上してあります。

次の(事項)賦課徴収費は、23億9,811万円あります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明欄、1、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、2億3,473万8,000円を計上してあります。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、その下の(2)ですが、個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして、15億8,045万4,000円を計上してあります。これは、個人県

民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で、市町村へ交付するもので、各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することになっております。

次に、一番下の2、自主納税の推進費ですが、ページをめくっていただきまして、98ページを御覧ください。

(2) 各種団体との協力体制推進費としまして、2億3,582万8,000円を計上しております。

その主なものとしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で、2億2,392万8,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者に対して、その申告納付額に応じて交付するものであります。

次の3、管理機能の充実費の(4) 税務電算トータルシステム運営費としまして、2億3,346万4,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴うシステム改修経費等でございます。

次に、(款) 諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と県内の市町村に対しまして、県の税收の一定割合を交付する法定交付金でありまして、492億1,303万8,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

まず、(事項) 地方消費税清算金ですが、本県に納付された地方消費税について、各都道府県で清算を行うために支出するものでありまして、215億1,355万3,000円を計上しております。

次の(事項) 利子割交付金以下の8つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、令和3年度の税收見込額を基礎に算出したものであります。

事項別の説明は記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、100ページの(事項) 利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、関係する都道府県間で精算を行うために要するものであり、1万円を計上しております。

最後に委員会資料の31ページを御覧ください。

自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託業務につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

これは、令和4年度の自動車税種別割の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものですが、令和4年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストを行う必要があり、その期間として1か月以上を要することから、令和3年度から4年度にかけての実施をお願いするものであり、1,529万円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○日高市町村課長 歳出予算説明資料の103ページをお願いいたします。

市町村課の当初予算について御説明いたします。

市町村課の令和3年度当初予算額は、22億9,488万3,000円をお願いいたしております。

主なものについて御説明をいたします。

105ページをお願いいたします。

中ほどの(事項) 地方分権促進費7,628万5,000円ではありますが、これは、説明欄1の市町村権限移譲推進事業としまして、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村へ交付するものであります。

次に、106ページをお開きください。

一番上の(事項)自治調整費8,755万8,000円です。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でございますが、主なものは、説明欄の6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,574万1,000円で、これは、全国的な運営を担っております地方公共団体情報システム機構への負担金や関連機器の使用料などとなっております。

次に、下から4段目の(事項)市町村公共施設整備促進費5億17万6,000円ですが、これは、市町村が行う防災・減災事業や公共施設の統合整備、行財政の経営健全化に資する事業等に対して、無利子の貸付けを行うものでございます。

次の(事項)市町村振興宝くじ事業費4億9,522万2,000円ですが、これは、市町村振興宝くじとして、全国的に発売されますサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金と時効金の本県配分額の全額を、県を通して公益財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものであります。

下のページ、107ページを御覧ください。

中ほどにあります、(目)選挙啓発費の(事項)選挙常時啓発費395万8,000円です。

説明欄2の改善事業、若者に届く！届ける！選挙啓発事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、その下の(事項)衆議院議員選挙臨時啓発費825万5,000円ですが、令和3年10月に任期満了を迎えます衆議院議員の選挙に要する経費で、テレビや新聞広告を用いた広報など、臨時啓発に係る経費でございます。

108ページをお願いいたします。

(事項)衆議院議員選挙執行費8億6,269万1,000円ですが、これは、同じく衆議院

議員選挙における投開票事務など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費であります。

最後の(事項)最高裁判所裁判官国民審査費862万3,000円ですが、これは、国民審査に係る審査公報の印刷に要する経費等です。

続きまして、常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

改善事業、若者に届く！届ける！選挙啓発事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景ですが、昨今、全ての選挙において投票率が低下傾向にございますが、原因として、若年層の投票率の低迷と有権者全体として、世代を重ねても投票率が上昇しないということが挙げられます。このため、投票行動の固定されていない若年層のうちに、政治や社会に関心の低い層にも届く選挙啓発を行うことによりまして、投票参加を促すものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は321万3,000円、財源は全額一般財源、事業期間は令和5年度までの3年間、実施主体は県でございます。

5の事業内容ですが、①の高校生等向けの啓発講座「ポーターズ・ゼミ」から④の出前事業等の各種研修等派遣事業につきましては、従前から取り組んでいる事業ですが、これまでの事業の成果等を踏まえながら、必要な改善等を行うこととしております。

そして、⑤の動画コンテスト等につきまして、新たな取組となります。一般の若者を対象に投票参加を促すアイデア動画を公募いたしまして、優秀作品の発表会、表彰式を兼ねた啓発セミナーを商業施設等で行うものでございます。政治や社会に関心が必ずしも高くない若者に、動画

の作成ですとか、ネット上での動画の視聴を通じて、選挙参加の意識を持ってもらうことを目的としております。

また、動画作品につきましては、下の図にもありますとおり、他の啓発事業で啓発・紹介するなど、①から⑤の事業間での相乗効果を図ることといたしております。

これらの事業によりまして、3の事業効果にありますように、政治や社会に関心が高い層の育成強化を図りますとともに、関心の低い層にも政治や選挙の重要性を考える機会を設け、投票参加につなげることを目指すものでございます。

市町村課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○野崎委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○山下委員 市町村課の、若者に届く！届ける！選挙啓発事業ですが、非常に選挙の投票率が低いわけですよね、特に若者が。

確かに、こういう啓発事業というのはやらなきゃいけないことでしょうけれども、私は、若者イコール——要するに、全般的に投票率がこれだけ下がってきたということは何かやっぱり問題があるんじゃないかなと思うんですよね。だから、根本的な選挙方法について考え方を変えないと、せっかくの国民の権利として与えられている選挙権が、50%を割るような投票率では我々も信用を受けてるいんだろかなと、ちょっと疑問に思うことがあるもんですから、そこ辺りの啓発をもっとやっていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○日高市町村課長 委員のおっしゃるとおり、この投票率の低下という問題は、一つの事業とかで簡単に改善するようなものではないと思っ

ております。

特に、私どもで考えておりますのは、啓発しようと思すと、一般的な広報——新聞、テレビ、そういったものでなかなか届かなくなっているという現状がございますので、これは選挙だけではないと思いますけれども、県が行う一般的な広報が届くようなやり方に変えていかなければいけないと思っております。

今回の事業もその一つは取り入れているんですけども、どうやったら、こちらが思っていることが実際県民の方の心に届くのか、工夫しながらやっていかないといけないと思っております。

それと、教育が非常に大事だと思っておりますので、主権者教育、そういったところで、どうやって若いうちにそういう意識を持っていただけるか、そこに力を入れていきたいと考えております。

○山下委員 確かに言われるようなことも当然やっていただかないといけないわけですけども、選挙の投票の仕方そのものをですよ。わざわざ投票場まで行かなくても、今、全国的には、あちこちでやるような方法も始まっています。例えば学校でやるとか、そういう方法も視野に入れて、やっぱりちょっと改革をしないと、せっかく与えた選挙権がどうも無駄になっているような気がします。私は大胆な改革をやっぱりしないと、いけないんじゃないかなと心配しておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○佐藤委員 関連してですけれども、今、山下委員が言われるように思い切ったところが必要だと思っておりますよ。この啓発事業とか、選挙常時啓発費、それから臨時啓発費とありますけれども、これがあってどのくらいの投票率なのか、なくてどのくらいの投票率なのかというところ

も大事だと思うんですけども、やはり言われるように、思い切った選挙の方法、投票方法、根本的な投票率アップの方法が必要だと思うんです。宮崎県ではやっていない、他県で投票率を上げているというような事例は確認されていますか。

○日高市町村課長 考えられるものとして一番思いつくのはスマートフォンなどの端末で投票ができればということなんだろうと思いますけれども、現在のところだと、ネット環境ですとか、セキュリティーの関係、それと二重投票等を防ぐ、選挙全体の安全の観点からなかなかそこまで至っていないということがございます。

例えば、高齢者等が多い山間部に期日前投票ができるよう、移動式の投票場を走らせるといった取組は県内でも県外でもございますが、なかなかそれが全体に影響を及ぼす程度の規模で行われているようなものは、私どもではまだちょっと把握できておりません。

○佐藤委員 宮崎県でやってないですが、国内で許されている投票方法があるんですか。スマートフォンでの投票はやっているところがあるんですか。

○日高市町村課長 スマートフォンの投票については、行っていないと思っております。

○佐藤委員 一番直近で行われる可能性のある衆議院選挙ですけども、これで大体どのくらいアップすると、これがあるとないとではどのくらい違うというようなところまで分かりますか、考えてますか。これでどのくらいを上げられると。

○日高市町村課長 私どもの事業で投票率を上げるということ自体はなかなか難しいと思っています。選挙の状況によって、その投票率とい

うのはかなり影響を受けますので、これだけということは何%という目標は持っていないところでございます。

○佐藤委員 そうだと思うんですが、投票率を上げるのが大事であります。そのためにできることは何でもやるべきだと思うんですよ。考えられることは全てやるべきだし、それがやっぱり大事だと思います。他県ではやって、宮崎県でやってない、他県ではここまで伸びたというような事例があれば、どんどんやってほしいと思います。

先ほど学校でとかいう話を山下委員が言っていましたけれども、そういうところは。

○日高市町村課長 実際、学校に期日前投票所を置いているかとかいうところを確認してはございません。

今、期日前投票所は大型商業施設ですとか、若者が来やすいところとかに設置してございますけれども、学校となりますと教育との関係がございまして、要するに投票を強制することにつながらないようにしないといけないという観点もございまして、大学等になりますと、期日前投票という形で期間を決めて設置というのは可能だと思いますけれども、それは本県でもやってございますので、他県でのみということではございません。

○佐藤委員 最後にしますが、投票率の高いところは、もう必ず行くんですね。よっぽどなことがあって行けないだけで、そういうところは行くんです。低いところが問題なわけで、そこでどういう対策を打つのか、そういうポイントを絞った投票率が何割以下のところに対して、こうやるんだというようなことはできないんですか。

○日高市町村課長 おっしゃるとおり、確かに

小さな町村はほとんど100%に近い投票率でございますので、例えば防災無線等を使って投票の状況とかをお知らせすることで投票率を確保できているようですけれども、都市部を中心に若者が多いところについてはなかなか有効な手段がございません。

今回、我々が考えたのも、なかなかこう届いていないところに少しでも届くような取組をやっけていこうということで、今回の事業をお願いした次第でございます。

○佐藤委員 投票に行った人たちの声は、人数が少ないんで届かない。投票にも行かない人たちの声のほうが大きく聞こえて、そこで動かされるというようなことは、どうも違うと思うんですよね。しっかり投票に行く人たちの、そういう思いで入れてきているのが生かされないといかんで、投票はしないけれども言うことだけ言うというようなことではなくて、言う人はしっかり投票もさせる。分からんからですね、投票したかしないか分からん人たちの声まで聞くわけですから、しっかり投票はさせる、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

○坂口委員 もうちょっと広い視野から見たときに、確かに投票率のアップというのはすごく大切なことで、100%が理想なんですよね。

今、佐藤委員が言ったように、高い市町村とか高い町村は、どんな選挙でも投票率が高いんですよね。低いところはいろんな手だてをやってもなお低い。そこでは投票というか、自分が1票を投じる政治に対しての必要性も希薄、政治にどれだけ依存せんらんかという政治依存度、そういう根本的なというか宿命的なものが一つあるんじゃないか。これを行使しなかったら、私、何ら不自由さも不便さもないし、期待も絶望もないという政治への満足度というか、

依存度の大きさというか、そこが一つ、宿命的にあるんじゃないかという気がするんです。

いろんな手だてがあるのは確かに結構なことだけど、そこだけにあまりにも目が行くことは一つの問題ではないか。

それともう一つ、そんなことを言いながら、公選法上、午後8時まで許された時間ですが、午後6時には投票が終わっている。そうすると、それ以降にしか行けない人はもうそこで排除ですよ。

我々は公職選挙法で厳しくいろんな義務づけられて、選挙運動なんていうのは、告示があって、その日に届出を済ませて、看板もらって、旗もらって、初めて政策の訴えがなるんです。政策の訴えが終わる頃には、有権者は投票に行っていて、もう全部事前投票なんです。虚しいですよ。我々、一生懸命、自分の考え方を訴えているのに投票に行ってるんですから。

投票の質という用語弊があるかも分からないけど、本当に選ぶべき政策を自分が選んで投票に行かせてるかということ、物も聞かんうちに、とにかく投票に行けと、我々は投票率にこだわるんだという、そういった選挙管理委員会の考え方が果たして、長い意味で投票率のアップにつながるかということ、何も反映されないじゃないかと。何の意見も聞かずに名前を書いちゃったけど、その人、どこにいるの、何やってんのって、僕はこれは大所高所から見直さないと、小手先に走るの間違ってると思うんです。

その日まで自分の何らかの政策を、選挙活動なんかやったとき、事前投票されるんですから、僕らは虚しいですよ。一生懸命に人を集めて演説して、じゃあ、お願いしますねと言ったら、おお、坂口君、俺はもう投票に行った帰りなんだ、これには情けなさがある。だから、大所

高所から分析しないと僕は駄目だと、迷走していると思うんです。そして、投票率を向上させるなら、ぎりぎりの時間までやっぱり投票箱を開けておくべきです。

あらゆる利便性を高めて、とにかく期日前投票を、とにかく書いてくれと、人を選ぶのに政策を選ぶなど言っているのと一緒です。これは、どんな具合にここを総括されています。

○日高市町村課長 委員のおっしゃるように、投票率だけを追い求め、どういう便宜が図れるかということ、期日前の投票をどうやって増やすかということに行きがちになっています。

先ほどから佐藤委員も言われていましたように、各県で取り組まれている取組も、それを増やすための取組はできているけれども、結局、それ以外の本質的な部分への取組はないというのが現状でございます。やはり、先ほどから各委員がおっしゃっていますように、制度の根本的な仕組みであるとか、そういったところを変えていかないと、なかなかこう一遍には変わらない。

ただ、我々としてできるのは、先ほど言われているような、自分が投票したことの意味というか、そういったことを感じる事が大事なんだという教育をやっていくこと。これに関しては、今でもできる話でございますので、それは教育委員会とも連携しながら、学校とも通じてやっていきたいと考えております。

○坂口委員 だから、投票の意義についての教育というのは、じゃあ、そういうやり方が本当かということ、また、それは別なものです。投票の意義、投票の大切さというのは、その領域の中でしっかりと王道教育をやるべきだと思うんです。

昔は期日前投票なんていうのはなかったんで

す。選挙の告示期間、公示期間というのがあって、その後に投開票日というのがある。そして、どうしても行けない人たちのために不在者投票手続があって、本当に法律で定めた日に投票できない人に例外的に認めていたのです。

今は投票率を高めるために、候補者の政見なんて聞くなと、公示された次の日から投票にどんどん行きなさいと、あなた、期日前に行きましたか、期日前をやりましょうとばんばんアナウンスされている。私は坂口でございます、私はこういった所信、所見をと訴えている一方で、選管は一生懸命、もうそんなもん聞かんで、どんどん投票に行けというのを同時にやっているんですよ。情けないです。

そうやって、質を落とすことにつなげたり、何も考えずに——一番右側に名前が書いてある人を選ぼうとか、一番簡単な名前を選ぼうなんてやっていたら、これは本当に最悪の投票率の低下というか、回復できない投票率の低下につながるんじゃないかと僕はすごく懸念しています。これはもう答えようがないだろうけれども、ちょっと大所高所から、質と量をどう高めるかという視点からいかないと、量だけを増やそうといったって、質が下がれば、やっぱり政治は駄目になっていくし、駄目になれば有権者からの信頼を損ねて、何たるものぞ投票がというようなことになってくるのです。これは、答えは要らないです。

次に東京ビルのアドバイザー事業です。これから最終的に上がってくるものが、いよいよ業務の契約につながるわけですが、そこにつなぐ成果品として、具体的にどういったものがここで上がってくるんですか。

○蕪財産総合管理課長 先日、御説明させていただきました基本計画（案）について、1月の

御意見を踏まえながら、早急に計画(案)を取りまとめる予定としております。

そして、その次の段階なんですけど、民間の知恵を活用して選定を進めていくという定期借地方式というのを採用するということといたしましたので、まずは民間から募集をするために、どのようなものが必要かというような要求水準というものを、まず定めることとしております。

そして、その要求水準を決定した上で、その内容に応じて公募という手続を進めながら、その選定を進めていくということを考えているところでございます。

そのために、まず、次の段階としては、この基本計画で決めた最低の線引きのところの施設の規模というところについて、どのような提案を求めるか、また御意見をいただきたいと考えているところでございます。

○坂口委員 なかなかこう経験というか、そういった現場を見たことないので難しいんですけども、今後、とりあえず水準的な要求仕様書として出されて、契約の相手方というか参加する業者がそれに沿った提案をしてくることになるかなと思うんです。

要求水準を出されたときに、その内容のすばらしさだけではなくて、最終的に金銭的なものも選定のための判断材料として大きなシェアを占めると思うんですけども、そこで絵を描こうとしたときに、同じ機能を確保するためにも金額の上ではびんきりが出ますよね。それから、例えば、そういう比較の仕方というの、マネジメントの在り方というの、認定されたと、確立された手法もあるんですけども、何かそこで具体的に、金額はここからこの範囲内で収めろとか、契約の相手方を選ぶときの判断基準に基づいたアドバイスが必要になってくると思

うんですね、質疑が上がってくれば。

そうするとアドバイザーの委託費、この金額は決して小さいとは言わないんですけども、これにはそういった高度なものはまだ含まれないので、水準書を出して公募を受け付けるときの質疑に対する説明の際にも、そういうノウハウを持ったアドバイザー的なというか、県が意見を求める相手がいないと、なかなかこれは難しいかなという気がするんですよ。

そこは今後この段階を経て、その成果品を踏まえて、次のステップになっていよいよ契約の相手方の選定に入るときに、そういうものがまた引き続き必要になってきそうな気がするが、そこらはどんな具合に今想定されてます。

○蕪財産総合管理課長 まさしく、今回の手法というのは民間を活用するというので、県がこれまでとってきた通常的手法とは違う、全く未経験のものを行いますので、そういったところについて助言を頂くためのアドバイザー事業ということで想定させていただいております。

あくまでも、進めるに当たって決定していくのは県なり議会なり、そういった関係者のところの御意見を伺いながら決定をしていくこととされているのですが、要求水準をはじめ、公募要項——業者をどうやって選定するかという要項の策定、そういったところについては県のほうで決定します。そのためにはアドバイスも必要なので、今回、上程しているアドバイザー事業でコンサルタントの助言を頂きながら、その中には法務の部分とか弁護士さんとか建築の専門家とか、そういったものを含んだ、トータルな企業体に参加していただいて、そこで助言を頂いて、県として決定していこうと考えています。

来年度は、そういった意味で公募の要項(案)

を固めて、公募を行うところまで想定しておりまして、そのための前段階の手续や、評価をするための審査会を制定するための運営のお手伝いとか、そういったところを今回上程している予算の中で見込んでいただいております。

○坂口委員 そしたら、新たなアドバイザー的なものは次の段階としてまたそこで確保されて、そことの連携の中で、公募者からの具体的な質疑等に対する説明とか答えとかいうものを作っていくと。

結局、相手方は設計書をつくらないといけないんですよ。設計書には必ず数字が入りますよね。この数字を入れることによって、自社に有利な評価をもらえるか、それとも、これでは枠の外になってしまうものに対しては、その数字は駄目だという具体的な説明が、僕は出てくるんじゃないかと思うんです。

設計書を渡していないだけに、自分らが設計書に全ての数字を入れないといけない、単価まで入れないといけないとなったとき、そこはかなり高度なものを持ったのと、このアドバイザーからもらった、その成果品の中にうたってある要求水準の中でつくることになれば、建築関係にたけた、あるいはそういったマーケティングも必要になってくるかも分かんない、これでは事足りないんじゃないかというような気がするんですけども、どうなんでしょうね。

防災庁舎や県病院とは、またちょっと違った形式だからですよ、そこはどうなるのかな。

○蕪財産総合管理課長 確かに、設計を——今回はこういったものをきちっと作り込んで、それを実現する形とは違いまして、民間に提案を求めながら、民間施設部分については一定の収益を上げてもらいながら、地代として県側に一定の収入を頂くことを見込んでおりますので、

そういった意味では、ある程度、民間サイドに自由に提案できるような仕組みをつくる必要がございます。

また、こういったところを評価するかにつきましても、確かに重要な問題になりますので、県施設として必要なものに一定の条件を設定して、それに対して自由に公募で提案をしていただき、それをどう評価するのかという評価委員会が重要になってこようかと思っておりますので、評価委員会の選定についても、県が中心となって動きますが、コンサルタントのアドバイスを頂きながら、全体として評価ができるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

そして、おのおのの提案者より出てきます質問や確認事項につきましても、そのものについて、きちっと評価できる体制づくりというのが、来年度の大きな課題だと考えておりますので、そういったところを補う仕組みとして、アドバイザーということを2か年にわたって支援していただく組織として、今回、計上しているところでございます。

つきましては、確かに、難しいところもございますが、またいろいろと御助言を頂きながら、進めてまいりたいと考えているところです。

○坂口委員 ちょっと分からずにくどくなってしまうけど、そうだと思うんですね。

ただ、この2,100万円程度で、しかも債務負担で2年にわたってという事業内容を見たときに、それでどうかなあというのが、例えば、今後、公共で所有する施設としての一つの要求水準というもののの中に、設計が収まりますよね。収まると同時に、物すごく大切なことは持続性、特に経営面から見ての健全性もしっかり間違いのないものがそこで担保されないと、相手方として選べない。

そうなったときに、先ほどから言いますように、この設計上の数字というのは物すごく微妙な、難しいものが出てくると思うんですね。同じものが安く完成したからといったって、今度は中の間取りから何から、あるいは官が持つものを民間が商業用として営利目的に使用する割合を見たときに、これだと確実に健全経営ができると見通せないと駄目じゃないですか。総合点として評価していくことになるでしょうから、ここには無駄な設計は入ってないよというものもないと——ここが物足りないとかではないのですが、これで本当にいけるのかなと心配したものですから。

やっぱりそこら辺が必要になってくれば、思い切って予算化して、間違いないものがしっかり造られるんだと、間違いなく相手方も逃げずに契約に臨んでくる、魅力を感じる物件でもあるんだと、事業でもあるんだということをぴしっと成立させないと、なかなか難しいことになると思うんです。

それでしたら、うちは結構ですって、相手方がいなくなる心配もあるし、それならうまい話だ、おいしい話だって、うちはまだこうやりますよということで、本当におかしな意味での競争を誘導しちゃうことにもなるかもしれない。これはやっぱりアドバイザーに依存しないといけなところがかかなり大きいのかなと懸念——余計な心配かも分からないけれども、そこらがどうもこう落ちないんですよ、考え方が。

だから、今後、幅を持ちながら臨んでいただければなという気がするんですが。

○野崎委員長 お昼を過ぎましたが、続きは午後からということで、1時10分から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時8分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

坂口委員の質疑の途中でございましたが、何か御意見があれば。

○蕪財産総合管理課長 坂口委員の御指摘のとおりでございます。今回の事業は民間を活用して行う、県としましては極めて珍しいケースでございます。決定に当たりまして、今回はアドバイザーとして支援を頂く形で予算計上させていただきましたが、必要に応じて議会の御意見を頂いたり、いろいろなところの支援を頂きながら慎重に検討していきたいと考えております。

また、必要に応じて、その判断に窮すること等がございましたら、御助言を頂きながら、この計画を進めてまいりたいと考えております。

○野崎委員長 坂口委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○蕪財産総合管理課長 常任委員会資料の42ページをお開きください。

宮崎県公共施設等総合管理計画の改定についてでございます。

本計画は、県が保有・管理する公共施設等の総合的・計画的な管理を実現するための基本的方針として、議会から御承認を頂き、平成28年9月に策定したものでございますが、次年度に改定を予定しておりますので、その概要を説明させていただきます。

まず、1、改定の理由であります。令和3年度におきまして、本計画が策定から5年を経過することから、施設の状態や個別施設計画の策

定結果などを踏まえて、詳細に所要の見直しを行うものでございます。

次に、2、対象となる公共施設等であります。対象施設は、県が保有・管理する全ての建物とインフラの施設であります。

続いて、3、改定計画の期間であります。改定計画の期間は、令和3年度から20年間に改めることとしております。

続いて、4、主な改定内容であります。今回の改定では、国が策定指針等を示しておりますが、それに基づきまして、主に資料に記載しております(1)から(3)の見直しを行うこととしております。

1点目は公共施設等におけるユニバーサルデザイン化の推進方針の追加、2点目は公共施設等の維持・更新等に係る中長期的な経費見込みの見直し、3点目は道路や学校といった施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の見直しであります。

最後に、5、計画改定のスケジュール(予定)でございます。今後、6月に改定計画の素案を御報告し、パブリックコメント等の手続を経まして、11月の定例県議会で議案を提出する予定としております。

説明は以上でございます。

○日高市町村課長 常任委員会資料の44ページをお願いいたします。

議案第28号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告いたします。

この議案につきましては、関係する各常任委員会に付託されておりますので、ここでは全体の概要について御報告をさせていただきます。

まず、1の改正の理由であります。地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務を市町村

に移譲するため制定しております宮崎県における事務処理の特例に関する条例につきまして、新たに市町村に移譲する事務を追加する等のため、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要であります。まず、(1)の新たに条例に追加する事務ですが、表の1段目は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び同法施行令に基づく地域連携薬局等の認定の申請の受理等に関する事務について、宮崎市に権限を移譲するものであります。

2段目ですが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同法施行令に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付等の申請に係る審査に関する事務の一部について、各市町村に権限を移譲するものであります。

3段目ですが、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物販売業者等の動物の所有数等の届出の受理について、宮崎市に権限を移譲するものであります。

次に、(2)の移譲対象市町村を追加する事務としまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の認定等に関する事務について、現在、宮崎市のみに移譲をしておりますが、宮崎市以外の各市町村に移譲をするものであります。

なお、施行期日は、それぞれの表の一番右の欄に記載しているとおりでございます。

45ページになりますが、(3)引用する関係規定の改正につきましては、ここに記載の各法令が改廃されたことに伴い、本条例において引用する関係規定を改正するものであります。

最後に、参考といたしまして、現在、条例上の移譲事務数は1,201であります。今回の改正

で新たに移譲する事務が10、また、法令の改廃に伴い削除する事務が11ありますことから、改正後の移譲事務数は1,200ということになります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○太田副委員長 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、44ページの真ん中に、福祉保健部の精神障害者保健福祉手帳の交付等の申請に係る審査に関する事務の一部とありますが、これは各市町村にということですが、手帳の申請に係る審査となると、なかなかこれは市町村では大変なんだろうが、審査ではなくて、何かの部分的な移譲なんだろうか。ちょっと確認したいと思います。

○日高市町村課長 おっしゃるとおり、この認定自体は、判断は県のほうで行いますので、その審査の段階の部分の一つで、障害者年金に係る障害者等級を確認するという作業を年金事務所等に行うという事務だけを市町村にお願いするものでございます。

○井上委員 あんまりよく分かってないからかもしれないんですけど、この宮崎県公共施設等総合管理計画の改定のところで、本計画が策定して5年を経過することから、施設の状況や個別施設計画の策定結果などを踏まえて、所要の見直しを行うとなっているんですが、この改定期間の20年間の延長というのは、どういうことから20年間というのを決められた……。

○蕪財産総合管理課長 総合管理計画自体を28年度に策定しているんですが、そのときに28年度から20年間ということに計画を策定しております。そして、当時、5年ごとに状況を見直し

ながら改定をしていくこととしておりましたので、来年度にその5年目を迎えることから改定するものであります。

○井上委員 じゃあ、5年ごとに見直してまた20年、5年ごとに見直してまた20年ということなんですね。

○蕪財産総合管理課長 はい。そのように見直ししながら、常に最新の状態で、全公共施設についてのマネジメントというか、管理をしているという計画でございます。

○井上委員 この5年間で何かその、特別に何か問題点があったということは一切ないわけですか。

○蕪財産総合管理課長 当初の総合管理計画というのは、国の指導に基づきまして、急遽、全体像を見ながら策定したものでございましたが、今回、国の指導もありまして、おのおのの類型ごとの個別施設計画というのを順次策定してまいりました。

この5年間をかけていろいろな個別の現状が明らかになってまいりましたので、その個別の現状を踏まえた上で総合管理計画を見直そうということで、今回、改定するものでございます。

具体的には、今、個別計画というのが各所管から上がってまいりましたので、それを見ながら、今度、全体像を再度見直そうということでございます。

○井上委員 ちなみに県立学校施設で何か上がってきているんですか。学校のありようも随分変わりつつあって、今までのような学校の施設のありようでいいのかなと、ちょっと疑問があるところなんですけど。そこはどんなふうになっているんでしょうか。

○蕪財産総合管理課長 説明資料の右手にございますが、個別施設計画を各所管の事務処理に

において策定していただいておりますが、考え方として、現存の施設が無駄にならないようにどうやって使っていくかという視点のみで計画をつくっております。

ですので、再配置といったものについては、5年ごとの見直しの中で明らかになってきますので、そこで順次更新をかけていこうと考えているところでございます。

○井上委員 例えば、県営住宅もそうなんですか。今回、一般質問の中でちょっとお話が出ましたけれども、この県営住宅についても同じなんですか。

○蕪財産総合管理課長 所管しております県土整備部のほうで、県営住宅についての個別の施設計画、全体の配置というのを検討していただきますので、それを踏まえた形で、例えば、県営住宅としては有効に活用できないような施設が残ってくるとすれば、それを総合的に全体として有効に活用するための計画ということで、総合管理計画を今回策定するものです。

実際、有効に使えているかどうかということについては、全体をシステム化して統一の考え方で策定できるようにということで、当課のほうで施設管理所管のほうに計画をつくっていただいて、それを踏まえて総合計画をまとめようという作業を行っているところでございます。

○井上委員 総合管理計画をつくっている意味合いというのは、個別に意見や考え方を聞かれるということなので、例えば、今回、予算の中でもちゃんと出てきてるけれども、コロナ対策はこうで、何々の対策はこうで、人口減少の対策はこうでというのは、大体、総務部が把握しながらやっているわけですが、そういうことだと理解していいということですか。

○蕪財産総合管理課長 確かに、もろもろの事

情を踏まえながら、総合的に管理していくという方向を目指すべきだと考えております。

ただ、なかなか全体の計画として——平成28年度につくったばかりということで、その熟度を上げている段階にございます。そういった中で、委員の御指摘にあるような、もろもろの環境要因といったものを踏まえた総合的に機能するような管理計画となるように、順次改定を行いながら改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○井上委員 今、ゼロカーボンの問題とかいろいろ考えると、建設されていくものは全体的にそこまで考えていかないといけなくなってきているわけですね。今日のお昼のニュースでも一生懸命やってみましたけれど、エネルギー関係等の問題点というのもすごく出てくると思うんですよ。

ですから、そういうこととかは個別の施設計画なのか、それとも総合管理全体の中で管理して決めていくのか、その決定のおおよそはどこにあるのかが分からないんですけど、どこなんですか。

○蕪財産総合管理課長 確かに、コスト面とか、そういったところも含めて計画的な推進体制を構築して、それをきちっと検討できる組織をまず立ち上げること、そして、その中で施設の配置や送料、そういったところの最適化を図ること、そして、それを含めて老朽化とか、つくるものについて少しでも有効に図れることといった観点で、今回、総合管理計画を策定しているところでございますが、その中で、まだ、現時点では、評価のシステムとか、そういった統一のシステムというのを、今、構築している最中でございまして、きちんとした指針とかがまだ定まっておりません。

そういったものを、まず情報をきちっと集約して、分析できるシステムづくりというところを、今、取り組んでいるところでございまして、このシステムを構築し、一元管理を実施した上で、もろもろの課題を解決していきたいと考えているところです。

○井上委員 建物の長寿命化の問題も含めてそんなだけけれども、公共事業というのは宮崎県にとってみれば、すごく大きな経済の中心にも据えてもいいぐらいものが出てくるので、そういうことも含めてきちんと考えていく必要性があると思うし、残している建物について、これは施設の管理という在り方だけれども、例えば、その施設が要らなくなった場合の跡地利用はどうするのかというところまで入ってくるのではないだろうかという思いもあるんだけど、結局は県づくりのところに、どこにどの施設があったほうがいいんだという考え方にも大きく反映してくるんじゃないのかなと思うのね。だから、それをどこがどんなふうにして決めていくのが、ちょっとこれじゃ分かりにくいような。計画はあるけれども、主たるそのイメージとか、それから構想とかを練っていくところはどこかなというのが分からないので。

○蕪財産総合管理課長 平成28年に策定しました総合管理計画の中で、この計画の方針を実現するために、どのような組織体制で、どのように検討していくかというところについては方針を出しております。

その中で、病院局とか企業局とか、そういった部局も含めて、各部局長を会員にした公有財産調整委員会というのを、今、立ち上げております。その中で、使途とか、どのように有効に活用していくかといった在り方の検討や調整、進捗管理を行う組織を今つくっております。

この組織の中で、委員の御指摘のような課題解決といったことに資するための組織づくりをしているところでございます。

○坂口委員 混乱してきてというか、認識違いが当初からあったのか、それとも、ちょっと、今、だんだんそれが進化してきたのか分からんけれど、もともとこの計画の原点は、更新期でいきなり修繕費が莫大に必要になってきて、突発的にそれが高まる時があるから、まず維持管理費を平準化しようというのが一つ根底にあって、その中で、一つには寿命が来てなくても、いわゆる金融界というアセットマネジメント的な考えも含めていって、その中で長寿命化による効率性、費用対効果の有効性を確保していこうという考え方とか、人口減少の中にあつて将来要らなくなる施設についても識別していく、その延長線上にせんだつて、あの新体育館の公的債なんかも、また国が制度化してきたという大きい流れの中にあつて、もう将来体力がもたんぞと、でも施設は必要だぞと。

コンクリート、鉄筋コンクリートの施設が30年しかもたないという説でしたが、50年過ぎてもびくもしない。じゃあ、これを100年使うことによってコストを下げている、その施設を維持しているという考え方に基づいたものだったと思うんですね。

だから、そこが原点だということをまず説明をしていただいて、それがずっと進化してきているんだということをやっていただかないと、この説明は物すごく分かりにくいものです。課長も相当苦労されると思う。

確かに、ぴしゃっとまとめた説明をされているんだけど、全体としてはどういうことなんだと、井上委員が言われることも、確かにそだと思う。

だから、考え方のスタートがもう維持管理がもたなくなると、要らない施設も出てくると、それじゃあ、一元管理、総合的にやっ払いこうと、そのほうがコスト的に有利なら、せつかくの施設だから使えるだけ使っ払いこうと。そのためには、計画的に年間、本県で2億なら2億、20億なら20億だったら、2という数字がついていたようにあるんですけど、それをずっと維持管理のための修繕、保全のための経費として使っ払いこうとか、あつたような気がするんですよ。

そここのところを僕がこんがらがつてるのか、最初から認識違いなのか分かんないのでんですけど、それをまず整理していただくと分かりやすいかな。

○井上委員 今の坂口委員に関連していいですか。今のを聞くと、なおさら思っらんです。総合的に総務部が組織改正の内容とかやってきてるわけだけれども、物事をどんなふうにして考えるかといつたら、基本的には広域的に考えていこうといつところはあると思っらね。

だからこそどうしていくのか、一つ一つ——5年間の見直しで建物は古いか古くないかとかといつ話だけで終わらせるのか、そんなことじゃないんだと思っらのなら財政的な裏づけも含めて、県の持ち物といつのは有効に使われて存続するなら存続する、廃止するなら廃止するといつことが正確に示されないといけなといつのが私の考え方なんですよね。

それをしなくて、ただ5年の間にちよつと見直しだけをして、何か言われるとこのままでいいのかなつて、ちよつとこの基本計画、管理計画そのものがどうなのかなと思っらけど。

○蕪財産総合管理課長 まさしく、そのために管理計画をつくつておっらまして、坂口委員のおつ

しやられたとおっら、背景としては、本当に維持管理も難しくなつてくる、経費もかかる、そついった中で少しでも必要なものは長く使っ払いこうといつ、そついった仕組みづくりをつくるための総合的な計画だと考えておっらます。

じゃあ、どういつたところで検討するかについては、当初の計画の中で調整委員会とか、エリアを検討する国や市町村も含めた公有財産の最適利用の検討会を組織しながら、全体としてきちんと管理できるような仕組みをつくり、その中で、施設の配置や最適化を図るシステムをつくるといつのが本来の目的でございまして。

そのためのデータを5年ごとにつくつておっらまして、現状を分析して更新をかけるといつのが今回の改定といつことでございまして。

○井上委員 いや、だから、公有財産の調整委員会といつるか、その中で議論されて、こつですよといつことでしょう。年に1回なら年に1回ぐらゐやるつてことなんでしょう。その調整委員会の中で、それをやってこつですよと。

だから、ちよつと私も言い方がまづいっちやけれど、5年間で、その調整委員会の中だけでそれを見直すだけなのかといつことを聞っらいてるわけよ。

○蕪財産総合管理課長 調整委員会の運営自体は、毎年といつるか、そついう案件が出るごとに委員会を組織して検討していくといつことで常時機能しておっらまして、基本的な方針は5年ごとに見直すといつことでございまして。

個別の案件も含め、いろんなエリアで出てきた問題については、調整委員会で議論し、方針を固めているといつことでございまして。

○井上委員 もうだんだん分からなくなつてきた。すみません。

○野崎委員長 よろしいですか。ほかにござい

ませんか。

それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○齋藤総務事務センター課長 総務事務センターの令和3年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の109ページをお願いいたします。

総務事務センターの当初予算額は、7億1,083万9,000円をお願いしております。それでは、主なものについて御説明いたします。

111ページでございます。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費2,091万5,000円でございます。これは、本庁総務事務センター及び各地区総務事務センターの運営に要する経費と職員の服務及び給与に係る事務を処理します人事給与オンラインシステムに係る経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費8,542万7,000円でございます。

112ページをお願いいたします。

これは、職員の健康管理事業等に要する経費でありまして、下の説明欄の2、職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象にした定期健康診断等を行うための経費でございます。

同じく、その下の3、メンタルヘルス対策総合推進事業は、ストレスチェック・復職支援な

ど、職員のメンタルヘルス対策に係る経費であります。

次の(事項)職員厚生費2,507万3,000円でございます。これは、職員の健康保持増進や保健体育施設の維持・管理等に要する経費であります。

次の(事項)恩給及び退職年金費350万3,000円、またその下の警察費の(事項)恩給及び退職年金費4,607万円でございます。これは、元知事部局職員4名、元警察職員49名分に係る恩給等の経費であります。

総務事務センターは、以上でございます。

○温水危機管理局長 危機管理課の当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の113ページをお開きください。

危機管理課の令和3年度当初予算額は、7億3,001万5,000円でございます。

主な事業について御説明をいたします。

115ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)防災対策費1億7,282万4,000円でございます。

次の116ページをお開きください。

主な事業であります、㊸の8番、㊹の11番、㊺の15番につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

その他の主な事業であります、14番の大規模災害に備えた減災応急体制強化支援事業3,953万円につきましては、市町村が行う避難場所や避難経路の整備、避難訓練に要する経費等の支援を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)火山対策費996万1,000円は、本県、鹿児島県及び霧島山周辺市町と共同で設置しております霧島山火山防災協議会において、警戒避難体制の整備を推進しますとともに、硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定・監視

するものであります。

その下の、(事項) 危機管理総合調整推進事業費1,180万4,000円は、様々な危機事象に迅速かつ的確に対応するため、防災庁舎における24時間監視体制の運用等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項) 国民保護推進事業費425万9,000円であります。

117ページを御覧ください。

これは、宮崎県国民保護計画に基づいて、国、市町村、関係機関等と連携した国民保護訓練の実施や県民への啓発等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項) 災害救助事業費1億9,177万5,000円であります。

これは、災害救助法が適用される大規模な災害等の発生に備え、食料などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費に対する県の負担金や災害救助基金への積立てに充てるための経費であります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

次に、委員会資料を御説明いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。

防災対策の各事業を説明する前に、主な財源であります大規模災害対策基金について御説明をいたします。

左上のⅠ、これまでの経緯であります。

東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、大規模災害に対する防災・減災対策を推進するため、平成25年度に大規模災害対策基金を設立しております。当初、5億円で基金を造成し、平成27年には防災・減災対策のさらなる強化を図っていくため、27億円を追加造成したところであります。今年度末までの基金の執行見込額は約24億円であり、残高は約8億円となっております。

これまでの主な実績としまして、津波避難タワー等の整備や住宅の耐震化、防災士の育成、災害時の後方支援拠点等の整備などに取り組んできたところであります。これらの取組により、右上のⅡ、防災・減災対策の課題にありますように、昨年度の地震・津波被害想定 of 更新調査では、人的被害、建物被害想定共に軽減するなど、一定の成果が現れている一方で、災害に対する備えをしている人の割合が伸び悩んでいる現状にあります。

こうした状況を踏まえますと、命を守るための整備、例えば、津波避難タワーなどのハード整備につきましては、おおむね整備完了が見込まれておりますが、その次のステップといたしまして、整備した避難施設等にいち早く避難していただくための普及・啓発や、高齢者などの避難行動に支援が必要な方々への対策など、よりきめ細かなソフト対策に軸足を移していく必要があると考えております。

また、近年、激甚化・頻発化しております大規模災害対応の課題や新型コロナウイルス感染症対策などの新たな課題に対しましても、対策を講じていく必要があります。

そのため、引き続き、当該基金を活用して、各種防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、26ページをお開きください。

改善事業の自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業であります。

1の事業の目的・背景であります。激甚化・頻発化する風水害や発生が懸念されております。南海トラフ地震等の自然災害から県民の命を守るために必要となる3つの要素、自助・共助・公助を強化し、災害における被害の軽減と早期復旧を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は4,525万3,000円、財源は大規模災害対策基金で、事業期間は令和3年度から5年度であります。

次に、事業内容であります。①の自助力強化事業では、家具の固定を含みます耐震化、早期避難、備蓄、この3つの減災行動を中心に、年間を通じてテレビやラジオ等による情報発信を行いますとともに、災害への備えにつながる県民参加型の防災イベント等の実施によりまして、県民一人一人の防災意識の向上を図ります。

次に、②の共助力強化事業では、県民の防災意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダーとなる防災士の育成に取り組みますとともに、防災士を活用した避難所運営訓練等を通して、自主防災組織の活動を支援することなどにより、県民が互いに助け合う共助の力の強化を図ります。

最後に、③の公助力強化事業では、県及び市町村職員を対象に、災害が発生した場合の災害応急対応業務をはじめ、住家の被害認定や罹災証明発行等に関する研修を実施し、災害対応を行う職員のスキルアップを図ります。

次に、27ページを御覧ください。

新規事業、大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業であります。

1の事業の目的・背景であります。まず、左下の写真を御覧いただきたいと思えます。

大規模災害時には、給油所の被災や燃料不足により、燃料の逼迫が懸念されます。こうした事態の備えとしまして、右側のイラストのようなタンクローリーから直接給油できる、災害時専用の臨時設置給油設備を救急活動拠点等に整備し、災害応急対応に当たる公用車などの緊急通行車両への燃料供給体制を整備するものであります。

1の事業の目的・背景に戻っていただきまして、救助活動等を行います防災ヘリコプターへの燃料については、災害時においても円滑な燃料供給が行えるよう、備蓄燃料庫の整備を進めますとともに、中核サービスステーション等に備蓄されている燃料を把握して、緊急通行車両の備蓄燃料を確保するものであります。

2の事業概要であります。予算額は2,957万5,000円、財源は国庫補助金、県債、大規模災害対策基金で、事業期間は令和3年度から4年度であります。

次に、事業の内容であります。災害時専用臨時設置給油設備を県内5か所に設置する計画であります。令和3年度は、このうち2か所の設置を行います。

また、防災ヘリコプターの備蓄燃料庫整備については、県内5か所の整備を計画しており、このうち県南地区の日南市で4か所目の整備を行う計画であり、令和3年度は、その設計を実施することとしております。

さらに、平成26年度に資源エネルギー庁の事業を活用し、県内32か所のサービスステーション等に備蓄されている燃料を把握することにより、大規模災害時に緊急通行車両に優先的に給油できる体制を確保することとしております。

次に、28ページをお開きください。

新規事業、大規模災害時における物資の安定供給調査事業であります。

1の事業の目的・背景であります。まず、下の図の左側、現状と課題を御覧ください。

県では、大規模災害が発生した場合に備え、現在約24万人分の物資の備蓄を進めているところですが、感染症対策に伴う必要備蓄物資の増加や支援対象者となる避難者数の増加に伴い、備蓄施設の容量の不足などが課題となっ

ております。

1の事業の目的・背景に戻っていただきまして、このため国がプッシュ型の支援を行う前の発災後3日目までの初動期において、県が備蓄する物資を効率的に避難所に供給できるよう、備蓄場所や備蓄量、備蓄施設等の整備改修費を調査するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,060万円、財源は大規模災害対策基金で、事業期間は令和3年度であります。

次に、事業の内容であります。調査会社に委託を行い、①から⑤までの調査を実施するものであります。具体的には、現在の備蓄施設における備蓄可能量や備蓄施設を分散する場合の適正なエリア分け、発災後の流通備蓄量と各エリアにおける必要備蓄量、そして備蓄施設の整備改修費などに係る調査であります。

調査会社からは、備蓄拠点の整備方針を3パターン程度、整理をしてもらいまして、下図の右側にありますとおり、調査結果を踏まえて、備蓄基本指針の見直しや備蓄拠点の再構築などを行うこととしております。

危機管理課の説明は以上でございます。

○佐藤消防保安課長 消防保安課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の119ページをお開きください。

消防保安課の令和3年度当初予算額は、11億2,710万1,000円です。

主な事業について御説明いたします。

121ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費2億6,288万5,000円です。

下の説明欄を御覧ください。

1の無線設備の維持管理では、防災行政無線

の電気料や設備の修繕等に要する経費、また、2の無線設備の保守委託では、無線設備や情報処理システムなどの保守委託に要する経費、その下の3、総合情報ネットワーク設備更新事業では、防災行政無線に係る設備の更新等に要する経費を計上しております。

一番下の5、災害時情報通信体制強化事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)航空消防防災推進事業費7億1,075万1,000円です。これは、防災救急ヘリコプターあおぞらの管理・運航に要する経費です。

次に、一つ下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費4,473万8,000円です。こちらの事業も、後ほど委員会資料で御説明いたします。

122ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費1,851万9,000円です。

説明欄2、救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を養成する目的で、都道府県が共同出資して設立しました救急振興財団の負担金です。

その下、3、みやざき消防団活動基盤確保事業と、次の4、みやざき消防団加入・定着促進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)予防指導費1,719万8,000円です。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者に対する免状交付及び講習等に要する経費です。

次の(事項)消防学校費6,829万4,000円です。これは、消防職員、消防団員等を対象に、教育訓練を実施するための経費です。

ページの一番下の欄、(事項) 火薬類取締費41万4,000円、次の123ページ、(事項) 高圧ガス保安対策費209万4,000円、さらに、その下の(事項) 電気保安対策費220万8,000円につきましては、火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許認可や保安指導等に要する経費であります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

次に、委員会資料を御説明いたします。

29ページをお開きください。

新規事業、災害時情報通信体制強化事業であります。

1の事業の目的・背景であります。災害発生時の情報の収集・伝達を目的として、県と国、市町村、防災関係機関等の中で各種情報の伝送を行う総合防災情報ネットワークについて、大規模災害時においても被害の状況の伝達が迅速・的確にできるように、県民に的確な防災情報を確実に伝達できるよう、一層の強化を図るものであります。

近年、他県において、大型台風で通信機能の喪失による被害状況の把握の遅れや長期の停電に起因する防災行政無線の停止により、緊急情報の伝達ができなくなる等の問題も発生しており、本県においても、情報通信体制のさらなる強化が必要であると考えております。

2の事業概要であります。予算額は2,130万円、財源は県債、大規模災害対策基金で、事業期間は令和3年度から令和4年度であります。

事業の内容であります。令和3年度は、災害現場の被害等の状況の把握を迅速・的確に行うことができるよう、災害時に回線が不安定な状態においても、安定した映像伝送ができるモバイル伝送システムを整備するとともに、通信機器等に電源供給ができる車両を整備し、機動性を高め、情報収集体制の強化を図ることとし

ております。

また、令和4年度には、防災行政無線設備の電源喪失が長期間に及び、運用停止になった場合に備えるための電源装置の整備や災害対策上、重要なやり取りをしている県と気象庁との間の情報伝達体制の強化などを行うこととしております。

30ページをお開きください。

消防団活動への支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。地域防災の要として、火災、自然災害時に大きな役割を担っている消防団が災害等が発生した際に的確に活動できるようにするため、消防団員の確保や活動のための資機材の整備、技能向上など、消防団活動の充実・強化を総合的に支援するものであります。

2の事業概要であります。予算額は5,361万7,000円、財源は大規模災害対策基金、一般財源で、事業期間は令和3年度から令和5年度であります。

事業内容につきましては、下の図を御覧ください。

左のみやざき消防団加入・定着促進事業では、団員確保に係る課題の把握や加入活動の改善のための意見交換会を開催するほか、消防団活動を紹介する広報紙や加入促進のチラシを作成するなど、消防団員の確保に向けた取組を推進するものであります。

次に、中央のみやざき消防力強化・支援事業では、消防学校に瓦礫救助訓練場を整備するほか、大規模災害に対応するための資機材整備をする市町村に対する支援を行うことにより、消防力の強化を図るものであります。

次に、右のみやざき消防団活動基盤確保事業では、県消防操法大会、県消防大会の開催や表

彰を行うことにより、団員の技能向上や士気高揚を図りたいと考えております。

次に、別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

個別的指摘要望事項としまして、消防団員の確保について、積極的な加入広報を行うとともに、県や市町村職員の加入促進も図るなど、市町村と連携しながら団員の確保に取り組むよう要望がありました。この要望への対応状況につきまして御報告いたします。

消防団員は、地域防災力の要としての役割を担っておりますが、全国同様、本県においても減少傾向にあり、その確保が大きな課題となっております。このため、本県では、平成31年3月に、みやざき消防団の日を制定し、これを柱に広報活動を行い、消防団への加入促進の取組を進めております。

先ほども御説明いたしました、令和3年度当初予算案におきましては、消防団活動への支援として、消防団員の確保をはじめ、市町村の資機材整備に対する支援など、総合的に事業を実施することとしております。

また、県や市町村職員の消防団への加入につきましては、昨年12月に国から消防団員の確保に向けた取組に関する文書が発出され、公務員の加入促進も図ることとされておりますことから、各市町村に伝達するとともに、県職員にも周知したところであります。

今後とも、地域防災力の充実・強化を図るため、市町村と連携しながら、さらなる消防団員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○佐藤委員 最後の指摘事項、要望事項ですけれども、消防の件ですね、国からの文書が発出され、公務員の加入促進も図ることとされているということですが、これはどういった内容でしょうか。期限があるのか、進めなさいと、ここに書いてあるようなことなんでしょうか。それで、どういう形でその後の変化——現在の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤消防保安課長 国からの文書につきましては、令和2年12月15日付で総務大臣書簡等が届いているところでありまして、これにつきましては、地方公共団体の職員、国の職員も含めまして、消防団加入促進をすることというようなことが書かれております。

そこで、各市町村に対しましては、その旨の大臣書簡が通知されていることを周知しますとともに、県といたしましては、2月16日付で、危機管理統括官名で各部署宛てに県職員の消防団加入促進についてということで、文書が発出したところであります。

○佐藤委員 あと、これの結果といいますか、そうすることでそれがどうなりましたというようなこと等については把握されていくわけですよ。

○佐藤消防保安課長 現時点で、県職員の消防団員の加入状況は44名ということで把握しております。これは消防団を担当する消防協会という団体がありますので、*こちらの統計データに基づいて把握しているところです。

そのほか、県が統計データとして持っているものとしましては、各自治体から消防団員の構成、職業について報告を求めていますので、この中で、職業別に県職員——地方公共団体の

※45ページに訂正発言あり

職員ということで統計が取れておりますので、その数は毎年把握しているところであります。

○佐藤委員 今後、加入促進を図り、人員の増強をしていくわけですから、そこをしっかりと把握をしていただいて、そして私たちもその辺りを知りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○井上委員 危機管理課にお尋ねしたいと思えます。大規模災害時における物資の安定供給調査事業、これは大変重要な事業なんですけれども、新型コロナの関係で避難所の在り方が随分変わり、広範囲に避難所が広がったと思うんですが、備蓄場所の在り方や市町村での広域の考え方とか、ちょっと変わってきたんではないかと思うんです。

もともと課題だったんですけれども、令和2年から3年にわたり、その辺りの整理された部分はあるんですか。

○温水危機管理局長 これまでの状況を御説明いたしますと、県の備蓄基本指針を平成28年に策定しまして、その中で5年かけてこういった物品の備蓄を進めていきたいと思いますということをやっておりました。

ただし、今思えば、そのときの整理の仕方として場所——要するに、備蓄容量とか、そういったデータが、整理がされておりました。したがって、毎年度、備蓄品を購入して何とかこれまで計画的に備蓄の確保はしているんですが、毎回その備蓄場所の確保が難しくなってきました、その確保というのが、一つ、懸案事項として上がっておりました。

そういった中で、内部での議論でここは一度立ち止まって、備蓄に対する基本的な計画を練り直さないと、場当たりの対応になってしまう可能性があるということで、現状において、

シンクタンクみたいなところに委託をしまして、専門調査をかけた上で、ここに記載しておりますように、備蓄の場所——実は、県内8か所に備蓄しているんですが——これもきっちりと整理されているわけではなく、そこら辺の整理も不十分である現状であります。

これを踏まえまして、さっき言いましたように、一度立ち止まって、基本的にどういうエリア分けで、どれだけの必要な備蓄量を何か所ぐらの場所に整理するのか、備蓄するのか。そして、その備蓄場所に関しては、新しくつくるのか、あるいは現在ある施設を改修して使うのかといったもろもろのことをひっくるめて、総合的な調査をかけて、その調査結果を踏まえた上で正式に検討しながら、今後の備蓄に対する対応、取組を進めていきたいという内容であります。

○坂口委員 今のも含めてですが、BCPについての説明が危機管理課ともう1か所、どこかにあったですね。BCPの全体的な話しなんですけれども、国、県、市町村——行政でのBCPをしっかりと進めていくと同時に、今の物資の予想もなんですけれども、民間でのBCPの計画を企業ごとに持っていると思うんですね。それを両立させて初めて世の中が動くわけで、極端な例は地震、そして津波辺りの災害でしょうけれども、まず、交通アクセスが寸断される。公共交通機関が作成するBCPも最低限、うちが動かさなければいけない、バスだったり、タクシーだったり、列車だったり、それが行政と連携を取って、全体でどれぐらいの区間でどれだけの人が動くのか荷物が動くのかを把握しておかないと。

企業が営利活動ができるだけのものを残して、最低限、社会を維持するため、3日間なり1週

間なりの最低限の責任を果たすという範囲のBCPを描かせて、それから自家用車や定期的に乗っていた通勤用の移動手段は活用できないか。そして誰が責任持って、その人たちをどこからどこまで何人運ぶのというものまで整理をしておかないと、言葉は悪いけれども、今度は途中でふん詰まりを起したり、行く先に向かう手段がなくなったりするから、絵に描いたBCPで終わらせないためには、県庁のBCPだけでは駄目だと僕は思うんですね。

少なくとも、行政、国、県、市町村がしっかりと連携を取って、公的なものに対しての最低限の機能と責任を果たせるように、それを把握して担保しておくのと同時に、民間としても、これだけの企業がBCPに取り組んでその対応をしています。人あつての企業であり、人あつての輸送であり、人あつての移動であり、移動手段があつての移動であるということで、これはやはり全体を把握しないと、想定外でどこかが漏れたでは済まされないと思うんですね。

検討を重ねて検証した上で頭上訓練をやらなといけないと思うし、あそこの協力がなくてここはどうしようもないぞということになる可能性がすごく高いんじゃないかと思うんです。そこらに対して、もうそろそろ射程距離に入れた訓練というものをやって、実際、検証しておく必要があるんじゃないかなと思うんです。

これらに対しては、どんな考えを、どこか。危機管理課のところばかりで気の毒だけど。

○温水危機管理局長 おっしゃられるとおりで、今のところ正直言って、なかなかそこまで手が回っておりません。

県のBCPと、あと市町村のBCPは既にできております。そして、見直しも適宜行っています。おっしゃられました、企業のBCPに関

しては、報道等を見ますと、宮崎県内の企業は九州管内でも結構進んでいるほうだと認識しております。

しかしながら、企業のBCPもまだつくっていないところのほうが多いです。中小企業は、なかなかそこまで手が及んでなくて、大企業の先進的などころがつくっているという状況にあります。

委員がおっしゃられたような、全体として、地域全体のBCPみたいな考え方が関係者の中で共有できないと、なかなか有事の際には、やはりトータルで的確な、適切な対応というのはなかなかできないという問題意識は我々も持っているところでもあります。

したがいまして、まだ現時点では、そういう、BCPに係る民間も巻き込んだ、あるいは関係機関が一堂に会してのまだ組織づくりとか、協議等はまだ一回もやったことがないです。

優先順位もあるんですが、おっしゃられる問題意識は我々も持っておりまして、やっぱり、そういった検討も進めていく時期に来ているというふうな認識を持っているところでもありますので、今後、検討していきたいと思えます。

○坂口委員 僕はそこが要だとすごく思うんです。企業がBCP計画を立てるが、それは過剰なBCPになっている——過剰というところとちょっと違うかも分かんけれども——宮崎交通さん、そこまで人は送れないぞと、県庁に駐車場はあるけれども、あそこは瓦礫の片づけ場所や最低限のアクセスを確保するためのもので、自家用での出勤はもう不可能なので、公共交通機関——宮崎交通にうちの職員、何人運んでくれるんだと。じゃあ、民間の人たちがどこから、企業に行くまでBCPの最低必要人員が移動するけれども、これはどうやって動くの。バスが来

たら乗り合いですよ、俺が先に乗ると、俺は欠かせない人間なんだってへし合いです。50人乗りにも200人も集まった日には、そこでパニックです。

だから、そういうものを、そしてやっぱりボトムネックというものをつかまえといて、このボトムネックがある限りはどれだれのBCPしか、絵は描けないぞというものがあつたとき、これじゃあ人は生きられないと想定できれば、そのボトムネックを広げて、物が通れるようにしとかないと。

幾らこう、蛇の腹みたいに膨らんでも、これは絵に描いた餅だということは遠慮していただいて、やっぱり最低限の責任を果たせるよう協力してくれと企業と調整していく。これは、国としてもまだやっていないような気がして、宮崎がモデルをつくっていくなら、宮崎県の責任と考え方に基づいて、そこまで想定した、射程距離に入れた計画を今後組んでいかないと駄目じゃないかなという気がするんです。本当、パニくると思います。

○藪田危機管理統括監 ありがとうございます。

今、坂口委員がおっしゃったように、企業のBCPの策定というのは非常に重要だと思います。しかし、策定されたBCPに基づいて、その企業だけの論理で行動してしまった場合に、災害時に最も優先されるべき救助救難活動ですとか、被災者への物資の搬送ですとか、そういった業務に支障があると、これは元も子もありません。

そうならないように、先ほど局長からも回答させていただきましたけれども、今後の訓練の中で、やはりそういったものも企業の皆さんと一緒に話し合いながら、全体を一遍に構築するというのもなかなか難しいところもありますけれども、訓練を通して少しずつでもそういった

ことを民間の方々にも理解を頂きながら、実施してまいりたいと考えております。

○坂口委員 ですね。くどくなるけれども、本当に理解頂いて、例えば宮崎交通のバスなんていうのは最たるものです。あるいは水道業者とか、そういったものもやっぱり最低限必要なBCPから欠けてはいけない、加えて言うならば、民間企業がそこで、うちは最低限、これだけのものを持つ、今、倉庫を持たない、そういったものがすっかり行政と一体になって、うちは最低限欠かすことのできない物の納品はできますよというものがあれば、これはやっぱり県内の企業、とりわけ製造業とかの信頼度を物すごく高めることになる。そういった意味での企業誘致にも物すごく有利なことになってくると思うんですね。

県から遠慮してくれと言われたらうちは納品ができませんとなったときは、倉庫を持たないところは納品してくれるところとしか取引はしないですよ。だからコロナの後とか、災害に強い本県というのをモデル的につくっていくとなれば、このBCPにおいて、みんなが必要なものは全部稼働できるという条件整備が欠かせないかなって気がするんですね。

だから、行政だけが動いたって、民間が動かなきゃBCPは成り立たない。仏作って魂が入らなきゃ駄目だって、絵に描いた餅は食えないということをしつかり命じた上で、官民併せたBCPがなきゃ、いざというときにとんでもないことになったと、想定外が起こる危険性を持っているような気がするんです。どんなでしょう。

○藪田危機管理統括監 坂口委員のおっしゃるとおり、国、県、市町村、そういう行政機関のみならず、民間企業も含めた形でのBCPの策定と、それを基にした全体調整がうまくいくよ

うな訓練を重ねながら構築してまいりたいというように考えております。

○野崎委員長 よろしいですか。

○坂口委員 なかなか難しいでしょうけれども。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

○来住委員 少し幼稚な質問ですが、危機管理課の117ページ、大規模林野火災対策に係る予算ですが、これとの関係で、先日、関東で山火事がありましたよね。1週間以上と長い間鎮火できなかつたんですけれども、基本はもう火を出さないことが何より大事なことで、それに対する対策と、それから、各県それぞれ教訓を学ばなければいけないんじゃないかなと思うんです。

僕はよく分からんけれども、自衛隊だとか、他県の応援を求められたんだと思うんですけど、もっと早く鎮火させるという点での対策というんですか、そういうものとしてはどうなのかなと感じたところだったんです。何か所見があったら。

○温水危機管理局長 林野火災の場合に、一応その対応のマニュアルはできておまして、危機管理局に情報連絡本部を設置しますのは空中消火、県の防災ヘリあおぞらが消火活動で出動するといったような状況になりましたら、情報連絡本部を設置をします。その前は、基本的には、消防本部が地上部隊で消化活動に当たります。そして、空中消火を行っても、なかなかそのあおぞらだけでは消火が難しいという事態が判断されたら、自衛隊に空中消火の出動を依頼をいたします。

やはり地上だけでの消火ではもう限界があるもんですから、自衛隊がチヌークの大型ヘリを使って空中消火——消火剤とか、水で消火に当たります。

本県でも、年に大体20回から30回、山火事が

起きておまして、その中で、危機管理局が情報連絡本部や災害警戒本部を設置するのが、年に3回程度ございます。そのときは、大体ヘリが飛んでおりますが、直近で行きますと一番長かったのが平成30年に美郷町で2日間ぐらい延焼が続いたことがありました。油断しますと、あるいは初期消火が遅れてしまいますと、やはり延焼が広がりますので、そこ辺りは、基本的には、もう消防がまずは消火活動に地上部隊で当たるんですが、早い段階で出動要請があれば空中消火が非常に効果的ですので、それで消火ができるときもありますし、やはり緊急性のある事案になりますので、早期発見・早期対応というのが基本になろうかと思っています。今のところは消防と連携を取りながら、状況によっては自衛隊の協力も頂きながら対応に当たっており、特に、今からの3月、4月は非常に多い時期になりますので、年度末から年度はじめにかけて、やっぱり例年1～2回は出動している状況であります。

○来住委員 ああいう山火事となれば、陸上からの消火は物すごく大変だろうと思うんです。まず、その火事の現場に行くのも大変、そこに水を置くのも大変という点で。空中からの消火を県に要請するのは、各市町村の消防本部などが行うのでしょうか。

○温水危機管理局長 はい。消防本部から出動要請がございます。

○来住委員 やっぱりこの前の関東の山火事なんか、もっと早く空中からの消火活動が行われれば違ったのかなと思ったりするんですが、そういう意味で、各市町の消防本部と県との関係というやつがもっと密接に早く早く、先を先を見越して行動されたらいいのかなと思ったりするんですが、実際、やった上でのことなんだ

とは思うんですけれども。

○温水危機管理局長 栃木県での火災の検証については、まだ詳しい報道等も出ておりませんので、どこに問題があったのかというのは、我々も把握できていないのですが、県の防災救急航空センターには、各消防本部から職員を派遣してもらって運用しております。

したがいまして、各消防とは常時、密接な連絡を取りながらやっていますので、その辺りの出動要請は、状況からこれは空中消火をしたほうが良いという判断になれば、まずはとにかく連絡が、第一報が入るようなシステムについては、確立をされていると認識をしているところでもあります。

○佐藤委員 今の、来住委員が言われたのに関連してですけれども、昨日の国会では消防艇の話も出ていたようで、いわゆる飛行機の水陸機ですか、そこで水を、水の上ですから、水をくめるわけですから、それから現場へ向かうのが早いというようなのもありました。

国のほうではそういう流れになるかと思うんですが、宮崎県でもそれをすぐにとというのは、まず無理ですし、あるものでやっていくわけですが、水を運ぶ量がどうしても少ないのでなかなか消えない。そして、現場に私たちもいきますので分かりますが、水をかけたとしても木の株の中で燃えたりすれば、いつまでたっても燃えて消えないですよ。水はかかるが消えてないと、いわゆる蓋がかぶったような中で、ずっとくすぶっているところからまた火が起きてくるというようなことで、やっぱり現場まで行かないといかんわけです。

その中で、こういうことがあって協定等を結ばれた事案があったんですよ。生コン車は相当な水を運びますし、生コンというのは名前のと

おり生ですから、県内全域あるわけですから。それが水をくみ、そして水をためて、林道を使い山の上まで行って、そこから水を流して消したというようなことも私は前に見ましたし聞きました。そういう協定なんかが最近はどうなのかなと思うんですけれども、前はそういう事例があったんじゃないですか。

○佐藤消防保安課長 申し訳ありません、御指摘のありました、生コン、そういうことがあったということは伺っておりますけれども、協定に至っているかどうかということについては現在把握しておりません。また確認したいと思っております。

○佐藤委員 やはり水が必要なので水を運ぶ手段と、そういう人たちは、それこそ生コンを運んでおるわけですから、その地域のどこに道があるのか隅々までよく知ってます。水のほうが生コンより軽いので、相当運べると思うんですよ。そういうところと協定を結んで、山火事が起きた際には消火の援助というか早めの消火活動をする。

非常に森林の多い県でありますし、また時期によってはかなり乾燥します。最近、雨が降りましたが、栃木県足利市だったですかね、あれはまだ鎮火までは……（「いつてない」と呼ぶ者あり）いつてないでしょう。まだ燃えている状況ということで、やっぱり燃えている山の近くに住んでいる人たちは心配ですよ。

だからそういう協定も宮崎県には必要なのかな、またそういう事例もありましたので、今後、そういうものをしっかり把握していただき進めていただけるといいのかなと思います。

○藪田危機管理統括監 すみません、若干補足させていただきますと、先ほどの局長の回答の中で、自衛隊に対する派遣要請ということもあ

りましたけれども、本県の防災ヘリあおぞらだけの単独消火では厳しい場合につきましては、山林火災にとどまりませんけれども、九州各県、防災ヘリの運用の中で広域の応援協定を結んでおりまして、災害等で自県だけで対応できない場合にお互いに協力し合うという協定を結んでおります。

これまでも山林火災において鹿児島県ですとか熊本県辺りの防災ヘリも協力していただいで一緒に消火活動を行ったといったような事例がございます。

○佐藤委員 鳥インフルエンザでも自衛隊の出動もありますし、そういう火災でも自衛隊の出動があります。やはり大規模になったときは自衛隊へという形にもなるんですが、先ほど言ったように、そういう地元を知り尽くした業者、人間も地元にあります。ましてや、いつも言うように消防団のOBの人たちもたくさんいますので、やはり即戦力となる職種の方——生コン協同組合とかもありますからね——そういうところとの連携を早めに。

そういう災害で協定を組んだと過去にも見たことがありますので、県内全域調べていただいて、自衛隊に頼るだけでなく地元にあるものも使うということが必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤消防保安課長 申し訳ありません、先ほど御説明した県職員の44名の消防団員の件ですが、この算定根拠は国の調査の中で県が、各市町村より取りまとめた数で、県職員となっている人数をカウントしております。消防協会とは、常に連携を取りながら消防団の募集活動をやっておりますけれども、一部誤解があるといけませんので訂正します。これは国の調査に基づいて県が調査した数で、県職員の数が44名

ということです。

○野崎委員長 よろしいですか。

それでは、以上で第3班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時28分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

総務部全般について質疑はありませんか。

○太田副委員長 権限移譲のところですが、市町村課より説明がありましたけれども、身近な地域でサービスをしたほうがいいという、これは地域住民にとっては大変いいことだと思うのですが、これも始まってもう10年近くなるんですかね。今度は市町村が受ける側として、こういう移譲ができるんですよとなったときに、これを受ける雰囲気があるのかどうか。受ければ予算も措置されてくると思うんですけれども、その辺の現状といたしますか、それはどんな感じでしょうかね。

○日高市町村課長 平成12年に地方分権一括法でこういう制度が設けられまして、権限移譲がずっと続いているわけですが、やはりその間に市町村のほうの人員体制ですとか、そういったところも厳しくなってくるということもございますので、なかなか当初のように、どんどん移譲が進むという状況にないのが現状でございます。

今は市町村が、それでも身近な住民サービスを行うべきだと捉えるものについて、選択方式でメニューを提示して、権限移譲を進めている状況でございます。

○太田副委員長 この歳出予算説明資料の105ページの真ん中のところに、市町村権限移譲推進事業として、7,600万円ほど計上してありますが、これがいわゆる、現在県の権限を移譲した、今後受ける市町村や、これまで受けてきたところへの事務費といったものですかね。

○日高市町村課長 この部分が、市町村が条例上で権限を移譲されたということで、行っていく事務事業に対する交付金という形での財源の補填ということでございます。

○太田副委員長 こういう財源の補填があっても、今度は受ける側の人員体制が十分でないとか、いろんな現実があって、全てを受けてはくれないというようなところもあるわけですね。今後、市町村、身近なところでサービス受けるのが本当は一番いいわけで、その辺も環境整備が必要だということでしょうね。分かりました。

○山下委員 この権限移譲は、市町村合併を推進するとき、相当強く言われたわけですがけれども、今、1,200事務ぐらい移譲しているということですが、市や大きい町はこれがスムーズにいつているんでしょうけれども、小さい町村とはどれぐらいの差がついているものですか。この事務移譲のできている、できていないという差は。

○日高市町村課長 ここに書いている1,200自体はその効率が変わったりしても、事務が廃止されたりすることもありますんで、この数字だけで分かるものではないんですけども、現状として、例えば、宮崎市であれば相当数の事務数を受けておりますけれども、西米良村や五ヶ瀬町といった小さな町は数からいけばその半分以下となっていると思います。

もちろん、その市にしかない事務もございまして、なかなかそれを単純に比較できないん

ですけども、その人員体制というものが一番問題でございますので、そことの比較、考慮といえますか、それでもやっぱり住民サービスのためにやるというものを、市町村のほうが選択してやることになっています。

○山下委員 私、こんな話を聞いたと思うんですけども、もし、西米良村でできないならば、西都市がその権限を代行するというような話もあったと思うんです。そういうことも実際にあるんですか。

○日高市町村課長 基本的には広域で連携して事務を行う場合ですとか、そういったことも可能となっておりますが、今現在、この権限移譲における市町村連携は多分ないと思いますので、その辺は今後も進めないといけないと考えております。

○山下委員 であれば、その移譲ができない、その移譲を受けられない町村に関しては、まだ県が代行しているということによろしいんですかね。

○日高市町村課長 はい。県の出先機関なりが基本的に対応しています。

○野崎委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、請願の審査に移りませう。

請願第7号「消費税率5%へ引下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願について、執行部からの説明はありますか。

○三井税務課長 私どもからの説明は特にございません。

○野崎委員長 それでは、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようですので、明日は午前10時から総合政策部の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。お疲れさまでございました。

午後2時36分散会

令和3年3月10日(水曜日)

午前9時56分再開

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	太田 清海
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊 浩司
総合政策部次長 (政策推進担当)	重黒木 清
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	酒 匂 重久
総合政策課長	渡久山 武志
秘書広報課長	児玉 憲明
広報戦略室長	松野 義直
統計調査課長	磯崎 史郎
総合交通課長	大東 収
中山間・地域政策課長	川端 輝治
産業政策課長	甲斐 慎一郎
生活・協働・ 男女参画課長	山崎 博信
交通・地域安全対策監	水口 圭二
みやざき文化振興課長	児玉 さわ子
国際文化祭・障害者 芸術文化祭課長	坂元 修一

記紀編さん記念事業推進室長	河野 龍彦
人権同和対策課長	後藤 英一
情報政策課長	鎌田 伸次
国民スポーツ大会 準備課長	井上 大輔

会計管理局

会計管理者兼 会計管理局長	大西 祐二
会計管理局次長	満行 智浩
会計課長	大磯 浩文
物品管理調達課長	小田 三和子

人事委員会事務局

事務局 長	小田 光男
総務課 長	穴見 誠
職員課 長	有村 隆

監査事務局

事務局 長	横山 幸子
監査第一課 長	阿久根 一人
監査第二課 長	齊藤 郁宏

議会事務局

事務局 長	亀澤 保彦
事務局 次長	内野 浩一朗
総務課 長	長倉 健一
議事課 長	児玉 洋一
政策調査課 長	日吉 誠一

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊 大介
総務課主事	合田 有希

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日も、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料を御覧いただきたいと思います。

委員会資料を1枚おめくりいただきまして、左側の目次を御覧いただきたいと思います。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、大きな1番目にありますように、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」と議案第2号「令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」でございます。

右側の資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

総合政策部の令和3年度一般会計当初予算額は、一般会計の表の一番下に計の欄がございますけれども、185億2,873万5,000円となっております。令和2年度当初予算と比較しまして2億7,772万円の増、率にいたしますと101.5%であります。

また、その下の表にありますように、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、2,103万6,000円となっております。令和2年度当初予算と比較しまして1,050万8,000円の増、率にいたしますと199.8%であります。これは、この特別会計の主な財源であります九州電力の株式配当金の増額が見込まれ、繰入金が増額となったことによるものでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為についてであります。

この表にございますように、5件の事業につきまして追加をお願いするものであります。

右側の資料の3ページからは、令和3年度の総合政策部の事業につきまして重点施策の4つの柱に沿って整理をした資料でございます。

詳細は、後ほど御覧いただきたいと思いますけれども、御覧のとおり3ページには、重点施策の1番目に掲げておりますコロナの危機の克服と新たな成長の基盤づくり、そして、次の4ページでございますが、2番目として将来を支える人材づくり、そして、その下に3の地域経済を牽引する産業づくり、そして右側5ページに4番目といたしまして、魅力あふれる選ばれる地域づくりということで、それぞれ4本の柱につながる事業を掲載しているところであります。

この中でも、100年に一度と言われますコロナ禍の中で、地方への新たな人の流れに対する取り込みですとか、行政や県内産業におけるデジタル化の加速など、本県にとって成長が期待される分野につきまして、核となるような事業を積極的に構築したところであります。

また、これらの分野に関しましては、県庁全体に横串を刺すという観点から、総合政策部が中心となりまして、各部局と連携を図りながら事業の構築を進めたところであります。

主な事業につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度の総合政策部の組織改正案でございます。

全体的内容は、昨日、総務部のほうから御説明をさせていただいたところでございますが、総合政策部では、御覧のとおり、新たに部長級の政策調整監を設置し、総合政策課に広域連携推進室を設置することとしております。

その背景でございますけれども、県民生活や経済活動が県の枠を超えて拡大している中で、新型コロナ対策をはじめ、激甚化する災害や人口減少問題への対応など、行政課題がますます複雑化・多様化しております。その解決のためには、宮崎県だけの発想にとどまることなく、より広域的な視点で物事を考え、全国知事会や九州地方知事会などの広い枠組の中で対応を行う必要が生じているところであります。

また、昨年11月に本県の知事が、全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長に就任したところではありますが、各都道府県をリードしながら自治体が抱える課題を的確に捉え、その課題を解決するための地方税財政対策の充実・強化策をしっかりと打ち出して、国に対してタイムリーに提案していく必要がございます。これらのことは、自主財源が乏しく財政基盤の弱い本県にとりましても、極めて重要な取組でございます。

このようなことを踏まえまして、広域的な連携や調整を行う体制を強化するため、政策調整監を新設し、併せて総合政策課に広域連携推進室を設置するものでございます。

お手数ですが、目次にお戻りいただきたいと思います。

大きな2番の特別議案でございます。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第25号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、議案第27号「宮

崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」、議案第28号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の4件でございます。

以上が議案の概要でございますが、詳細は担当課長から御説明をさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

その下の大きな3番、その他報告事項についてでございます。

記載のとおり3件の報告事項がございますが、これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上であります。よろしく願いいたします。

○野崎委員長 部長の概要説明が終了しました。引き続き、3課から5課ごとに班分けして、説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点、新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に関わる対応状況についても説明をお願いします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。なお委員の質疑は、4課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 総合政策課でございます。

それでは、当課の当初予算案につきまして御説明申し上げます。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の令和3年度当初予算は、左から2列目にございますように、総額で8億3,309万6,000円であります。

内訳は、一般会計が8億1,206万円、開発事業特別資金特別会計が2,103万6,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたしますので、ページをおめくりいただいて13ページにお移りください。

中ほどの(事項)連絡調整費1,191万5,000円は、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究に要する経費でございます。

次に、総合企画調整費1,669万5,000円は、全国知事会、九州知事会の負担金や国への提案要望活動などに要する経費であります。

続きまして、14ページにお移りください。

中ほどの、県計画総合推進費8,564万2,000円あります。主なものを説明欄の中から御説明いたします。

6番目、県・市町村人口問題対策連携事業5,548万円は、県と市町村が連携いたしまして地域の課題を分析し、市町村が実情に応じて企画した人口減少抑制の施策実施を支援する事業でございまして、来年度は3年目となります。これまでに、高千穂町でのIT人材育成や椎葉村での空き家利活用など、12市町村の事業を採択してございまして、来年度はこれらの継続事業への支援を予定しております。

次の7番、デジタルマーケティング推進事業1,042万1,000円でございます。民間企業において幅広く活用されておりますデータ活用の手法を、行政機関においても導入するための事業でございまして、来年度は3年目となります。これまでに啓発のためのセミナーを実施すると

ともに、インバウンド誘致や県産品販売の分野で、データを用いたマーケティング導入を支援してございまして、来年度も啓発と導入支援を組み合わせた事業実施を考えております。

その下の、(事項)エネルギー対策推進費555万9,000円あります。

次の、下の15ページにあります。説明欄2水素エネルギー利活用促進モデル事業は、来年度は3年目の事業でございまして。県内市町村や関係団体、大学、エネルギー関係企業等と連携して、水素の利活用を進め、普及啓発を図るための事業でございまして。

次に、16ページをお開きください。特別会計でございます。

開発事業特別資金特別会計でございます。

中ほどの(事項)積立金1,159万7,000円につきましては、先ほど、部長からの説明にもございましたように、九州電力株式配当金のうち、運営費や繰出金に充当した後の残額について、積立金に積み立てるものであります。

昨年度や今年度の実績に基づきまして、来年度の株式配当金の増額を見込んでおりますことから、今年度の当初予算に比べて金額が増加しております。

その下の繰出金918万2,000円は、事業実施のために一般会計に繰り出すものです。先ほど御説明いたしました当課の水素エネルギー利活用促進モデル事業及び畜産振興課の畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業の実施を予定しております。

当課からは以上でございます。

○児玉秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページをお開きくださ

い。

秘書広報課の令和3年度当初予算は、左から2列目にありますとおり、5億3,287万3,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

19ページをお聞きください。

中ほどの(事項)秘書業務費3,734万1,000円であります。これは、知事、副知事の活動経費や秘書・栄典業務に要する経費であります。

次に、(事項)広報活動費2億4,899万4,000円あります。これは、各種広報媒体を活用して、県政全般の広報活動を行うための経費であります。

事業の内容について御説明いたします。

まず、説明欄の1、印刷広報事業5,103万1,000円は、県の広報紙である「県広報みやざき」を年6回作成し、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様へ配布するものであります。

2の新聞広報事業6,893万2,000円は、新聞の紙面を使って、毎月2回の「県政けいじばん」や随時の広告を掲載し、広く県民の皆様へ県政に関する情報提供を行うものであります。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,366万1,000円は、テレビ2局とラジオ2局で県政番組を制作、放送するものであります。

4の県ホームページ情報発信事業1,290万5,000円及び5の県ホームページ魅力発信充実強化事業508万5,000円は、県のホームページ運用に係るヘルプデスクの設置や、システムの保守・管理を行い、利用者にとって分かりやすく使いやすいものとなるよう工夫しながら、適時、的確で効果的な情報発信を行うものであります。

この事業の中で、令和3年度は県政情報や本

県の魅力を効果的に発信するため、県ホームページを新たなものに更新するリニューアルを行うこととしております。令和3年度予算で593万5,000円、また、後年度にまたがる契約となることから、後ほど御説明いたします債務負担行為を併せてお願いいたしております。

県ホームページのアクセス数は、新型コロナウイルス感染症の発生以降、大幅に増加し、情報提供の手段としての重要性がますます高まっております。前回の開発から5年以上が経過しており、その間にスマートフォンなどのモバイル端末への対応や、危機事象をはじめ、県政情報をより分かりやすく効果的に発信することが求められていることなどから、県ホームページのリニューアルを実施するものであります。

6の広報活動事業2,501万2,000円は、取材や番組ロケなどの各種広報活動、機材の整備等に要する経費であります。

7の情報発信力強化事業36万8,000円は、市町村や県の職員向けに広報に係るスキルアップのための研修を行うものであります。

8の新規事業、戦略的広報強化事業1,200万円は、後ほど委員会資料にて御説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

(事項)広聴活動費622万8,000円あります。これは、県民の皆様への御意見をお聞きし、県政に反映させるために、知事とのふれあいフォーラムや電話やメール等による県民の声事業などを実施するための経費であります。

令和2年度の当初予算と比べまして520万円余の増となっておりますが、これは広聴支援員として配置している会計年度任用職員の人件費について、人事課予算となっていたものを、令和

3年度より当課で計上したことによるものであります。

次に、(事項) 県政相談費1,585万9,000円であります。これは、県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10か所設置しております県政相談室の運営のための経費であります。令和2年度の当初予算に比べまして400万円余の減となっておりますが、これは、出先機関に配置している県政相談員が県税事務嘱託員と兼務となっております、その人件費について、担当課の総務課と折半により支出していたものを、令和3年度より総務課で一括計上したことによるものであります。

続きまして、常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

新規事業、戦略的広報強化事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルスなどの危機事象時において、的確・効果的な広報を行い、県民の安全・安心を守るとともに、地方回帰などの流れが進展すると言われていたポストコロナ時代を見据えた取組を進めるため、民間事業者の知見を活用しながら、戦略的広報の強化を図るものであります。

2の事業の概要を御覧ください。

予算額は1,200万円で、財源は全額国庫であります。事業期間は令和3年度であります。

(4)の事業内容であります。①にありますとおり、戦略的な情報発信を目指して、広報に関する専門的な知識・経験を有する外部の人材をアドバイザーとして活用し、現在の広報の取組について実践的な助言等をもらうこととしております。

また、②にありますとおり、職員研修や職員間で共有できる実践的な広報マニュアルの策定

を行うとともに、③にありますとおり、県の情報発信の仕方による県民への伝わり方、浸透度等を検証・分析することとしております。

続きまして、同じく委員会資料の2ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加であります。

1番上の秘書広報課の欄であります。県ホームページ開発・運営経費の4,436万5,000円は、県ホームページのリニューアルに係る開発及び運営を行う経費であります。

新たな県ホームページは、令和3年度に開発を行い、令和8年度までの運用を予定していることから、この間の債務負担行為をお願いするものであります。

なお、先ほど御説明いたしました令和3年度の予算額593万5,000円と合わせて、全体経費は5,030万円となります。

秘書広報課は以上であります。

○磯崎統計調査課長 統計調査課の当初予算につきまして、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の令和3年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり3億3,480万5,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明をいたします。

23ページをお開きください。

中ほどの(目)委託統計費につきましては、事項が9つございますが、全て国からの委託事業でございます。このうち、主な調査について御説明をいたします。

24ページをお開きください。

まず、下から2番目の(事項)経済センサス

費7,973万5,000円ですが、経済センサス活動調査の実施に必要な経費であります。この調査は、我が国全体の経済活動を産業横断的に把握することなどを目的に5年ごとに実施しておりまして、調査結果は、国や地方公共団体における各種政策の立案や、民間企業における経営計画等のための基礎資料として広く活用されるものでございます。

25ページを御覧ください。

一番上の(事項)社会生活基本調査費1,017万円ですが、国民の生活時間の配分や余暇時間における主な活動などを調査する社会生活基本調査の実施に必要な経費であります。この調査も5年ごとに実施をしておりまして、調査結果は、主に男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する各種施策等の基礎資料として活用されております。

次に、中ほどの(目)県統計費であります。事項が6つありますが、これは県単独事業として実施する統計の加工分析や、普及啓発活動の実施に必要な経費であります。

このうち、一番下の(事項)県物資流通統計調査費109万円は、物資流通統計調査のための経費であります。こちらの調査も5年ごとに実施をしておりまして、県内約900の製造事業所を抽出いたしまして、商品の県内生産の状況ですとか県外との取引の状況等を調査するものであります。この調査結果は、宮崎県の産業相互間の取引をまとめた産業連関表を作成するための基礎資料として活用することとしております。

統計調査課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大東総合交通課長 総合交通課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の令和3年度の当初予算は、左から2列目にありますとおり、総額で15億3,396万8,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

29ページをお開きください。

中ほどの、(事項)広域交通ネットワーク推進費5,567万6,000円であります。

このうち、説明欄の4、広域物流網利用促進事業1,245万3,000円は、トラック輸送などから海上・鉄道輸送への転換を促進し、本県の広域的な海上・鉄道物流網の利用促進・維持を図るものであります。

5の改善事業、長距離フェリー下り荷確保支援事業と、6の同じく改善事業、長距離フェリー旅客利用促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費4億6,538万6,000円あります。

このうち、説明欄1の(1)バス路線運行維持対策事業2億2,465万円は、国と連携しながら地域住民の生活に必要な地域間バス路線の維持を図るため、運行費等の補助を行うものであります。

(2)の改善事業、広域的移動手段確保支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

30ページをお開き下さい。

2、離島航路運航維持対策事業1,008万8,000円は、県本土と島野浦島を結ぶ唯一の交通手段であります離島航路を維持するため、国や地元自治体と連携して、航路事業者に補助を行うも

のであります。

3の地域鉄道活性化・利用促進支援事業1,155万4,000円は、県内鉄道網の維持・存続を図るため、吉都線及び日南線における沿線環境整備や観光列車を活用した利用促進の取組を支援するものであります。

4の持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業7,290万円は、地域間の幹線的・広域的バス路線の維持と併せまして、コミュニティバスの運行情報の見える化の支援、オンデマンド交通システムの導入支援といった地域内での移動手段の確保対策を総合的に進めることで、安心して暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの再構築等を促進するものであります。

5の公共交通事業者等特別利子補給事業3,963万3,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通事業者等が極めて厳しい経営環境にありますことから、事業継続のための金融機関からの資金借入れに対して利子補給を実施し、公共交通事業者等の資金繰りを支援するものであります。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費4億7,679万8,000円であります。

まず、説明欄1の改善事業、みやぎの空航空ネットワーク維持・活性化事業7,616万5,000円は、本県にとって欠くことのできない交通基盤であります国内・国際の航空路線について、関係機関と連携した利用促進や、航空会社への要望活動などの維持・充実に係る取組を行うものであります。

2の改善事業、公共交通需要回復プロジェクト事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費2億6,007万4,000円であります。これは、旧高千穂線の不要施設の撤去が全て完了したことから、沿線自治体へ基金の清算を行うものであります。

最後に、(事項)運輸事業振興費1億8,574万2,000円あります。これは、県トラック協会及び県バス協会が行う交通安全対策、利用者の利便性を図るための事業、環境の保全に関する事業等を支援するものであります。

続きまして、主な事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の9ページをお開きください。

改善事業、長距離フェリー下り荷確保支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景でございます。令和4年に新船が就航いたします長距離フェリー航路を、長期的かつ安定的に維持するため、課題であります下り荷確保の取組を支援するものであります。

2の事業の概要でございます。予算額は2,100万円、財源は一般財源であります。事業期間は令和3年度から令和4年度までとしております。事業内容ですけれども、下の絵にありますように、下り荷を確保する上での課題ごとに効果的な運賃の割引や、コンサルタントを活用した営業力の強化、新たな物流ルート確立のための試験輸送、ドライバーサービス向上など、新たに会社が取り組む施策を支援することとしております。

3の事業効果といたしましては、新たな物流ルートの確立などによりまして、新船効果をより大きなものとし、下り荷やトラック台数を確

保することで、長距離フェリー航路の安定化を図ることができるものと考えております。

10ページをお開きください。

改善事業、長距離フェリー旅客利用促進事業であります。

1の事業の目的・背景でございます。長距離フェリー旅客の利用増による航路の安定化と本県観光の推進を図るため、令和4年の新船就航に向けた情報発信活動等を支援するものであります。

2の事業の概要でございます。予算額は1,586万4,000円、財源は観光みやざき未来創造基金1,000万円と一般財源586万4,000円としております。事業期間は、令和3年度の単年度事業でございます。

4の事業内容ですけれども、下の図にありますように、令和4年春、秋、続けて新船が就航いたします。これに向けまして、前年度から新船の魅力についての計画的な情報発信や個人向けの旅行商品造成など、旅客利用促進の取組を支援するものであります。

3の事業効果といたしましては、新船就航に向けた情報発信を支援することにより、船旅需要を創出・回復することで、長距離フェリー航路の安定化と本県観光の推進が図られるものと考えております。

続きまして、11ページを御覧ください。

次に、改善事業、広域的移動手段確保支援事業であります。

1の事業の目的・背景でございます。地域間を結ぶ広域的な移動手段を確保するとともに、地域の交通需要に応じた最適な運行形態等を構築する取組を支援するものであります。

2の事業の概要でございます。予算額は1

億624万円、財源は一般財源、事業期間は令和3年度から5年度までとしております。

(4) 事業内容でございます。下の図を御覧ください。縦軸を移動距離、横軸を乗車密度として、右上の市町村間を結ぶ広域的なバスから、左下に行くにつれて、より小さな範囲で提供される交通サービスを段階的に示しております。

現在、一番右上の地域間幹線系統はバス事業者が運行しておりますが、利用者の減少により事業者が廃止した路線につきましては、その下にあります広域的バス路線として市町村が引き継いで運行している状況です。

しかし、その多くは大型バスによる定時定路線での運行でありまして、需要に合致していないために運行欠損額が拡大し、減便や路線縮小といった利便性の低下が懸念されているところです。このため、こうした路線における車両の小型化や運行の効率化を支援し、新たな概念である広域的コミュニティーバスに転換していこうというものであります。

3の事業効果といたしましては、需要規模に応じた最適な広域的移動手段を提供し、併せて先ほど御説明いたしました地域内での交通対策事業も総合的に進めることで、持続可能で利便性の高い地域交通ネットワークの構築が図られるものと考えております。

12ページをお開きください。

改善事業、公共交通需要回復プロジェクト事業であります。

1の事業の目的・背景でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けております県内公共交通機関について、Go Toトラベル終了後の需要低下を抑えるため、令和2年8月から実施している「みやざき、のってん！プ

プロジェクト」を継続して実施いたしまして、県外旅行をする県民に対して運賃割引等を行うものであります。

事業の概要でございます。予算額は3億9,868万6,000円、財源としましては、国の地方創生臨時交付金を活用する予定としております。事業期間は、令和3年度の単年度でございます。

事業内容でございますが、県外旅行をする県民に対しまして、公共交通事業者等が行う運賃割引、あるいはキャッシュバック等に対する支援を行うこととしております。

事業効果といたしましては、県民の利用を促進することによりまして、県外からの海外誘客等と併せ、県内県外の双方向での人の流れが活性化され、GoToトラベル終了後の公共交通機関の持続的な需要回復が図られるものと考えております。

総合交通課の説明は以上でございます。

○野崎委員長 各課長の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○来住委員 総合交通課の長距離フェリーにおける下りの荷確保、それから同じく長距離フェリーの旅客の利用促進の事業、合わせて3,000万円ぐらいです。

それで、ちょっと気になるんですけれども、こういう事業というのは、新船造船が問題になった頃から予定されていたのかなと。県も予算を出す形で関わって、新造船が造られるわけですが、その段階で既にこういう援助する、支援する計画があったのかなと。

何を言いたいかという、また数年後もそうやって、次から次にそういう支援事業が組まれていくのかなと思ったものですから。

それから今後の見通しです。県が関わって新

造船を造船することにしたわけですが、当然それは宮崎県の農産物を運んでいく唯一のというか中心的な任務を果たしているというところから、県も関わって新船が造船されたわけです。そうすると第3セクターで造ったわけではないんですけれども、かなり県が関わって造ったことは間違いのないわけですよ。

気になるのは今後もうこうやって次から次に援助していくのか、その見通しを一つは聞いておきたいなど。

○大東総合交通課長 こうした貨物に対する支援は広域物流網利用促進事業というのがございますけれども、こちらの事業で従来から、陸送からフェリー、あと鉄道輸送といったようにシフトした貨物について支援を行ってきたところであります。

旅客についても同様に、団体客のお客さんに対して運賃の一部支援をしたりといったような事業は従来から行っておりました。

ただ今回、この下りに特化した事業としてそれを切り分ける形で本年度から実施しております理由は、もちろん今回フェリーに対して県が融資という形で支援をし、かつ、このフェリーの経営に対してもしっかりと支援をしていくことになっておりますので、まずはこの新船就航に向けて、新船就航後の経営の安定化を図るために、この下り荷に着目した事業であります。

あとは、この新船の就航時の旅客確保に向けた事業といったものを本年度から来年度にかけて集中的に実施したいと考えています。

新船就航後につきましては、こういった特化事業につきましては、経営が安定化しフェリーがスムーズに就航した暁には、会社のほうでしっかり取り組んでいただくことではないかと考え

ております。

○来住委員 突然、こうやって新型コロナ感染症拡大に伴う経済的な後退が継続して起こり、いろいろな産業や企業に対して国を含めて公的な支援が行われるというのも、ある意味じゃ当然だと思うんですけれども。

それで、もう一つお聞きしたいのは、例えば下り荷の確保支援事業の内容としては4つあるんですけれども、例えば閑散期の運賃の割引等に対して支援されるのですが、2,100万円の予算の積算はどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

例えばフェリー会社が閑散期の割引を行うから、例えば3割割引するうちの1割を県が補助してあげようとか、具体的にどうなっているんでしょうか。

○大東総合交通課長 この事業費の内訳といたしましては、運賃割引に相当する部分といたしまして、積算上は1,500万円を計上しております。

次に、試験輸送につきましては260万円、あと営業戦略の策定につきましては180万円、ドライバーインセンティブ対策といたしましては150万円といった積算をしているところでございます。

その積算の考え方につきましては、これは運賃割引については台数の2分の1を支援するという計算をしておりまして、その他についても、基本2分の1を支援することにしております。

もちろん、この下り荷確保の取組としましては、会社が行うものが全てではありませんので、これ以外にも会社は様々な取組を進めていくこととなりますけれども、その中のこういった部分について県は支援するという事業にしているところでございます。

○来住委員 とにかく要望として上げておきた

と思うんですけれども、こういう事業で次から次に援助してあげないと成り立たないんだったら、最初から、新造船を造る計画の段階から、改めてそういうことを見通した議論にならないといけないのだろうなと思ったんです。

やっぱり会社側は大変だとは思っています。大変だとは思っていますけれども、やっぱりそこはちゃんと一定の線を引いておかないとまずいんじゃないかなと思います。これは、もう別に答弁は要りません。

○佐藤委員 総合交通課の(事項)高千穂線鉄道施設整備基金事業費の2億6,000万円について、これを分配するということですが、最終的にどのような形になるのか、その内容を少し教えていただけますか。

○大東総合交通課長 2月補正でも御説明いたしましたように、全体で5億2,000万円余の剰余金がございます。そのうちの50%につきましては、減分ということで精算ということになります。

残りの2億6,000万円につきまして、これを抛出割合と有効施設の活用割合という2つの考え方もちまして精算するという関係者間で合意されたので、精算額といたしましては延岡市が5,700万円余——正確に申し上げますと5,707万7,579円です。高千穂町が1億2,210万1,807円、日之影町が8,089万4,361円で合計2億6,007万3,747円となっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。積み立てた額が戻っていないところは、高千穂町ですか。延岡市は幾ら積立て、日之影は幾ら積立てだったんですか。

○大東総合交通課長 延岡市は2億4,970万円余を積み立てております。それに対して5,700万円

が返還されることとなります。高千穂町につきましては、1億5,472万円余を積み立てております。日之影町は9,483万円余を積み立てております。

○佐藤委員 延岡市、日之影町は撤去するのに幾ら使ったというのがあったかと思うんですが、それもよかったら教えてください。

○大東総合交通課長 延岡市につきましては3億753万円余を撤去工事の実績としております。日之影町につきましては2億7,140万円余でございます。高千穂町については316万円余となっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。延岡市、日之影町は撤去した、高千穂町については有効活用するために残したということで、積立額、それから撤去した額が300万円と、合わせても積立にはいっていないということが分かりましたけれども、前から言っていますし、またお答えもいただいておりますが、この10年間、しっかりした形で基金を積み立てながら協議会が存続してきたと。今度、協議会が開かれて、覚書等を交わすとお聞きしておりますけれども、その中で、3市町の声をしっかり聞いていただいて、次につながるような形をお願いしたいと思います。

○井上委員 総合政策課にお尋ねしたいんですけども、今度、新たに組織改正されて政策調整監が配置され、そして広域連携推進室が設置されるわけですけども、総体の予算の中で年間大体どのくらいの予算を見ているんですか。

○渡久山総合政策課長 当課の予算で先ほど説明しました歳出予算説明資料の13ページの中ほどより下に(事項)企画調整費がございます。全国九州地方知事会の経費でございますが、こ

こが一つ大きな経費として、この広域調整のために必要な経費となります。

そのほかにも、これは当課のいろいろな運営経費がかかっていますこの一つ上の事項の連絡調整費です。それから14ページの県総合計画推進費の一部など、こういったところも活用しながらですけれども、メインは先ほど申しました総合企画調整費の知事会に関する経費が中心になると考えております。

○井上委員 全国九州地方知事会議に使うというのは分かるんですけども、割と予算幅を広げて、使ったら使い放題みたいな、何でも使ってもいいということではないんでしょう。大体の幅というか、それは決めていないの、広域連携推進室というのは。

○渡久山総合政策課長 この広域連携の取組というのが、一つ大きなものとして全国知事会や九州地方知事会を通じての様々な活動と想定しております。

それともう一つは、先ほどございましたように、税財政常任委員会の委員長として責任を持って行動しなければならないので、それを支えていくという意味では、この全国九州地方知事会の枠組の中で動くことが多く、そのために必要な経費をここに積算しております。

新しくできます広域連携推進室につきましては、ここの経費を中心に活用していくということになります。

○井上委員 この調整監は部長級と言ったよね。そして室長がいて何人かの職員が仕事するのに、この1,400万円程度の予算で仕事をされるのかということを知りたいだけ。

○渡久山総合政策課長 中心はこの1,400万円ですけれども、もちろん人件費が一番上にありま

す職員の人件費の中からはなりませんし、それから連絡調整費の中の連絡調整費あるいは政策調整研究費で必要な場合には、ここを充てるケースも考えられますが、中心はこの1,400万円の幅ということになります。

○井上委員 これは知事が東京に行かれる際についていくための旅費ぐらいのこと。

○渡久山総合政策課長 もちろん旅費も入っておりますが、そのほかに知事会や全国知事会、九州地方知事会に参加する経費、あるいはそこの調査のための経費等がこの中に入っております。

○井上委員 だから、その知事の補佐をするのは分かるんだけど、議会でも質問が出たように、何を補佐してどんなふうにしていくのか、そしてこの予算で足りるのかどうかというのが知りたいだけなんですけど。

○渡久山総合政策課長 知事が実際に全国知事会の常任委員長として上京される場合に事務局として随行する場合ももちろんございますが、そのほかにも、この事務局として単独で事前の打合わせですとか、あるいは必要な調整のために上京したりするケースもございます。そういった事務費等も含んで積算した額でございます。

○井上委員 分かりました。

次にエネルギーのところを教えてください。次はエネルギーのところを教えてください。すけれども、エネルギー対策推進費というのがあって、これは農政水産部や環境森林部、企業局もある意味エネルギーに関わっているわけだけれども、エネルギー対策推進費というこの考え方、水素のことだけなの。県のエネルギー対策について、ここでいろんな課と連携を取りながらやっているということでこの予算額が500万円ですか。

○渡久山総合政策課長 今、エネルギーの対策につきましては、様々な部局が関わって進めております。

委員からございましたように環境森林部のほうで、特に再生可能エネルギーについて進めておりますので、外から見たときにはそちらのほう非常に目立った形となっておりますが、そのほかにも企業局ですとか農政水産部のバイオマス、それから商工観光労働部でのエネルギー関連と、総合政策課のほうでしておりますのは、こういう水素ですとか新しい分野のエネルギー等についての事業を進めております。その分について、ここで500万円ほど計上させていただいております。

○井上委員 菅政権が政策でゼロ・カーボンを大きく取り上げ、環境対策にシフトしていらっしゃるというのは御存じだと思うんですけど、これは大変重要な政策だと私は思っているわけです。

それを県としてどう考えていくのか。この2050年ゼロ・カーボンに向かってどうしていくのかというときに、総合政策部、それから各部で持っている分も含めて今後どうしていくのか知りたいんだけど。予算的にはみんなぶちぶち切つてあるので、それは非常にもったいないかなと思って。

これは産業再編の関係でも物すごく大きな力があるわけですね。特に水素は今までと違ってきて、ある意味では狙い目のところがいっぱいあるわけですね。エネルギーの総合的な推進となっているので、どんなふうに関係を取りながらやっていくのがちょっと見えないので。

○渡久山総合政策課長 今の議論は一般質問の中でも議論になった点でございます。

先ほどお答えしましたように、このエネルギーの部門が、今、様々な部門に分かれているところがございますが、これまではエネルギー——特に環境負荷や排出制限といった形で、産業活動を営む上での一つの制約要因として、そこをどう克服するかという視点が環境エネルギー問題については今まで強かったように思います。

ただおっしゃるように、菅政権はエネルギーをこれからの産業の起爆剤の一つとして打ち出すということで、環境問題、再生可能エネルギーなどを、これからはコストではなく、産業を成長させる一つの柱として打ち出してこられました。

そこに対応した形で県がこれをどう打ち出すかということについては、今のこの当初予算の段階で、組織的にも予算的にも、まだ十分な議論がなされておりません。これからそこをしっかりと、特にエネルギー基本計画を持っています環境森林部とも協議しながら、しっかりと話をしていく必要があるかなと思っています。

○井上委員 今の答弁で結構なんですけど、今後ポストコロナを考えたときには、環境と生活と命、この3つがキーワードになる可能性が非常に高いと思っていますので、やっぱりこの辺りは予算が少なくとも、総体したときに県が持っている予算の中で効果が出てくるように、ぜひ力添えをお願いしておきたいと思って、意識してそういうふうにやっていただくといいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

続けて総合政策課のところなんですけれども、オンデマンド交通とかを含めて、非常に努力していらっしゃるというのは、総合政策部で力を入れてくださっているというのはよく分かって

いるんですけれども、実際に生活にとって大変必要な足がなくなっていくことについての市町村との具体的なやり取りというか。

せっかく総合交通課でこれほどたくさんの予算を組んでいるので、どうすれば効果が出てくるのか、そこを。具体的にどこを狙っていらっしゃるのかなと、ちょっと私も乱暴な言い方かもしれないんですけれども、バス会社にお金を渡せばいいのか、それで本当にいいのかという思いがあるんですけれども、そこはどうなんですか。

○大東総合交通課長 この地域の交通、しかも、この末端部分に係る交通手段をいかに確保するかということにつきましては、ここ数年で非常に大きな問題としてクローズアップされてきていると感じております。

免許返納の問題もそうですし、いわゆるバス事業者がコロナの影響によって大変厳しい経営状況になり、その維持もこれから先は難しくなってきているというのもございます。

そういった背景も踏まえまして、今回、こういった事業を構築しておるわけなんですけれども、具体的にどういったやり方でこの地域交通を確保していくかということにつきましては、各地域に地域公共交通会議という会議がありまして、市民、県民の皆様の代表の方や交通事業者、市町村も交えて、県も入って、どうあるべきかという議論をした上で、こういったコミュニティーバスを走らせようとか、こういう接続の改善をしましょうといった議論を毎年行っているところがございます。

その結果として、域内の交通がどれだけの必要があるのか、需要が少ないところについては見直しも行われているところがございます。

ただ、市町村との議論というところでいきますと、やはり首長さんとかにお話を伺うと、その域内については自分たちでしっかり取り組むと。ただ、その域内から交通結節点までの広域的なところについては県なりバス事業者でしっかりやってほしいという御要望があります。

そういったところも踏まえまして、今回のようないわゆるバス事業者が運営できなくなったような路線について、いかに公の力といいますか、公がいかに維持していくか、その維持する中身も便数が減るとか、地域が狭くなってしまうといったことがないように、今回のような効率化を図ることによって、より利便性が高く、なおかつ余りコストのかからない形に転換していくと。

ここについては、国においても公共交通活性化法という法律がありますけれども、今年からこちらのほうも大きく改正されまして、地域における交通資源をあらゆる交通資源を動員して計画をつくりなさいということになっております。コロナの影響等もありますので、この地域交通をどう再編していくかという議論については、ちょっとスピードを上げて議論なり考え方を整理していく必要があると考えております。

○井上委員 ありがとうございます。

そして、もう一つ、私みたいなのに非常に魅力的な公共交通需要回復プロジェクト事業。この事業は非常に旅好き——コロナのこともあり人を動かすという点で言えば、非常にあれになると思うんですけれども、どんなふうに広報されて私たちが使えるようになるのか、もう具体的に決まっているんですか。

○大東総合交通課長 この事業につきましては、本年度の補正予算で予算化させていただき取り

組んでいる事業でございます。

しかしながら新型コロナの第3波の影響によりまして、実際にこの事業をフルで使えた期間が2週間足らずしかございませんでしたので、広報は十分に行いつつも、しかしなかなか募集ができないという状況でございました。

この感染状況が落ち着き次第、またしっかりと各事業者において広報もいたしますし、私も広報いたしますけれども、しっかりと隙間がないようにと言いますか、時を逃さないように事業の展開をしていきたいと思っております。

○井上委員 ぜひ情報をしっかり出していただきたいというか、使い勝手のいいものにしていただきたい。G o T oトラベルも本当はコロナがなければ皆さん喜んで利用したと思うんですけれども、結果として、あれは使えなくなりました。これはG o T oトラベル終了後の私たちの一つの呼び水になる、大きな力になっていくと思うので。

今から少しずつ皆さんの心も変わってくると思うので、人を動かしていける力になるんじゃないかなと思っているので、ぜひこれは丁寧に対策していただきたいと思っております。

○坂口委員 委員会資料の7ページの政策調整監について、もうちょっと詳しく聞きたいんですけれども、これは具体的に一番ここの要となるのは全国知事会での常任委員長に関わる仕事かなと思うんです。ここの体制ですけれども東京事務所が現場での仕事といたしますか、総務省との調整なり知事会との調整なりで東京事務所自体の業務がかなり増えてくるんじゃないかって気がするんです。あそこが忙しくない生半可な仕事じゃないと思うんです。

宮崎の立場をしっかりと把握しながら、全国知

事会の意見としてまとめていって、その実現に向けて国なりと折衝していくのかな。

特にその中で、今回、コロナによって新しい時代というのが始まるのであれば、大きいポイントとして税制ですね。これに係る相当なものを地方の立場から求めていかないといかんし、その中で東京都との競争というもので、いかに財源の厳しい県の立場をそこに反映させていって、結果的にどこに住んでいようと同じような条件の中で生きられる基盤整備に向けての財源を確保できるような、そういう税制あるいは再配分の在り方というのを構築していかなのです。

これは調整監が宮崎を本拠地にしてやっていくだけでは限界があるんじゃないかなと思うんです。実働部隊が、東京でかなりやっていかんといかん気がするんですが、東京事務所の体制は、今回余り変わることはないんですか。

○渡久山総合政策課長 結論から申し上げますと、東京事務所の体制は大きく変更といいますか、増員を図ったり、組織的に大幅に拡充したりということは、今のところ考えておりません。

ただ今年度、知事が任命されてから、おっしゃるように東京での各省庁あるいは政府中枢との様々な調整、日程調整だけでもかなり手間がかかっております。

そういったところで、さらに政策提案ということになりますと、中身を理解した上で東京事務所がハブになって調整をしていくということが重要になろうかと思っておりますので、当面はこの3人の新しい体制の中で東京事務所を利用しながら進めていくことになろうかと思っております。しかし、状況によってはまた考えないといけない局面も出てくるかもしれません。

今のところ富山県の例を見ますと、東京事務

所に特段の体制を敷いてたということではありませんでしたので、今のスタート時点では、宮崎側をしっかりと拡充するという富山県の体制を見習いながら対応していきたいと考えております。

○坂口委員 富山県というと東京都の距離も日帰りでかなりなことができるというのと、これはちょっと言い方を間違えると失礼けれども、全国知事会へ向けての影響力や調整能力といったものを考えたときに、これは各都道府県の利害のある中で意見を一本化していくという、いわば根回し9割の仕事と思うんです。

9割以上は根回しが必要で、そこで物事をこさえておいて、調整が終わったものを持って、今度は国との調整という難関がその次にある。そうすると、僕はこの宮崎と東京の距離の中で、東京事務所に期すべきところはかなり大きいような気がするんです。そして、これは練習期間とか見習い期間というのがあるような、そんな生半可な責任じゃないですもんね。

だからそこらを考えたとき、東京事務所の体制というものが——これは東京向けの仕事ですから、全国向けの仕事ですから、じゃあ、その出先が、兵隊がいないってなったときに、果たして効果が期待できるのかということ、僕は心もとないような気がするんです。

これはここで議論して結論が出るようなことじゃないけれども、ぜひ今後の検討課題として、先進県にならって踏襲していくことで同じ結果を出せばいいんですが、僕はちょっと心もとなさを感じているもんですから、ぜひ万全を期して。

それで全都道府県の責任がのしかかってきますから。何度も言いますように、利害を調

整していくというのは、なかなかことです。宮崎がもうければ東京が損をするという、具体的には。それを全国の意見として異議なしでもっていかなきゃいけない作業ですよ。だから、そこはぜひ今後の検討課題として、頭に置いておいてほしいなど。

○渡邊総合政策部長 私、前職が東京事務所長でございましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

東京事務所におりましたときに、毎月1回、各ブロックの東京事務所長、そして全国知事会の会長さんや各部長さん、幹部の方々との意見交換会を毎月やっております。

併せまして、持ち回りではあったんですけども、私はその半年間、全国の東京事務所長の所長会をやっておりました。ちょうど東京都道府県会館の在り方についての大きな議題もあったときの所長をしておりましたものですから、そうなったときには、直接全国知事会の会長さんといろいろな……いずれにいたしましても、その東京事務所の所長、総括次長、行政課長の3人が、特に国の関係とか国会議員事務所との関係とか、いろいろな役どころをしておりましたので、今回、本庁においてはこの政策調整監を中心に庁内の調整等をしつつ、おっしゃったとおり富山と宮崎と、東京に関する位置関係、時間距離がございますので、その辺りは今まで以上に東京事務所の関与というものをしっかりやっていかなければいけないと思っております。

その辺りのところは、私のほうからも総務部、そして東京事務所の現所長等に対しても、しっかりとそういう意識をさらに持ってほしいということをお願いしたいと思います。

○坂口委員 全く分からずに予想というか推測

で言っているんですけども、例えばこの役についてた富山県知事の東京滞在時間が年間どれぐらいあったのかなど。それだけの時間、それ以上のものを東京で河野知事が確保しようとしたときに、果たして移動あるいは地元での業務を考えたときに、本当に成立できるかなというのが、具体的に考えていくとちょっと心配なんです。

やはり江戸家老というものをちゃんと置いて、安心して江戸でも仕事をしていただくと。地元は2人の副知事体制を取っているから、かなりのは地元のほうで整理できるでしょうけれども、それにしても移動がかなり厳しいということで、ちょっとこれは希有かも分からんけれども、一度、真剣に分析していただきたいというのがあります。

次に公共交通需要回復プロジェクトに関してですけれども、これは財源が地方創生臨時交付金と言われたので、取りあえず、今回一発勝負ということになりますよね。

そこを考えたときに、一発勝負で成果を出せるのかなというのが一つあるんですけども、ここらの見通しと、それとこれが万が一、引き続き必要となったときは、通常の一般財源でこれをやろうとすることになるのか。

○大東総合交通課長 本年度のこの事業回復プロジェクトにつきましても、この交付金を財源としておりまして、来年度につきましても、このGoToの後の対応につきましても、やはり同様に交付金対応としております。

この2か年度にわたる事業によって、当然感染状況にもよりますけれども、最大限の需要回復を図っていきたくて考えております。

ただ、一般的に言えば、その交通需要、移動

需要というのが従前までに回復しないかもしれないとも言われております。そうしたときに、その回復の度合いといったものを見ながら、また改めて何らかのことは検討していかなければならないとは考えております。

○坂口委員 これはあくまでもカンフル剤みたいなものかなと思うんです。一時的にこの事業を打っているときは、それに乗っかってみようと。それがなくなればまた落ち着いてしまう。落ち着いた後の、今度はこういったものに対するの需要なり利用というのがどうなっていくか、ちょっと見通しが難しいかなと。人の価値観というものが変わったり、生き方が変わったりというのが一つあるもので。

その中で、先ほどのカーフェリーみたいに荷物を集めてあげるよといったものは、国の考え方に基づいていけば交付金なり何らかの財源を確保しながらやっていける。荷物についてはです。ただ、人間を運ぶということになると、特に公共交通機関のバスやタクシーは貨物に対してのいろんな事業というものは使えない。

すると、過疎化がだんだん進む中で、じゃあ特別に国がそういったところに何らかの手立てを確保しようとしてくれるかとなると、そうじゃなくって、一定のルールで配分されたお金をその自治体が考えて、それに対してどれだけの価値を見出して、どういった支援で、それをどの規模で残そうかということで、考え方によってはかなり厳しいところに行き着くと思うんです。

その中で、いつもこういった構造的な問題を乗り切るには業界再編というものがありましたよね、資本の増強とか。そういったのが本県には入ってきていないと思うんです。どうやって生き残らせるかについても、もうそろそろ考え

ていかなければいけないんじゃないか。

すると、さっき言われたいわゆる交通機関なり物流に関しての活性化法だといったものがあつたとき、やっぱりあらゆる資源を一回テーブルに並べて、今後、この業界というものはどうやって自分を残していけるか、今後とも役割を果たしていけるか——会社を合併させてとかじゃないんですよ。でもそこらに対しての協議を始めていくためのテーブルづくりぐらいやっておかないと、この対処療法の繰り返しで害を小さくしていくかで、いつかはゼロになっちゃうよというような、すごく消極的な対策でしかないような気がするんです。

業界からもかなり反発とか、自分らの言い分もあるかもしれないし、歓迎の声もあるかもしれないけれども、どの業界でも、他の業界がこういったときどう乗り切るかということ、再編を繰り返してこられているんです。企業同士の合併もあっているし。

そこもちょっと頭の中に入れて、それに向けての検討なり研究なりもやっていかないといけない。対処療法ばかりのような気がしてです。

○大東総合交通課長 先ほど申し上げました公共交通活性化法の改正がございまして、そこではいわゆる公共交通計画なるものについては、今まで各自治体は任意でつくりなさいということでありましたけれども、今回は必ずつくりなさいという形に変わっております。県においても広域的な視点から、その計画にちゃんとコミットしなさいという形になっております。

今回のコロナ禍によりまして、そういった需要が著しく低下して、さらには戻らないかもしれないといったような状況にありますので、どうしてもサービスの提供の在り方、あるいは規

模といったものについて、再編作業が今後出てくるのではないかと考えております。

したがって、地域交通もそうですし、あとは、より広範囲なサービスの提供の在り方につきましても誰がどこまでやるのか、あるいはどういった規模でやるのかといったことを、先ほども申し上げましたけれども、スピードを上げて検討を始めていきたいと考えたところでございます。

○坂口委員 これは、もう全く私自身の感覚とか考え方だったんですけれども、例えばこのカーフェリーです。新造船を造って、しっかりした資本を構築して行って、健全な形で運行していこうと。その一つにはフェリー業界、船舶業界のものすごい吸収合併というような流れの中において、県外資本に宮崎のフェリーを持っていかれたら、将来は宮崎の物流なんて本当に3番手、4番手になってしまうということを考えての積極的な、これは新会社の立ち上げ、新船造船というところだったんです。

自分の個人的な思いとして、県内に本社を残し、県内資本で運行する会社が今後の物流の流れを見ると絶対に必要だと、吸収合併させちゃいかんというのが、一つあったんです。

今度は公共交通機関で人だけしか運ばないというのは、昔からの宮崎資本というのがどうなるんだろうというのは、常につきまわっていたんです。だけれども、この県内資本の中で宮崎の公共交通機関の人の動きというのはちゃんと維持していくんだという考え方に立つのか、流れによって強いところに乗っけてもらうということにするのかという大きい分岐点を含めて、将来の方向を一応見据えながら、それは業界に対してのどうあるべきかというのは、そろそろ

動きというか検討に入っていくことが必要じゃないかなと。

心配しているのは、宮崎の資本が宮崎の公共交通機関を握ってくれていることはすごくいいことだと思うんですけども、それを持続していつくれるかとなると、今度は九州全体なり日本全国で考えなきゃいけない会社の立場というのが出てくると思うんです。

だから、それを今回の活性化法がどの程度で乗っけられるのかは分からんけれども、少なくとも地域資源を全て見直す、そして将来に対しての方向性と健全な方針を出していきなさいとこの法律であれば、この法の下で、何かそういったものができるんじゃないかなという気がするんですけども。

○大東総合交通課長 このコロナによって交通事業者も非常に大手から、大変厳しい経営状況になっておりますので、今後の行方はちょっと読めないところはありますけれども、恐らくはそういう業界全体の再編でありますとか、あとは県内の交通事業者につきましても、何らかの再編といったことがある可能性もあります。

そこら辺をしっかりと見極めながら、担い手をしっかりと確保することも大事でございますので、そういった利用促進とか、どの程度までサービスを提供するかという、先ほど申し上げました規模の話もありますけれども、誰がどう担っていくのかといったようなところも含めて、しっかりと議論を進めてまいりたいと考えております。

○太田副委員長 今の公共交通需要回復プロジェクトの関係で状況を報告しておきたいと思いますが、私も議員になってずっと鉄道を20年間近く利用してきたんですが、宮崎市と延岡市

の往復は、私が60歳になったらマイウェイカードというのがありまして3,300円です。だから、「ああ、いいな」と思って、議員の皆さんも60歳になった人は鉄道のほうがいいですよって、延岡市から来る人には進めていたんです。

私は鉄道のために営業活動をしとったような気がするんですけども、それが突然なくなっちゃったんです。延岡と宮崎の往復が4,700円に今はなっています、往復割引でもです。

やっぱり高齢化社会を迎えてくると、60歳以上の方が高速道の運転から鉄道にシフトしてもらうためには、年齢での多少の割引のサービスをしたほうがいいんじゃないかなと思います。

私もこの前、県議会でも発言しましたけれども、5年ぐらい前にこれまでの鉄道料金を足してみたら700万円ぐらい投入していたんです。だから、もう現在は1,000万円を超えていると思います。そのくらい鉄道に投入してきたんだからという思いで。

それと、バスのほうも今は走っていませんけれども1,000円だったんです。だからバスにも乗ってあげないといかんかなと思って鉄道とバスを乗り分けて利用していたら、県庁前の停留所がなくなり、橋通り辺りの遠いところになったんです。それでも乗っていましたが、そういう乗りたくなるような政策をぜひこの鉄道関係でも、年齢でももう少し色濃くサービスするといいいんじゃないかな。

高速道路よりは安いんです。だから、そういうシフトすることも、会社側との交渉の中でそういうのも入れてもらおうと、私は営業活動をどんどんしてあげたいかなと思いますので、頑張っていたきたいと思います。

○野崎委員長 よろしいですか。ほかにござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時24分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、中山間・地域政策課、産業政策課、生活・協働・男女参画課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○川端中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地織政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の31ページをお開きください。

当課の令和3年度当初予算額は、7億8,205万8,000円であります。

33ページを御覧ください。

ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費8,031万円であります。その主な内訳ですが、説明欄1の改善事業、中山間地域経済循環促進事業1,260万1,000円につきましては、県の産業振興機構内に設置した中山間地域産業振興センターにおいて、コーディネーターによる巡回相談に引き続き取り組みますほか、特定地域づくり事業協同組合の設立に取り組む市町村に対しまして支援するなど、中山間地域における産業振興を図るものであります。

説明欄7の新規事業、中山間地域人財育成環境整備モデル事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費9,808万7,000円であります。

ページをめくっていただきまして、34ページでございます。

説明欄5の改善事業、広域連携強化地域づくり推進事業857万7,000円ではありますが、市町村域を超えた広域連携を強化するため、市町村と県の関係部局の担当者及び外部専門家でのワーキンググループによる研究会を開催し、地域資源を生かした新たな広域プロジェクトの検討を図るほか、県内の地域資源ブランドにおいて、認知度向上のための情報発信に引き続き取り組む経費であります。

次に、(事項)移住・定住促進費2億9,540万3,000円であります。これは、本県への移住等の促進に要する経費であります。このうち、説明欄3のわくわくひなた暮らし実現応援事業1億2,006万9,000円につきましては、昨年度から実施している、市町村を通じて一定の要件の下、移住者に移住支援金を支給する経費であります。来年度より国の制度の対象拡大に伴いまして、リモートワーカーやプロフェッショナル人材または県外の大学等を卒業後に県外に就職されてからU I Jターンされる方を対象化することとしております。

説明欄5の新規事業、移住者受入環境整備・情報発信強化事業及び説明欄6の新規事業、地方回帰関係人口創出・拡大事業」つきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)エネルギー対策推進費1億7,509万2,000円ではありますが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等へ国の交付金を交付するものであります。

次に35ページを御覧ください。

土地利用対策費3,229万1,000円あります。このうち、説明欄3の地価調査費は、国土利用計画法に基づき県内全市町村において行います基準地の標準価格の調査及び結果の公表に関する経費でございます。

続きまして、当課の主な事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の13ページをお開きください。

中山間地域人材育成環境整備モデル事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、中山間地域では、都市部から遠く、研修の機会が限られております。こうした中山間地域での人材の確保・育成を図るため、看護師をモデルに、中山間地域と都市部の間で、相互人材交流による研修環境の整備を支援するものです。

2の事業の概要であります。予算額は349万9,000円、財源は地域医療介護総合確保基金を活用することとしておりまして、事業期間は、令和3年度から4年度までです。

事業内容であります。①相互人材交流モデル事業では、相互人材交流による研修の企画・調整を行い、②相互人材交流促進事業にて、中山間地域の公立医療機関が宮崎大学病院等の都市部の医療機関に対し職員の派遣研修を委託する際の経費及び交流人材の受入れに係る経費を支援するものであります。

3の事業効果としましては、研修機会の充実により、中山間地域で働く方の意欲や資質の向上が図られると考えております。

続きまして、14ページをお開きください。

移住者受入環境整備・情報発信強化事業であ

ります。

1の事業の目的・背景としましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、地方回帰への関心が高まる中、特に中山間地域では、移住者を受け入れるための空き家が不足しております。移住希望者が空き家待ちをしている現状がございます。

そのため、空き家等を活用して移住希望者の受入環境を整えるとともに、例えば「リモートワークをしながらサーフィンを楽しむ」ような、本県らしい「新しい暮らし方」をパッケージ化して情報発信を行うことにより、本県への移住を促進するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は6,685万3,000円で、財源は人口減少対策基金を活用することとしております。事業期間は、令和3年度から4年度までであります。

事業内容であります。1は、移住者向けの空き家等利活用促進ということで、市町村が実施する個人の空き家改修に対する補助や空き家等対策計画の策定、市町村がサブリースする空き家や遊休施設の改修に係る費用を支援するものでございます。

②は、本県の魅力を分かりやすく伝えるため、サーフィン以外にも、例えば「リモートワークをしながら農業を楽しむ」など、そういった暮らし方のパッケージ化を行いまして、移住専門誌等で移住希望者に向けて強力に発信するものであります。

3の事業効果としましては、移住希望者の受入れ環境を整備し、本県の魅力を発信することにより、本県への移住に関心が高まり、移住促進につながるものと考えております。

次に、15ページを御覧ください。

地方回帰関係人口創出・拡大事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、将来的に移住につながる関係人口の創出・拡大を図るため、本県ならではの暮らしの魅力を発信を行うものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,370万7,000円、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしており、事業期間は令和3年度の単年でありませ。

事業内容であります。①のお試し移住リモートワーク事業では、本県への移住を検討していらっしゃる方に、一定期間本県に滞在して、リモートワークをしながら本県の魅力を体感してもらい、その感想や魅力等に関するレポートを情報発信等に活用するものであります。

②の宮崎ファン創出・拡大事業では、本県が強みを持つ分野、例えば都内の人工の波によるサーフィン施設での本県のイベント開催ですとか、ボルダリングのイベントへの出展など、本県の魅力を発信するものであります。

3の事業効果としましては、本県ならではの暮らしの体験や魅力を発信を行うことにより、関係人口を創出・拡大できるほか、将来的な移住につなげることができるものと考えております。

中山間・地域政策課の当初予算につきましては、以上であります。

○甲斐産業政策課長 産業政策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料の37ページを御覧ください。

産業政策課の令和3年度当初予算は、10億2,935万3,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

39ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)産業政策総合推進費5億3,257万4,000円であります。

その主な内訳ですが、説明欄5の新規事業、「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄6のポストコロナを切り開く新たなフードビジネス支援事業4億1,500万円につきましては、ポストコロナ社会に対応するためのデジタル技術や設備機器等を導入する食品製造事業者への支援を通して、フードビジネス産業全体の生産性向上を図るものであります。

説明欄7の新規事業、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続きまして、その下の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費2億5,444万4,000円あります。これは、若者の県外流出の抑制等に向け、産学官労官が連携し、県内企業への就職促進や魅力ある職場づくり、産業人材への育成等に取り組むことにより、県内企業への就業拡大を図るものであります。

次に、40ページをお開きください。

一番上にあります(事項)宮崎地方創生若者定着促進費9,243万1,000円あります。

説明欄1の大学を中心とした産業人材育成拠点構築事業4,000万円につきましては、大学を中心とした産業人材育成確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知的資源や幅広いネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成や確保を図るものであります。

説明欄2の宮崎産業人材確保支援基金事業2,402万円につきましては、本県の将来を担う産業人材の確保・定着を図るために、県内に就職した若者に対して県内企業等とともに就学金の返還支援等を行うものであります。

次に、その下の(事項)産業デジタル化推進費7,700万円あります。

説明欄1の新規事業、プラスデジタル推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

当課の主な事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

新規事業、「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業でございます。

まず、1、事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内経済が大きな打撃を受けている中、企業や団体等がナンバーワンやオンリーワンを目指して取り組むプロジェクトを募集し、新たなビジネスの種となり得るプロジェクトに対して支援を行うものです。

2、事業の概要を御覧ください。

1、予算額は1,500万円で、2、財源は新型コロナウイルス宮崎復興応援寄附金としており、3、事業期間は令和3年度のみ単年の事業であります。

4の事業内容ですが、①のプロジェクト支援補助金事業は県内企業団体等が新たな視点で取り組む優れたプロジェクトに対し支援を行うものであります。

また、②のビジネスシーズ・プロジェクト支援事業では、例えばそのプロジェクトの広報や資金調達に関する相談など、それぞれの段階に応じた伴走支援を実施するものであります。

3、事業効果としましては、県内企業や団体等が取り組む新しいプロジェクトへの支援を通じ、ビジネスシーズの発掘や企業間イノベーションの創出が図られることで、県内経済の活性化につながるものと考えております。

次に、17ページをお開きください。

新規事業、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた産業の再生を図るため、業種転換や多角化等により離職者等を受け入れる雇用の場の創出や雇用の維持につながる取組を行う団体事業者を支援するものであります。

2の事業の概要を御覧ください。

1、予算額は2,724万4,000円であり、2、財源は国庫としており、3、事業期間は令和3年度から令和5年度までの3か年事業であります。

4の事業内容ですが、①にてプロジェクトを推進する体制の整備を行い、②において地域の資源や産業を生かし雇用機会の確保を図る事業者等に対し、専門家の招聘や従業員研修等の活動を支援するものであります。

3の事業効果といたしましては、新たな雇用創出を目指す事業者への活動支援により、地域産業の再生を推進することができるものと考えております。

次に、18ページをお開きください。

新規事業、プラスデジタル推進事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく変化している社会経済を取り巻く環境に的確に対応し、本県産業の持続的な成長を図るため、新た

な分野におけるデジタル化の取組支援や、継続的なイノベーションの推進に必要となる産業人材や企業の育成に取り組むものであります。

2の事業の概要を御覧ください。

1の予算額は7,700万円であり、2の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としております。

3の事業期間は令和3年度のみ単年度事業であります。

4の事業内容ですが、①は産業分野におけるデジタル技術の実装に向けて、アドバイザーによる研修会の開催や個別相談体制を構築するとともに、先端ICTを実装する先駆的モデルとなるプロジェクトを支援するものであります。

②は、県内の中高生を対象にしたITプログラミング部の創設や、デジタルを活用したビジネスチャレンジを支援するものであります。

③は、県内の企業と県内外のICT企業等との共同による新たなビジネスモデルの創出を支援するほか、ビジネスアイデアの共有や起業家ネットワークの構築を支援するものであります。

3の事業効果としましては、新事業やイノベーション創出の基盤が構築され、本県産業の持続的な成長が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

○山崎生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお願いいたします。

当課の令和3年度当初予算額は、4億6,371万9,000円でございます。

43ページをお願いいたします。

当初予算の主な内容について御説明いたしま

す。

中ほどの(事項)交通安全基本対策費893万1,000円につきましては、交通安全対策推進本部の運営や、県民向けのCM制作等、啓発に要する経費であります。

一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費622万円につきましては、犯罪のない住みよいまちづくりの啓発や、職域や学校の要請に応じまして、防犯アドバイザーを派遣する事業などに要する経費であります。

44ページをお願いいたします。

一番上の(事項)協働運営事業費2,181万1,000円につきましては、宮崎駅前KITENビルの3階にあります、みやざきNPO・協働支援センター運営のための経費でありまして、当センターでは、地域で活動する様々な団体等に対しまして、研修や相談などを行っております。

次に、(事項)ボランティア活動促進事業費1,560万3,000円につきましては、様々な社会貢献活動を県民の間に広げていくための経費であります。このうち、説明欄2の改善事業、広がり助け合いの輪！地域貢献活動推進事業395万5,000円につきましては、県社会福祉協議会が実施いたします人材育成や交流事業等を支援し、地域における社会貢献活動を推進するものであります。

5の新規事業につきましては、後ほど常任委員会資料により御説明いたします。

一番下の(事項)消費者支援対策費5,833万1,000円につきましては、県の消費生活センターに、相談や啓発に当たる職員を配置し、その研修を行うことなどに要する経費であります。

45ページに移りまして、中ほどの(事項)消費者行政交付金事業費5,632万6,000円につつま

しては、国の交付金を活用しまして、市町村の相談窓口の機能強化を支援したり、ステッカー等の啓発グッズやCMなどを作成したりするための経費であります。

その下の(事項)男女共同参画総合調整費229万1,000円につきましては、審議会や各種会議の開催などに要する事務費であります。

一番下の(事項)男女共同参画推進費5,458万9,000円についてであります。内容につきましては、次のページになります。

46ページをお願いいたします。

説明欄1、啓発・活動推進事業2,028万2,000円の主なものとしまして、(3)のみやざき女性の活躍強化事業につきましては、企業や関係団体等で設立しました、みやざき女性の活躍推進会議の活動に要する経費、また、(4)の性暴力被害者支援センター運営事業につきましては、性暴力被害者の負担軽減を図るため、相談、カウンセリングなどを行います、さぼーとねっと宮崎の運営委託に要する経費であります。

説明欄2の男女共同参画センター管理運営委託費3,430万7,000円につきましては、公の施設であります男女共同参画センターの運営委託に要する経費であります。

続きまして、恐れ入ります。常任委員会資料の19ページをお願いいたします。

新規事業、地域密着型NPO社会貢献活動促進事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、地域社会において生じた様々な課題や新たなニーズに対応するため、積極的に社会貢献活動を展開するNPO法人の取組を支援するものであります。

2の事業の概要につきましては、(1)の予算額は600万円、(2)の財源は一般財源としておりますが、新型コロナ宮崎復興応援寄附金を活用するものであります。

(3)の事業期間は、令和3年度の単年度でございます。

(4)の事業内容につきましては、下の図の中ほどの例示にありますような、コロナにより様々な困難に直面する人・団体・地域をきめ細かに支援する活動や、新しい生活様式への対応を支援する活動など、地域に密着したNPO法人の取組に対し、助成を行うこととしております。

3の事業効果としましては、県内NPO法人の社会貢献活動が促進されますとともに、コロナにより影響を受けた地域課題の解決につながっていくものと考えております。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

委員会資料の38ページと39ページになります。

昨年12月に特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が改正されたことに伴いまして、関係する2つの条例について所要の改正を行うものであります。

まず、38ページの議案第27号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由につきましては、NPO法の改正に伴いまして、法の施行に関し必要な事項を定めた条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

(1)は、条例第3条において、法改正によ

る項ずれが生じたため、引用条項の変更を行うものであります。

(2)につきましては、法第52条におきまして、個人情報保護の観点から、法人が閲覧させる役員名簿について個人の住所や居所に係る記載を除く旨の規定であります第5項が新設されたことに伴いまして、条例第10条において当該条項について追加を行うものであります。

なお、条例改正に伴う新旧対照表は、以下に記載のとおりであります。

3の施行期日につきましては、法の施行日であります令和3年6月9日としております。

39ページをお願いいたします。

続きまして、議案第28号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由につきましては、先ほどの議案と同様、NPO法の改正に伴いまして、宮崎県における事務処理の特例に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

当条例第2条に基づく別表につきましては、権限委譲により市町村が処理する事務の範囲について定めておりまして、このうち1の9は、特定非営利活動促進法に関するものであります。

(1)につきましては、法第10条第2項におきまして法人設立認証の申請等があった場合に、所轄庁が行います法人の名称や目的等に係る公告につきまして、インターネット等による公表に方法が変更となったため、関係する規定を改正するものであります。

(2)は、先ほどの議案と同様に、法改正による項ずれの箇所につきまして引用条項の変更を行うものであります。

なお、条例改正に伴う新旧対照表は、以下に記載のとおりでございます。

3の施行期日につきましては、先ほどの議案と同様、令和3年6月9日としております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 各課長の説明は終了しました。質疑がお昼をまたぎますので、ここで一旦打ち切りたいと思いますが、再開時間は午後1時でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは午後1時からの再開ということで、暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時2分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

午前中、各課長の説明が終了しましたが、議案についての質疑はございませんか。

○山下委員 常任委員会の説明資料の13ページの中山間地域人材育成環境整備モデル事業をもう少し詳しく説明していただけますか。

○川端中山間・地域政策課長 この事業は、下のポンチ絵を見ていただきますと、都市部のほうが宮崎大学医学部と附属病院となっております。そして、中山間地域のほうが公立の医療機関ということで、公立の市町村立の病院ですと、実は看護師さんの育成に当たって、なかなか研修の機会がないというふうに伺っております、宮崎大学医学部附属病院等で若手の看護師さんを育成するために、数か月間研修で派遣します。

その代わりに宮崎大学医学部附属病院にいらっしゃる中堅の方を、逆に田舎の病院に派遣していただいて、相互に人材交流をするということで、中山間地から行く方は、大きな病院で

専門的な対策、例えばコロナの対策とか、そういったところを学んで帰ってくる。

そして大病院の方も田舎の病院で総合診療といういろんな科目を担当することで勉強になるということと、大きな病院で培ったいろんなスキルを伝えていただく、相互にウイン・ウインの関係が成り立つということで考えております。

そういったところの研修費用、例えば短期間ですけれども、家賃の補助ですとか、社会保険の事業主負担分を研修費用として見込みまして、その市町村立病院から研修費用ということで宮崎大学医学部附属病院側に送る費用を県が支援するというので、2名ずつ実施する計画でございます。

○山下委員 なかなかいいことだなと思うんですが、事業費が349万9,000円と非常に少ないので、これで何人ぐらいの研修が見込まれるのか。

○川端中山間・地域政策課長 これですと2名ずつです。出る人が2名、来る人が2名ということで合計4名です。それぞれの病院が、もともと正規の職員として雇っている方ですので、人件費の部分は給料を補助するものではないです。

○山下委員 なかなかいいことだと思うので、たった2名ではなくて、今年はこれで行ったとしても、うまくいくようであればもっと拡大して、こういう人材を増やしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 ありがとうございます。こういった取組をやっている事例が非常に少なく、私どももテストケースといえますか、そういう意味でモデル事業と名前をつけさせていただいています。

今回看護師をモデルにということで取り組んですけれども、それ以外にも中山間地域でス

キルを磨く機会を設けられるような、例えば宿泊業ですとか、観光協会とか、そういったところは都市部のほうに研修に行くとスキルを磨くいい研修になるんじゃないかなと思っていますので、これをきっかけにいろんな他業種でも拡張できるというかなとも思っていますが、今回、モデルという名前で、取りあえず看護師からテスト的に始めたというところでございます。

○山下委員 大学とこういう交流をすると、これがきっかけで医者も中山間地域医療に目を向ける確率が高くなっていくわけですから、ぜひこの事業は成功させて、増やしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上委員 同じように、今度は移住関係のところですけども、受入環境整備や情報発信強化事業、これはぜひ丁寧にやっていただきたい事業なんですけれども、移住者向けの空き家の活用促進の関係について、市町村がきちんと空き家が見えるのか使えないのかというところまでちゃんと把握できているのかどうか、その辺のところは、市町村と連携は取れているんですか。

○川端中山間・地域政策課長 この事業の中の①のところは、市町村が行う空家等対策計画の策定に係る費用を支援と書いております。

実は市町村が管内の空き家を調査して、その使い道の状況とかを把握して、空家等支援計画を立てるという制度があるんですけども、こちら、県内で26市町村のうち14市町村が策定して、まだ12市町村が未策定の状況でございます。

今回、この②の事業をやりましたのは、特に中山間地域での整備が遅れていまして、そういったところで管内の空き家を調査して、住民の利活用の意向をきちんと調査していただくことで、

いろいろと空き家の活用が進むのではないかと考えており、今回、この事業を入れたところでございます。

○井上委員 これはずっと丁寧にやると、リフォーム関係のこととかで小さな大工さんたちも含めてですけれども、産業的に広がる可能性というのが非常に高いので、ぜひこれを丁寧にやっていただきたいなと思います。26市町村の全部ということではなくても、宮崎市なんかとは別に移住に適したところとかいろいろあるので、小さなところもぜひ積極的に手を挙げていただけるというかなと思います。

ICTとは別に、こういう環境が整ってくることはとても大事なので、まとまって何かできていけるといいのかなと思いますので、ぜひやっていただけたらと思います。

もう一つ、地方回帰関係人口創出・拡大事業なんですけれども、これは考え方としては物すごくいい考えだなとは思いますが、これの実効性はどうなるんですか。お試し移住リモートワーク事業、それと宮崎ファン創出・拡大事業、このあたりのところは。

○川端中山間・地域政策課長 この地方回帰関係人口創出・拡大事業の①のお試し移住リモートワーク事業につきましては、1月の常任委員会でもワーケーションのことを御説明しましたが、移住を前提にしているんですが、都市部の方にワーケーション的に田舎のキャンプ場へお試し泊まっただき、そのレポートを提出していただいて、県がホームページで紹介するというので、その分の謝金をお払いして原稿を出していただくというような事業で考えております。

行く行くは、それで宮崎への移住までつながっ

ていけばというところで考えておりますけれども、そういったリモートワークの促進とワーケーション的なところもありますけれども、そういったものを考えているところです。

次に②の項は、下の写真にも出ておりますけれども、いろんなスポーツイベントですとか、県外で実施する焼酎関係のイベント、観光関係のイベント、そういったものとコラボしまして、あと、東京にシティーウェーブ東京というシーガイアにありましたような人口の波でサーフィンができる施設がありまして、そこでサーフィンの大会が開かれております。そういったところに参加して宮崎県のサーフィンの良さとか、そういったところをアピールするような機会を持ちたいと考えております。

○井上委員 最近だんだんと各企業が副業も可能となってきているわけだから、自分の会社の人はどこにいても、どこに住んでいてもいいというような状況になる可能性だってあるわけです。企業に対してのメッセージがよく届くというか、そこを丁寧にやっていただくことを要望しておきたい。この移住リモートワーク事業というのはこれからやる事業なので、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。

もう一つ続けて、産業政策課の地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業ですが、これは視点としてはいいんですが、これが、例えば雇用創出を目指す事業者への活動支援というところ、ここまで仕上げるのはなかなか大変ではないのかなと思うんですけれども、このあたりはどういうことを予測されているんですか。

○甲斐産業政策課長 この事業は厚生労働省の事業を活用しているものございまして、そういった意味では雇用というところが最終の大き

な目標になりますけれども、やはり今コロナでいろんな状況が変わってきている中で、これまでの事業と業態を変えるだとか、多角化というところをするというのは、そんなに簡単ではないというところがあります。

イメージとしては地域商社もしくは地域のいろんな団体、商工会や観光協会といったところが核となって、その地域の一つのグループをつくっていただいて、そういう多角化とか、そういったところを目指すというものをイメージしてつくっております。

今年度はちょっと別の事業で、西都市の観光協会が飲食店とタクシー業界がコラボして、デリバリータクシー、配達ということにトライされましたけれども、そういった小さな挑戦の中で新しい産業の芽をつくっていくきっかけをぜひつくっていただきたいと思っていますし、その結果として雇用が守られたり、できれば、その拡大というところまでいくといいなということで、頑張っていきたいと思っています。

○井上委員 ポストコロナで絶対に今必要に迫られているというか、厳しいけれどやらなければならないのは、この地域産業の再生だと思うんです。業界の在り方を変えていく必要が絶対あると思うんです。

だから、業態を変えていくには何が必要かというところが探り出せない、いいところに着眼点があるにもかかわらず、一人一人があっぴあっぴしていらっしゃるのを眺めていくような状態になってしまうので、それがもっと具体的になるといいのかなと。

だって、飲食業はさっきも出たように出前館がどうだのとか、ウーバーイーツがどうだのとか、今いろいろ言われていますから、そうい

うことも含めて、本当に西都市のタクシーでというのも、これもまた面白いと思うんですけども、いろんなことを考えてやらざるを得ない、やってみないと分からないというところがいっぱいあるわけです。

この地域産業の再生というところを考えれば考えるほど、しっかりとした業界の議論も必要ではないのかなと思うんですけども、業界ごとの議論をしっかりとやらないと、自分たちが本当にしっかりともうかって生活していけるように、そして、雇用者を安定させないといけないというところまで行くわけだから、そこをどう組み立てていくのか。

業界の方たちがどのような声を上げてくださるかにもよるんですけども、県が旗を振っているだけではだめで、それを具体的にしていけないといけないんですが、方法というか、その手はずみたいなものはあるんですか。

○甲斐産業政策課長 今回、この予算では5団体の予算を計上させていただいていますけれども、そういう個別・具体の事例を一つ一つ県内で丁寧につくっていくことが大事だと思っております。先行きが不透明な時代の中で、これが答えだというのが分かれば、そこに走っていけるんですけども、それが見えない中で、やはりいろいろな模索をされている方たちを丁寧に支援していく。

なおかつ、一人一人ではなく、できればこういう地域のまとまりで、みんなでやろうというふうなところに対して、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

○井上委員 今言われたことが非常に大事で、例えばテレビで見る限りでもそうなんだけど、お取り寄せが今頻繁なんですけど、そのお取り寄

せはなぜ他県のものでないといけないのか。我が県内のものをお取り寄せするような方法というか、例えば日之影町にある左近さんが作っている豚足の揚げたやつとか、ああいうのがぱっと送ってくるようになるというのと。

あそこの何々が食べたい、鯖寿司が食べたいというのが、それが県内で作られているものがちゃんとネットワークで来ていて、それが他県のものじゃなくていいじゃないか、我が県内で作られているものだって、まだ食べていないものもいっぱいあるじゃないかと思うんです。

だから、タクシーとタイアップするのも一つの方法だし、お取り寄せの方法をもっと何かできないか。例えば、ナガノヤさんだったらコジカカードみたいなものがあるけれども、それがひむかカードみたいなものはないのかとかです。

いろんな方法を、このポストコロナで大事なところはここだと思うんです。産業の再生、業界のそれぞれがもっと強くなっていくようにしていく、それをどういう形にしたら強くなれるのか。

ちょっとカーフェリーの話も出ましたけれども、しょっちゅう金を出さないと強くなれないのか。どうしたら自力で強くなれるようにしてあげられるのかというのはとても大事で、この事業の予算額は非常に少ないんですけども、事業の視点としてはこのポストコロナの中ではとても大事で、宮崎県はどんなふうになっていくのか、製造業はどうする、あれはどうする、こうする、観光業をどうするとか、いろんなことをこれで洗い出せるんじゃないのかなと思って、非常に期待している事業なんです。

そういう意味では丁寧さと、それから目標と言ったらおかしいけれども、ある程度モデル事

業も考えながらやっていく。具体性のある事業展開をしないといけないんじゃないかなと思うんです。そこを非常に期待しているので決意したいなものがあれば。

○甲斐産業政策課長 ありがとうございます。我々もこの事業を使って、一つでも二つでも何か地域の中で新しい活力が生まれるような取組をぜひやっていきたいと思っています。

ただ、正直、どういうものが上がってくるかというところは、今、いろいろお声かけはしながらではありますけれども、ぜひ意欲ある方たちと手を組んで、そういう事例をつくっていききたいと思っています。

○井上委員 ポストコロナの関係を考えれば他県と同じようなものじゃなくても全然構わないので、宮崎モデルみたいなネットワークをつくって業界を強くすることができて、雇用という形なのか、複数の仕事をしながらでも生活できるようにしていくのか、いろんな形が取れると思うんです。そういうことも含めて新たな雇用の創出、働くことの考え方なんかも見つけていただけるといいなと思います。これは非常に期待しています。よろしくお願いしますね。

○坂口委員 常任委員会説明資料の40ページ、地方創生若者定着事業についてちょっと教えてほしいんですけども、これは昨年補正か何かで始まったんですか。市の拠点、いわゆるCOC+の2年目に入る事業なんですか。全く別なんですか。

○甲斐産業政策課長 COC+は一端終了しまして、その財産を引き受けながら大学を核として地域の雇用を守っていくということでやっております。

○坂口委員 昨年から、今度2年目に入るんで

す。あれ、仕上げ期間が何年だったかな。

○甲斐産業政策課長 昨年度から3年間の事業となります。

○坂口委員 以前に要望していたと思うんですけども、まず、どういう人材を目指そうとしているか。目指すべき人材像と求められる人材像というものはあくまでも受皿側と方向を決めるべきではないかという要望やったと思うんですけども、これまでどんな段階を経て、それが今どう進んできて順調に来ているのか。

それからこの間にコロナというものが大きくそういった環境を変えてきて、目指すべき人材像というのが変わってきている可能性もあるんじゃないかなと思うので、そこら辺は具体的にどんなですか。

○甲斐産業政策課長 大きく2つの人材イメージがございます。一つは地域や産業を次に担っていくような、未来を切り開くような人材というのが1つ目のイメージで、もう一つのイメージがやはり地元出身者の地元定着ということで、しっかり人材を確保していくという2つの大きな目標の中で、今、検討を進めているところでございます。

そういった中で企業の規模の大小に関わらず、やはり経営者の方の視点、地域をしっかりと支えていくという視点ということは大事であろうということで、そういう経営者層をしっかりと支えていくような一つの大きな考え方としてございます。

もう一つは、やはりその地域にいろんな企業があるということをしっかり学生にも知ってもらい、そして地域の横のつながりをしっかりつくっていきながら地元への就職を促していくということの方向性を確認しながら、今、プログ

ラムづくりを進めているところでございます。

○坂口委員 ちょっと中身を具体的に知りたいんですけども、全学生を対象に一般的な指導の中で大まかな方向を目指した育成事業をやっておられるのか。

それとも、特定の人たちを対象に具体的にこういう人材をつくろうと、その流れに乗った人たちを対象にやっておられるのか。いずれにせよ具体的にどんな中身をどうやってきているのか。

これは毎年4,000万円ぐらいの予算を継続していくことになる。宮崎県の将来を担う人材の育成という部分に限ればかなり大きい予算です。これ、具体的にはどういった内容で取り組んでいるんですか。

○甲斐産業政策課長 今年はいろいろな取組にトライしている部分があるんですけども、例えば、企業と学生が一つのテーマでこの地域をどうやったらよくなっていくかということを具体的に検討し合うというような場面をつくったり、そういう具体的な事例で共通認識を持って、この地域はもっとこうなるといいねというふうなことをやっていく。で、その企業はこういうふうな発展していけるんじゃないでしょうかというような提案をしていったりだとか、インターンシップもただ職業体験というようなことではなくて、研修先の企業と一緒にこの企業の課題解決を一緒にやりませんかというようなことだったり——ちなみに、うちの課でも2名ほど受入れをしまして、今年度のコロナ対策の事業の一つを学生と一緒に考えていきながら、その学生にもプレゼンテーションをやってもらったりだとか、そういうような機会を設けて、その地域には今どんな課題があって、どうしていき

たいかということ、学生と一緒に考えるような機会というのを丁寧にやってきたところでございます。

今どうやったらその地域の魅力をしっかり学生に伝えて、ここで働くことについて、いかに喜びがあることなのかということ、学生と共有していくようなことにチャレンジしているところでございます。

○坂口委員 実質3年だったら、来年度はもう仕上げないといけないというか、もうそこではぼ固まってしまう。やっぱり就職という現実の問題を考えると、来年度はもうほとんど時間的に余裕はない。ある意味、今年度が完成年度ぐらいの位置づけをもって具体的な人間を育てなきゃいけないわけです。

そこで、今のようなレベルでの講演やプレゼンテーションをまだやったり、それで本当に具体的に人材が育つのかということです。ちょっと時間的に遅れているような気もするんですけども、育ちますかね。

○甲斐産業政策課長 今なかなかすっとした答えがない中で、模索を一生懸命やっているところではございます。ただ、その挑戦の歩みを止めてはいけないというところで、学生ともいろいろな意見交換をしながら、かつ、企業の話もいろいろ聞きながら、どういう人に来てほしいかだとか、どういう会社にしていきたいだとか、そういうことの積み重ねの中で、一つでも二つでも事例をつくっていきたいと考えています。

○坂口委員 もう一人でも二人でもいいですよ。今回具体的にそういう人材をつくって県内に張りつける。そしてその人がモデルとなって、やっぱり後進をずっとそこに続かせる。

これはCOCの最初の事業から積み上げると

かなりの年月をかけています。やはりこれは大学を中心とした知の拠点です。来年度は完成年度なのだから、もうそろそろ具体的にこういう人材が育って、やってきたことがちゃんとモデルとなって、今後の考え方というか、それに沿って宮崎で必要とされる人材が育っていくまで持っていけないと、かなりのお金を投資することになります。ぜひそこは、いま一つ腹をくくってやっていただきたい。

○野崎委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で第2班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時31分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、みやざき文化振興課、国民文化祭・障害者芸術文化祭課、人権同和对策課、情報政策課、国民スポーツ大会準備課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○兒玉みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

当課の令和3年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、87億9,777万5,000円となっております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

49ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)県立芸術劇場費8億1,076万2,000円でございますが、これは県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。

50ページをお開きください。

一番上の説明欄1、指定管理料4億7,873万4,000円は、指定管理者であります公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。

次に、2の県立芸術劇場大規模改修事業費3億2,894万8,000円は、県立芸術劇場の設備等について、改修を行うための経費であり、令和3年度は空調設備の改修等を行う計画としております。

次に、中ほどの(事項)文化活動促進費5,190万5,000円でございますが、説明欄9の「アーツカウンシルみやざき」機能拡充事業1,066万2,000円は、令和元年度に設置いたしましたアーツカウンシルみやざきに文化芸術の専門家を配置し、文化芸術団体等に対する助言を行うとともに、地域とのネットワークの強化、様々な分野との連携、人材育成講座等を実施するものであります。

また、10の文化芸術活動継続支援事業1,000万円は、文化芸術団体等に対しまして、感染症対策を取りながら実施する活動を支援することにより、コロナウイルスの影響を受けました活動の継続と振興を図るものであります。

次に、51ページを御覧ください。

(事項)私学振興費78億2,481万9,000円でございます。説明欄1、私立学校振興費補助金の(1)一般補助40億3,465万7,000円は、私立高等学校等に対して、人件費など経常的経費の一部を補助するものであります。

次に、4の私立学校退職金基金事業補助金7,984万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学

振興会が運営しております退職手当資金給付のための基金に対する補助であります。

次に、11の私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金のア、高等学校等27億2,171万4,000円は、私立高等学校等に通う生徒の授業料を、公立高等学校の授業料相当額、9,900円ではありますが、この金額または所得に応じて加算して支援することによりまして、授業料負担の軽減を図るものであります。

(2)の奨学のための給付金2億2,984万円は、授業料以外の教育に係る費用の負担軽減を図るため、低所得者世帯を対象としまして給付を行うものであります。

13の私立専門学校授業等減免事業5億2,589万8,000円は、私立専門学校が経済的な理由により授業料等の減免を行う際に要する費用を補助するものであります。

続きまして、14の新規事業、私立学校ICT教育設備整備支援事業につきましては、常任委員会資料で説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の20ページをお開きください。

1の事業目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症拡大時にも遠隔授業等の実施によって児童生徒の学びを保障し、学習活動を一層充実させるため、私立学校におけるコンピューター端末や高速通信環境の整備を支援するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は4,942万3,000円で、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたし、事業期間は令和3年度としております。

事業内容は、私立学校におけるコンピューター端末や高速通信環境の整備を支援するもので

あります。

最後に、3の事業の効果でございますが、私立小中学校における1人1台端末の実現や、高等学校を含む高速通信環境の整備を進めることにより、私立学校児童生徒の一層の学習活動の充実が図られるものと考えております。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

同じく常任委員会資料の36、37ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第25号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回、県立芸術劇場に關しまして、この2つの条例改正をお願いしておりますが、左のページの使用料及び手数料徴収条例では、公の施設の使用に關し、県の歳入として使用料を收受する場合の額について定めておりまして、右ページの公の施設に關する条例では、指定管理制度が導入された公の施設について、指定管理者が自らの収入として利用料金を收受する場合の上限額を定めております。

県立芸術劇場につきましては、現在、この利用料金制度を導入しております。

それでは、まず左側36ページの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

1の改正の理由ですが、県立芸術劇場の練習室等の使用料につきまして、利用者のニーズに対応した料金区分を設定するため、改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、練習室など5施設、各練習室は地下1階、和室とミ

ーティングルームは1階にございますが、これらの施設利用者が入場料等を徴収する場合に、その金額に応じた使用料を定めるものであります。

例えば、記載しております表のうち、一番上の大練習室の午前利用の場合、現行では一律4,290円としておりますが、改正後は入場料等の区分を設けまして、その入場料の金額の区分ごとの使用料を定めることとしております。

なお、これは現在、練習室等以外のコンサートホールなどの各ホールで採用している入場料等区分の考え方と同一であります。

改正の背景であります。練習室等は従来、1,000円を超える入場料等を徴収しての利用は想定しておりませんで、そのため、比較的小さな規模の催しでありましても、1,000円を超える入場料等を徴収する場合は、広くかつ料金が高額なホールを案内して御利用をしていただいております。

こういった事情から、より柔軟な練習室等の利用を求める声が指定管理者のほうに多数寄せられていたため、そのニーズに対応できるよう改正を行うものであります。

最後に、3、施行期日でございますが、新たな料金体系について十分な周知期間を設ける必要がありますことから、令和3年10月1日を予定しております。

続きまして、右のページの議案第25号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由でございますが、公の施設に関する条例では、指定管理者が利用料金を定める際の上限額を定めており、使用料及び手数料徴収条例と同様の趣旨で改正するものでありま

す。

なお、2の改正の内容以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

みやざき文化振興課の説明は以上であります。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の当初予算案につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の令和3年度当初予算額は、左から2列目、3億2,294万6,000円となっております。主な内容を御説明いたします。

55ページをお開きください。

中ほどの(事項)文化交流推進費5,734万3,000円は、説明欄にありますとおり、国民文化祭開催事業に要する経費であります。

また、その下の(事項)障がい者社会参加促進事業費5,424万8,000円は、全国障害者芸術・文化祭開催事業に要する経費であります。

コロナ禍における各プログラムの実施に当たりましては、政府が示している基本的対処方針や業種別ガイドラインを遵守するとともに、必要に応じてさらなる安全対策を講じていくこととしております。

なお、国民文化祭・芸術文化祭全体の予算規模は、さきの2月補正予算における繰越予算として7億5,500万円を御承認いただきましたが、この繰越予算に令和3年度の当初予算を合わせますと、令和2年度当初予算と同程度の予算規模となっております。

続きまして、56ページをお開きください。

(事項)記紀の文化資源事業費2,154万6,000

円であります。説明欄にあります事業は、いずれも記紀編さん記念事業の後継的な事業となります。

まず、1の日本書紀編さん1300年記念シンポジウム書籍化事業350万円につきましては、本年度に開催しました日本書紀編さん1300年記念シンポジウムの内容をもとに、講師となっていたいただいた著名な研究者の方々に執筆していただき、1冊の本を出版し、神話の源流みやざきを改めて広く発信するものであります。

説明欄2の改善事業、みんなで支え未来に繋げるみやざきの「宝」継承事業936万4,000円は、地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を活用しまして、国立能楽堂での神楽公演の開催、日向神話の漫画本の制作や神楽サポーター制度などのほか、新たに、移住希望者等を対象とした神話ゆかりの地めぐりや夜神楽を鑑賞するツアーを実施したいと考えております。

説明欄3の改善事業、「神話の源流 みやざき」記紀の文化資源活用推進事業は、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景であります。記紀編さん1300年記念事業によって掘り起こし、磨き上げてきた神話、神楽など、記紀ゆかりの文化資源を最大限活用し、新たな時代における人づくりや観光誘客、関係人口の創出を図るため講座等を開催するとともに、市町村の主体的取組を支援するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は868万2,000円、財源は一般財源で、事業期間は令和3年度から5年度であります。

事業内容であります。下の図で説明をいたします。

中央の楕円にあります神話や伝承、ゆかりの地、神楽、祭りといった文化資源を活用し、左上にあります若い人も興味を持てるような県民講座のほか、その右側の地域コミュニティを維持する神楽の役割を広く発信するフォーラムを開催するとともに、すぐ斜め左下になりますが、児童生徒のほか、新たに教員も対象にした学校での出前講座を開催したいと考えております。

また、県外に向けましては、右上、県外大学との連携講座や、神話ゆかりの4県と連携した書籍の顕彰を通じた情報発信に取り組むとともに、新たに神楽や神話ゆかりの祭りなどを活用して関係人口の創出に市町村が主体となって取り組む事業に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

このような取組によりまして、3の事業の効果であります。郷土への誇りや県民としてのアイデンティティーが醸成され、地域を担う人材の育成や持続可能な地域づくりにつながるものと考えております。

説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料の57ページを御覧ください。

人権同和対策課の令和3年度の一般会計当初予算額は、総額で1億2,552万5,000円であります。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)人権同和問題啓発活動費2,481万4,000円であります。これは、同和問題をはじめとする様々な人権問題につつま

て、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の人権啓発推進強化事業につきましては、県内の大学やNPO等の民間団体と連携して、それぞれの特性を生かした多彩な啓発活動に取り組むとともに、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間における集中啓発事業、人権に関する作品募集、SNSやYouTube動画広告による啓発など、県民を対象とした様々な啓発事業を実施するものであります。

次に、その下の(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費1,650万円につきましては、本県の人権教育・啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、各企業や団体が人権啓発に主体的に取り組むためのリーダー養成研修をはじめ、効果的な研修手法に関する調査研究、人権問題に関する相談対応、視聴覚教材・図書の整備・貸出し、情報誌の発行、ホームページによる情報提供など、各種事業を実施するものであります。

また、2の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村に委託して講演会等の開催など、様々な人権啓発活動を実施するものであります。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○鎌田情報政策課長 それでは、情報政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

情報政策課の令和3年度一般会計当初予算額

は、左から2列目にありますとおり、15億5,115万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

63ページをお開きください。

下から2番目の(事項)行政情報処理基盤整備費1億4,296万1,000円ではありますが、これは当課で一括導入している職員用パソコンの賃借料であります。

次に、その下の(事項)行政情報システム整備運営費の5億959万6,000円ではありますが、主なものといたしまして、まず、説明欄2の庁内情報ネットワーク基盤であります県庁LAN運営費の1億8,127万4,000円、また、説明欄5の自治体情報セキュリティ強化対策事業の2億3,739万円、これはインターネットからの不正アクセス等を防御するため、県と市町村で共同運営を行っております宮崎県情報セキュリティクラウドの更新に要する経費でございます。

次の64ページをお開きください。

一番上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の7億69万3,000円ではありますが。主なものといたしまして、説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億4,058万5,000円、これは県と市町村で構成する協議会に対する負担金で、県と市町村を結ぶ宮崎行政情報ネットワークの共同運営等に要する経費でございます。

次に、5の行政情報システム全体最適化推進事業の3億7,245万6,000円は、庁内の各業務システムのサーバー等を集約し、経費の削減等を図る情報基盤の管理等に要する経費でございます。

次に、11の新規事業、行政手続オンライン化推進事業及び12の新規事業、日本一の「マイナ

ンバーカード県」取得促進強化事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)地域情報化対策費8,013万円であります。

説明欄1の電気通信格差是正対策費の(1)携帯電話等エリア整備事業2,703万8,000円は、県内の情報通信格差是正のため、携帯電話の基地局を整備する市町村に対し、その費用の一部を助成するものであります。

説明欄2のローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業4,500万円は、中山間地域等においてローカル5G等を活用し、地域課題の解決を図る実証事業等を行うための経費であります。

3の新規事業、先端ICT人材育成事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、当課の新規事業について御説明いたします。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

新規事業、行政手続オンライン化推進事業であります。

まず、1、事業の目的・背景ですが、社会全体のデジタル化の進展が求められる中、県民の利便性の向上及び行政の効率化を図るため、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントを推進するものであります。

事業の概要を御覧ください。予算額は1,937万2,000円で、財源は一般財源としており、事業期間は令和3年度の単年度事業であります。

事業内容ですが、県における申請届出等の手続を対象に、県民視点に立った業務改革を行いながら、書面・押印・対面を不要とする行政手続のオンライン化等を推進するものであります。

下にイメージ図を載せておりますが、県民や企業が、スマートフォンやパソコン等を使って、オンラインで県への申請等の手続ができるものであります。現在、地方税の電子申告や職員採用試験の申込みなど、48手続をオンライン化しておりますが、一層の拡充を目指すものであります。具体的な業務につきましては、事業内容の①のところで、黒ポツに記載しておりますが、まず、庁内の申請・届出等の行政手続について調査を行い、オンライン化が可能な行政手続をリストアップすることとしております。このリストの中から、受付件数が多いなど、より効果の高いものから順次オンライン化を進めることとしております。

3、事業の効果としましては、オンライン化を進めることにより、いつでも、どこでも手続が可能になるなど、県民の利便性の向上が図られるものと考えております。

次に、23ページを御覧ください。

新規事業、日本一の「マイナンバーカード県」取得促進強化事業であります。

まず、1、事業の目的・背景ですが、デジタル社会のパスポートとも言われるマイナンバーカードの普及を図るため、市町村、事業者団体等と連携して、広報や街頭啓発等を実施するものであります。

2、事業の概要を御覧ください。予算額は2,100万7,000円で、財源は地方創生臨時交付金を活用することとしております。事業期間は、令和3年度の単年事業であります。事業内容ですが、①の市町村、事業者を対象としたマイナンバーカードの普及・利活用に関する研修会の開催や、普及促進のための方策の検討、②のカードの利便性や安全に関する各種媒体を通じた広報、③

の市町村との共同による該当啓発や企業・学校訪問の実施などです。また、下の図にありますとおり、県、市町村、事業者団体等が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら、効果的に事業を進めていくこととしております。

3、事業の効果といたしましては、マイナンバーカードを活用したオンライン手続が普及することによって、行政手続の利便性向上が図られるとともに、行政機関の窓口における3密回避や接触機会の低減につながるものと考えております。

次に、24ページお開きください。

新規事業、先端ICT人材育成事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、AIやIoT、ロボットなど先端ICTがもたらす豊かな生活を実現するため、先端ICTの基礎を学び、活用・普及できる人材を育成するものであります。

2、事業の概要を御覧ください。予算額は809万2,000円で、財源は人口減少対策基金としております。事業期間は、令和3年度から4年度の2年間です。事業内容ですが、オンライン学習や実践学習を通じて、先端ICTの基本的知識から活用までを学ぶものであります。

具体的には、下の図に載せておりますが、まず、図の左側の基礎学習として、AI等の基本的知識や利活用ノウハウ等の研修を行い、次に、図の右側の実践学習として、例えば、鳥インフルエンザを早期発見するため、AIを活用した画像分析などの研修を行います。

このような研修を通じて、本県の様々な分野において、地域課題解決に最適な先端ICTの提案や、生産性を向上するためのICT導入ア

ドバイス等を行える人材を育成するものであります。

3、事業効果としましては、地域経済や社会生活において、人口減少社会に対応した効果的な先端ICTの導入を図るための人材を育成することができるものと考えております。

情報政策課の当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項につきまして、御説明をいたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお開きください。

個別的指摘要望事項といたしまして、「みやざきICT活用促進・人材育成事業について、今後もRPAなどの検証に引き続き取り組みながら、関係部局と連携し、県内中小企業への情報提供、普及を図るなど、本県の様々な分野におけるICT化のさらなる推進に取り組むこと」の御指摘をいただいております。

みやざきICT活用促進・人材育成事業につきましては、RPA等の導入効果を検証しますとともに、県内中小企業等を対象としたフォーラムなどを通じまして、ICTの利活用促進を図ってきたところであります。

当該事業は、今年度が終期となりますが、今年度からは、中小企業等に対するアドバイスやサポートを行いますICTコンシェルジュを配置するとともに、ICT導入の成功事例等を紹介するシンポジウムを開催するなど、県内中小企業等への普及を図る取組を強化したところであります。

県内中小企業へのICT普及は大変重要でありますことから、令和3年度は、引き続きIC

Tコンシェルジュによる相談・支援等を行うほか、新たにAI、IoT等の先端技術に関する研修に取り組むなど、関係部局との連携を一層強化し、県内の様々な分野においてICTの利活用が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

情報政策課からの説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

国民スポーツ大会準備課の令和3年度当初予算額は、左から2列目、22億4,250万円となっております。主な内容を御説明いたします。

67ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)国民スポーツ大会事業費として、21億1,180万2,000円を計上しております。

事業内容といたしまして、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費につきましては、宮崎県準備委員会の運営をはじめ、広報活動、競技役員養成、会場地市町村が行う施設整備への支援など、大会の開催準備を行うものであります。

説明欄2の県有スポーツ施設整備事業は、国スポに向けた県有主要3施設を整備するものであります。令和3年度は引き続き陸上競技場の造成工事に取り組みますとともに、陸上競技場本体及び体育館の建築工事に着工するほか、プールのPFI事業に着手することとしております。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

常任委員会資料の25ページをお願いいたしま

す。

まず、県有スポーツ施設整備事業(陸上競技場整備事業)であります。これは資料の中ほどに事業概要を記載してございますが、主競技場及び投てき練習場を整備する事業費について債務負担行為を設定するものであります。限度額は127億4,410万円、期間は、令和3年度から令和6年度までであります。

おめくりいただきまして、26、27ページがそれぞれ配置図と平面図、おめくりいただきまして、28ページが完成イメージ図であります。

次に、29ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業(体育館整備事業)であります。これは、令和2年11月議会において債務負担行為を設定しておりましたが、今年度中に契約締結まで至らないため、改めて債務負担行為を設定するものであります。限度額は84億5,800万円、期間は、令和3年度から令和7年度までであります。事業概要等につきましては、延べ床面積が若干増えておりますが、それ以外は11月に御説明した内容と同様であります。

おめくりいただきまして、30、31ページが平面図、おめくりいただきまして、32ページが完成イメージ図であります。

次に、33ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業(プール整備運営事業)であります。これは、令和2年9月議会において債務負担行為を設定しておりましたが、今年度中に契約締結まで至らないため、改めて債務負担行為を設定するものであります。限度額は167億6,534万4,000円、期間は、令和3年度から令和21年度までであります。事業概要等は9月に御説明した内容と同様であります。

おめくりいただきまして、34ページが施設配

置図であります。

次に、35ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業（プール整備運営事業に係るモニタリング等支援業務）であります。これは、P F I手法により整備運営を行うプールについて、県がP F I事業者に対してモニタリング等を実施するに当たっての各種支援業務について債務負担行為を設定するものであります。限度額は3,465万円、期間は令和3年度から令和6年度までであります。

事業内容等を下に記載してございますけれども、P F I事業の各設計・建設・開業準備の各段階に応じましたモニタリングと、全体を通してのP F I事業者に対する経営モニタリングを行うこととしておりますが、その実施に当たり、専門的な知見を有するシンクタンク等を活用するものであります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 各課長の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○井上委員 みやざき文化振興課にお尋ねしますが、私立学校ICT教育設備整備支援事業、これで大体何%の子供が1人1台端末のあれに貢献しているという状況ですか。

○兒玉みやざき文化振興課長 お尋ねのありました新規事業の私立学校ICT教育設備整備支援事業でございますが、既に一部整備をしている学校等もございますので、その残りの学校につきましていろいろ要望を聞いていきながら、100%に近づけていただけるように、私立学校のほうに働きかけをしていきたいと考えております。

○井上委員 現在の配備状況みたいなのは、あまり把握していないですか。

○兒玉みやざき文化振興課長 まず、公立小中学校につきましては今年度にほぼ100%整備が進むと聞いておりますが、私立学校のほうは非常に整備率が低い状況でして、その正式なパーセンテージは分からないんですけども、5割にも届いていないような状況ではないかなというふうに考えております。

○来住委員 みやざき文化振興課の51ページ、5番の私学の授業料減免の補助金なんですけれども、これは私立の高等学校の生徒の分母と、実際その補助を受けている生徒の数というのをお分かりでしょうか。

これは予算ですから、今後の計画をもってつくられていると思うんですけども、その数でも結構ですけども。

○兒玉みやざき文化振興課長 今、51ページの5番の授業料減免の補助金と、11番の就学支援金のお尋ねであったかと思っておりますけれども、まず、高等学校の授業料減免につきましては、この11番の就学支援金が主なものになります。

こちらにつきましては、積算上は8,500人程度で考えております。対象生徒が85%程度、在校生の85%程度がこの支援金を受給するのではないかとこの前提で積算をしております。

そして、5番のほうの授業料減免の補助金ですけども、こちらにつきましては、先ほどの支援金が保護者の所得に応じて決定します。ですので、当該年度に、その保護者の方々が職を失われたりということで家計が急変した場合に、緊急的にその学校のほうが授業料を減免する場合がありますんですけども、その場合に、その学校が独自に授業料を減免した一部を支援するというものになってきますので、こちらについては、かなりケースとしては少ないであろうとい

うことで、少な目に積算しております。

○来住委員 子供を高等学校に出し、それから今また時期が時期で、子供たちが大学に行ったり——私事ですけど、2週間ぐらい前に、亡くなったお父さん、お母さんのことは知っていたんですが、その娘さんから電話があって一人息子が高等学校を卒業して、福岡の私立の大学へ行くことになったと。そちらは母子家庭なんですけど、大学に行ったら援助を申請することになっていたと。

それで安心していたら、改めて大学に電話してみたら入学金だけは3月3日までに20万円納めてもらわないと、入学取消しになりますよと言われて、あちこち手を打ったけれど、その20万円の当てが見つからずに僕に電話があったんです。まあ言えば、私に貸してくれんかということなんですけど。

その方の一人息子なんですけど、「いいよ、それは私が都合してあげるよ」と言った途端に電話先でその女性がわんわん泣き出したんですよ。こっちももらい泣きしまして、やっぱり母親として、自分の子供を大学にやるための20万円を都合できずに残念な思いをしていたんだろうと思うんです。兄弟にもお願いしたけれども駄目だったと言われまして、本当に多くのお母さんたちが、高校に行くにしても大学に行くにしてもやっぱり大変な思いをされて学校に出しているんだなと改めて感じたものですから、お願いをしたところです。

それから49ページに宗教法人の認証及び調査に要する経費があるんですけども、これはどんな調査をされるのかなと思って。額はそんなに大きな額じゃないんですけども。

○兒玉みやざき文化振興課長 宗教法人でござ

いますが、県内には県が所管しております法人が1,200団体程度ございます。

この宗教法人調査費の主な事業内容でございますが、県では規則の変更の認証ですとか、あと土地や建物の証明等の事務を行っておりますが、ほとんどがその事務となりまして、年間、七、八十件程度の宗教法人から申請をいただいております、その事務処理を行う経費というのがメインになっております。

○来住委員 予算と直接関係ないと思うんですけど、私の住まいから百五、六十メートルのところに小さな神社があるんです。熊野神社ということらしいんですけど、普通は村のみんなでその神社を守るんですが、その神社は村のものじゃないんです。

それである個人の方が、僕が小さいときからからずっと守ってこられたんですけども、そこにはもう子どもさん——後継者がいなくなって、僕に今後はどうなるんだろうかといってきた。草を払ったり、そういうことは何とかその人がしているんですけど、秋祭りだとか神事はほとんどやってないんです。

神社をやめる、廃社というんですか、そのときにはどういう手続をすればいいんだろうか。どこに相談すればいいんだろうかという相談があったんですけども、これは行政ではなくて、いわゆる神社庁に言えばいいのか。分からないので教えてくださいませんか。

○兒玉みやざき文化振興課長 まず、その神社を宗教法人として管理されているのか、個人で管理されているのか、宗教法人として認証されているかどうかで、違ってくるかと思うんですけども、もし法人として認証されているのであれば、解散等の手続を法にのっとりして

ただくということになると思うんですけども、宗教法人に関わっていらっしゃる代表役員の方等がやはり高齢化をされておりまして、もう亡くなられたりしてしまっていて、その解散の手續に時間を要されるという事例は確かにあるようでございます。

○来住委員 多分宗教法人として法人化されていないんじゃないかなと思うんです。だから、それはどこに相談すればいいのかが分かればいいと思っているんですけど。

○兒玉みやぎ文化振興課長 まず法人として認証されているかどうかでありましたら、当課で分かるかと思えます。

○佐藤委員 地域密着型NPO社会貢献活動推進事業について、NPO法人の取組を支援するというので、1団体あたり50万円ですから、大体600万円といったら12団体ぐらいを支援する予定なのかと思うんですが、この社会貢献活動を実施する県内のNPO法人の数はどれくらいなのか把握されておられますか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 今年の1月末現在で445法人でございます。

○佐藤委員 445法人のうちの、この予算の中だと思んですが……前の班だった、これは。すみません。(「総括で」と呼ぶ者あり) 総括で聞きます。

○山下委員 情報政策課にお尋ねします。

日本一の「マイナンバーカード県」取得促進強化事業です。このマイナンバーというのはいつから始まったんですかね。

○鎌田情報政策課長 5年ほど前だったと思います。

○山下委員 それで、今の宮崎県の取得率、それと全国の取得率を教えてください。

○鎌田情報政策課長 まず本県の取得率につきましては、この常任委員会資料のグラフのところに載せておりますが、令和3年2月で34%となっております。

全国につきましては、25.2%でございます。

○山下委員 こんなにいいものはないんだというところとPRや情報発信をされているわけですけども、5年たって宮崎県で34%、全国で25%と、なぜこんなにいいものが普及しないのか、どうお考えですか。

○鎌田情報政策課長 データは古いのですが、平成30年に国が世論調査の中で国民の意見をいろいろ聞いているのですが、取得しない理由で一番大きい——6割弱だったんですが、取得しても何の利便性も感じないというのがやっぱり一番大きな理由でした。

あと、4分の1ぐらいの方が不安があると。そういうマイナンバーが載っているカードということ自体に不安があるため取得しないんだということ、大きくはその利便性の問題と不安を払拭できていないというのが大きな要因かなと考えております。

○山下委員 宮崎県でも今回2,100万円の予算をつけて普及させようとしているわけです。これが全国でしたら相当の額の予算を費やすわけです。今言われたような心配を払拭するようなことをちゃんと国民に知らせないと、幾らやってもなかなか普及しないんじゃないかなと私は思うんですけども、そこあたりはどんなですか。

○鎌田情報政策課長 今回の事業におきましても、今まさに委員のおっしゃったそういう不安解消をするための広報にもっと力を入れてやっていきたいと思っております。

国も昨日ぐらいから年度末にかけて広報に力

を入れているようでありまして、中身を見ると半分ぐらいは利便性の向上についての内容で、半分はマイナンバーカードは安全なんだという広報を新聞広告やテレビコマーシャルでやるようにしております、やっぱり正しく理解されていない部分もあるのかなと思いますので、本県も同じように不安解消に向けて、そういったところを強化したいと思っております。

○山下委員 一生懸命取得率を上げている町というのは、受付のところに担当職員がおったり、担当課長がわざわざカウンターから出てきて、どうですかと一生懸命勧める。それで納得すればいいけれども、納得しない人は役場で嫌な思いをして帰るわけです。だから、そこあたりはもっときっちりしないと。

一方で何十万件の情報が流出したとかというニュースがあるわけです。だから、そこあたりはしっかりしないと、私はやっぱりこのことは、なかなか進まんのじゃないかなと心配をしますけれども、どんなですかね。

○鎌田情報政策課長 おっしゃるとおり、我々が例えばマイナンバーカードはこんなものだと、このICチップの中には重要な情報が入っていないと言っても、なかなか理解が進まない状況がありますので、できるだけ分かりやすくまた啓発しないといけないのかなと思います。

また、今回特に市町村別に見ると、やっぱり市町村の取組で随分差が出ているのかなと思います。都城市が全国でトップクラスなのですが、そこはかなり力を入れて、その利便性も含めて、また取得しやすい環境をちゃんと公民館に出て行って受付をすとか、そういう利便性も考えてやっておりますので、今回の事業では特に市町村に対して他自治体のそういう優良な事例を

紹介しながら、一体となって普及促進を進めていこうかなと思っております。

○山下委員 国は、こういうことはいいですよと決めた。県、一番これに取り組む市町村はあまりにも取得率が上がらないと、やっぱりこれは大変だということで一生懸命力を入れてやるわけですが、本県に必要であるのなら、そういうことをしなくてもみんなが取得するように、取得しないといけないような形をつくらないと。

私は各自治体に責任を持たせるだけで、すごく大変なんじゃないかなと思うんですが、そこあたりをやっぱり国に対して県から言ってもらわないと、これは改革できんのじゃないかなと思います。いくらこんな事業をやっても進まない。ここは何とか違う手を打たないと推進できないと思いますけれどね。

○鎌田情報政策課長 御指摘のとおりどう進めていくのか、我々も他県の事例は参考にしているのですが、なかなか進まないということで、今回は、この事業の中でもう一度、県民がどういうふうに思っているのかという意識調査というか、そういうのをやりたいと思っております。本県ならではの課題とは何だろうか。

それと併せて関係者等三者が一体となって、本県ならではの普及について、実際どうしたらいいのかということ議論してまいりたいと思っております。

○坂口委員 大事なことだったんですけども、この取組内容で安全性の広報とは具体的にはどんなことを県民に周知していくのか、その広報の内容です。

○鎌田情報政策課長 一つはマイナンバーというものに非常に不安を持っているだろうと思

うんです。実際、ナンバーカードにはマイナンバーが記載されているんですが、仮にそれが何らかの形で漏えいして他人が知ったとしても、実際はいろんな行政手続の中で自分のマイナンバーを書く際には、行政機関でそれが本人の出した書類なのかしっかりと確認するようになっていきますので、マイナンバー自身が仮に漏れたとしても、経済的損失を受けるとか、そういう被害は基本的にはないのかなと思っています。

そういったところをきっちり説明したいのと、仮に落とした場合には、24時間、365日のフリーダイヤルに電話していただければ、すぐ失効しますので、そういったことをお知らせしたい。

また、実際にマイナンバーが漏えいして危害が出るのが予見される場合には、本人のマイナンバー自体を変えるという措置もありますので、そういったことも説明しながら、まず、このマイナンバーへの不安を払拭していくのかなと思っています。

○坂口委員 それは安全性の確保ではなく事後の策がありますよということで、危険性は持っていますという域を出ていないんです。そのこと自体が——データが流出と言われたが、それ自体が不安なんです。住民基本台帳のときもそうだったですね、本当に大丈夫なのかと。

あれはもう絶対漏らさないと、全国ネットワークで億単位の金を集めて管理しているけれども、それが漏れ得ることがあるというのが1つ。

カードという名前がついたことで、キャッシュカードとか、そんなものをイメージしているので、絶対漏れないんだぞと、セキュリティが確保されているということを周知できない限り、また自らが確保できない限り、漏れたって大丈夫なんですよというのは安全広報じゃないです

よ。単なる言い訳の領域を出ないから、それでは駄目だと思うんです。

むしろこれを追い込むのなら、それがなくて生活が困りますという利便性とか、自分の権利が欠けていくというようなことでも強制、誘導しないと100%は目指せないものです。

だって、なくなるかもしれないけど危害は及びませんよといっても、やっぱり怖いものには近寄らないです、必要性がなければ。

そこは山下委員が言われるような解決策につながらなれないと思うんです。僕らは安全だと思わないですもん。なくしても害が及ばないから大丈夫と言われたって、全く違う番号をくれるよと言われたって、あの番号が渡ったときは基本的には変えられないということで渡ったわけです。簡単にはいかないぞと。

だから、そんなんで信頼をなくしていると思うんですけれども。

○鎌田情報政策課長 いわゆる情報システム上とかネットワークで漏れるということは、ほとんど100%と言っていいほどない対策を今は取っているのですが、なぜかという、一つは情報ネットワーク上を流れる情報というのは、マイナンバー自身が流れるんじゃないで、それをさらにマイナンバーからつくり出した符号を暗号化して流通しているので、仮にそれが対外的に漏れたとしてもマイナンバーは予測できなくて、符号が漏れる。しかも、暗号がかかっているんで、それを解読するのは難しいということで、システム上はほぼないだろうと思っています。

あとは県庁の業務でマイナンバーを扱うものについては独立しており、インターネット等は一切接続しない。県庁内の業務システムとも接

触しないところで、もう独立したところでやっているのに漏れるのは通常は考えられない。

ただ、私が心配するのは、やっぱり人的なところですか。何かというと、マイナンバーのいろんな申請書を役所の職員が落としてしまったとかです。やっぱりそういうところがあるので、私も100%漏れるおそれはありませんよというようなことは言えなくて、漏れた場合の善後策も考えて説明する必要があるのかなと思っています。ただ、この漠然とと言ったら失礼になりますが、そういった不安を払拭するのは、私どもも難しいのかなとは思っております。

○坂口委員 言いがかりみたいにこれを言っているけれども、これは払拭できないと思うんです。そして今、暗号化とか言われたけど、これは暗号解析を研究してもお金にならないから、利益を得ようとしてはないかと思うけれども、マニアとしてやる。

暗号って解読できるんですよ。僕らも漁獲情報は二重暗号、三重暗号で、日替わりで暗号をやっていたけれども、それでもやっぱり解析できるんです。ずっとデータをとっていくと共通点が見えてくるんです。

それがお金になればやるけれどもマニアもいるということで、善後策がありますじゃなくて、これだけセキュリティーが確保されていますよということを訴えていかないと、漠然とした不安は消えないと思います。

なかなか難しいことだけれども、それをやりながら、マイナンバーカードを持たないと生活に支障が出ますよということが目前に来ているわけですから。そこらとセットで、これ広報というよりはお願いというのをやっていったほうがいいのかと思いますね。

○鎌田情報政策課長 今頂きました御意見をしっかり踏まえて、来年度事業に取り組んでいきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○坂口委員 多分不安がとれないんだけど、導入しなきゃいかんというぐらいは理解してもらおうということ。

もう一つ、例の県有プールですけれども、これはモニタリング事業をするというのは、やっぱり県外を含めた全国レベルの技術力というんでしょうか、そういったもののノウハウを持ったところとなっていかなるを得ないのかなと思うんですけど、具体的にどういったレベルの相手を考えておられるんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 ここはPFI事業を県としては初めて取り組むというところでございまして、そういった意味で、全国のいろんなPFI事業の実例等の情報、あるいはいろんなモニタリングに関する知見等の豊富なシンクタンク等に業務を委託したいというふうに考えております。

○坂口委員 総務部で東京事務所についても似たような質疑をしたんですけど、この中身は物すごく高度で難しい業務だと思うんです。で、具体的に、こちらは全く向こうのお金でやって、プールという県が今後活用していく部分と、収益事業という民間で使っていく部分、それを商業用じゃないですよという大きい枠の中で、要求水準という一つの仕様書的なものを示し、その範囲で提案してくるわけです。

そこで、設計なら設計の時点で、具体的で微妙な質疑も上がり、それに対して説明をしていて、相手を納得というか、なるほどなと根拠に基づいた合意が要りますよね。

設計だけでも大変だろうと思うんです。そして建設に入ったら、もっと悩ましい問題が具体的にいっぱい上がってくると思うんです。

そこを考えたときに、よほどしっかりした識見や技術を持ったところがこれに参加してきて、単体なのかグループなのか分からないんですけども、それは我々が責任を持ってやるし、これだけの実績を持っているよと言えるようなところが参入してくるような、そういう具合でやっていかないと。

それから総務部に言ったのは、予算的にもこれだけの事業だとこれだけ必要だと積み上げてから試算されての三千数百万だろうと思うんですけど、やっぱり幅を持たせておかないと、そこがまた外部との相談が要る時点とか、いろいろな条件が出てくる可能性があると思うんです。

そこもこの債務負担、これが上限となっているけれども、この数字を見たらちょっと心配かなど。分からないんですよ、分からないけど、かなり内容が高いなという気がするもんですから、それどんな具合で将来を見通されていますか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 ありがとうございます。御指摘にございましたとおり、非常に難易度の高い業務だと考えております。

まずはPFI事業に応募していただく事業者があって、やはりその事業者のほうは過去にいろんな経験とかを踏まえて、できるだけ自らの事業にうまい具合に、有利なほうにというお話でいろいろ相談があらうかと思いますが、私どもにそのPFI事業の経験が全くないということもございます。

ですので、こういった委託料という形で予算をお願いする形になるわけでございます。

少しこの話とはずれますが、例えば事業の進行管理をコンストラクションマネジメントということで、これも予算を頂いて、今、事業の進行管理をやらせていただいております、いずれにしましても、私ども職員として一生懸命取り組ませていただくんですが、それを超えるような知見であるとか、あるいは、特に今回国スポに向けて大きな施設を3つ同時に取り組まないといけないというような状況もございますので、マンパワー的なものも十分ではないところもございます。

そういった意味では、今回の予算——きちんと積算してこの額をお出ししておりますけれども——もしいろいろ事業に取り組むに当たりまして、そういった不足が出てくるような場合には、また速やかに検討させていただいて、例えばまた追加での予算措置もお願いすることもあるかなと思っておりますけれども、そこはやはり全体の予算総額もきちんと意識しながらというところも踏まえて、適正に事業が遂行されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 これは初めてであるし、いきなり大きい事業だから。そしてコンストラクションマネジメントと言われるけれども、これも小さくてというか県土整備部あたりから、それなりの実績や経験をもった専門家、大学、あるいはコンサルタントであったり、そういったところのレベルまで物すごく幅が広いと思うんです。

だから、財政的にもぎりぎりの中でやっていたら、なかなかきつい面が来ると思うんです。僕らは本当は財政負担を押さえていく立場かもしれないけど、ちょっと心配だな。遠慮されている面もある気がしたもんだから。これはもうお願いにとどめておきます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他、報告事項に関する説明を求めます。

○兒玉みやざき文化振興課長 お手元の常任委員会資料の40ページをお開きください。

宮崎県文化芸術振興条例（仮称）の制定について御説明いたします。

まず、1の制定の趣旨についてであります。

本県は、温暖な気候や豊かな自然に恵まれており、神話、伝説や伝統文化などの地域固有の文化が脈々と受け継がれております。

そこで、9年間にわたります記紀編さん記念事業や、国文祭・芸文祭を契機に高まっております文化芸術に関する機運を踏まえまして、県民一人一人が活動の主役であることを再認識し、多様な主体が文化芸術の推進に一層取り組みますとともに、そこからもたらされます価値を、観光やまちづくりなど様々な分野に波及させ、地域社会の基盤とすることが重要であると考えております。

このため、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定め、施策の総合的な推進を図ることにより、本県の文化芸術活動を持続的に発展させ、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としまして、文化芸術振興に関する条例を制定するものであります。

次に、2の条例に盛り込む事項の案についてであります。

主な事項としましては、1つ目が基本理念、2つ目が県の責務及び県民や文化団体等の役割、3つ目が基本的施策、4つ目が基本計画の策定及び公表、推進体制の整備などを想定しております。

次に、3の制定スケジュールについてであります。本報告後、みやざきの文化を考える懇談会、これは学識経験者ですとか、文化団体や文化施設の関係者等で構成するものであります。この懇談会において条例の内容について幅広く御意見をいただいております。

また、資料には記載しておりませんが、市町村や文化団体との意見交換も行ってまいります。6月及び9月の総務政策常任委員会におきまして、検討状況について御報告しました後、10月にパブリックコメント、12月に法令審査会の手続を経まして、来年2月定例県議会に条例案を提案したいと考えております。議決いただけましたら、速やかに施行したいと考えております。

なお、具体的な取組を定めます基本計画につきましても、策定作業に取りかかりたいと考えておりまして、この計画につきましても、今後、常任委員会に御報告をしてみたいと考えております。

最後に、4の全国の状況についてであります。今年1月末現在、34都道府県が文化芸術振興に関する条例を制定しております。

説明は以上でございます。

○後藤人権同和対策課長 宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の制定について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の41ページを御覧ください。

まず、1の制定の趣旨についてであります。

本県におきましては、宮崎県人権教育・啓発推進方針を平成17年1月に策定し、平成26年12月に改定し、この方針に基づき人権教育や人権啓発の取組を進めてまいりました。

しかしながら、同和問題、女性、子供、高齢

者、障がいのある方の人権問題、学校でのいじめ、職場でのハラスメントなどの問題は依然として存在しており、さらに最近では、外国人へのヘイトスピーチ、性的マイノリティーの方の人権問題、インターネット・SNS上の人権侵害など、新たに取り組むべき課題も生じてきております。

また、先日は、県議会をはじめとします、関係団体の皆様にお集まりいただき、「ストップ・コロナ差別」共同宣言の発出式を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別や誹謗中傷も新たな社会問題となってきました。

これらの問題の解決に向けまして、県民一人一人がお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めることがより一層重要になってきております。

そうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることを目的に、条例を制定するものであります。

次に、2の条例に盛り込む事項の案についてであります。主な事項としましては、1つ目が条例の目的、2つ目が基本理念、3つ目が県、県民、事業者の責務、4つ目が市町村との協働、5つ目が、人権教育・啓発推進方針の条例上の位置づけ、などを想定しております。

次に、3の制定スケジュールについてであります。本報告後、様々な人権問題の関係団体や関係所属からの意見聴取を行いますとともに、有識者委員会、これは学識経験者等で構成するものであります。この有識者委員会を2回ほど開催しまして、条例の内容等について様々な

角度から御意見をいただき、条例の骨子案を取りまとめてまいります。

9月の総務政策常任委員会におきまして、条例の骨子案について御報告いたしました後、パブリックコメントを1か月間実施いたします。

その結果を受けまして、再度、有識者委員会を開催し、法令審査会を経まして、来年2月の定例県議会において議案を提案し、議決いただけたら、条例の施行というスケジュールで考えております。

最後に、4の全国の状況についてであります。

現時点で、いわゆる人権条例を制定しておりますのは、13都府県でございまして、そのうち九州では佐賀県と大分県の2県が制定済みであります。

説明は以上でございます。

○鎌田情報政策課長 委員会資料の42ページをお開きください。

宮崎県情報化推進計画案についてであります。

昨年10月の当委員会におきまして、この計画の素案につきまして御報告をさせていただいたところであります。

説明が重なる部分もございしますが、計画案がまとまりましたので、その概要や主なポイント等について御説明させていただきます。

なお、別冊で計画案をお配りしておりますが、説明につきましては、この委員会資料により行わせていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨であります。新型コロナウイルスの影響や国のデジタル庁の創設などによりデジタル社会の実現に向けた動きが一層加速しており、本県においても少子高齢化や人口減少による様々な課題に対応するため、デジタル化の推進が急務となっております。

これらの状況を踏まえ、令和3年度をみやぎデジタル元年と位置づけ、デジタル施策の方向性を示す新たな計画を策定するものであります。

次に、2の策定経緯等についてであります。12月の報告の後に、パブリックコメントや産学官で構成される有識者会議の意見聴取を実施いたしました。パブリックコメントでは、2名の方から情報通信基盤の整備促進、また先端技術の導入推進、移住分野での活用推進などの御意見がございました。また、有識者会議におきましては、県民の視点に立った取組の推進、デジタル化を支える人材の育成、中山間地域への支援強化などの御意見がございました。

今回、このような御意見も踏まえながら計画案を作成したところであります。この3月には策定、公表したいと考えております。

次に、その下の3のポイントでございますが、これは右のページ、概要の説明と併せて御説明していきます。

それでは、右側の43ページの概要を御覧ください。

上段の情報化の動向、その下の国の情報化施策の動向や、本県の直面する課題に掲げております現状や課題、また、ICTに求められる役割・視点を踏まえまして、先ほど趣旨のところ御説明しましたとおり、本県におけるデジタル化の推進が急務であり、令和3年度をみやぎデジタル元年と位置づけ、施策を進めることとしたところであります。

基本目標として、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現を掲げておりますが、これは左のページの3の主なポイントの1つ目の丸にあります

とおり、デジタル化は手段であって目的ではないこと、私たちの全ての活動がデジタルで代替できるものではないことに十分留意し、誰一人取り残されることなく、デジタルの恩恵を実感できる人間中心の社会を目指すというものであります。

次に、施策の基本的方向につきましては、その下の主なポイントの2つ目にありますとおり、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、官民を通じたデジタル化の遅れが顕在化したことから、デジタル・ガバメントを一層推進するとともに、暮らし・産業分野など社会全体のデジタル改革を促進することとしております。

43ページの図のほうに戻っていただきますが、中ほどにありますとおり、行政が変わる、暮らし・地域・産業が変わる、情報基盤・人材が変わるとして、大きく3つの柱を立てて社会全体のデジタル改革を進めることとしております。

具体的には、まず左側の柱であります、県民本位のデジタル・ガバメントの推進につきましては、1、行政サービスの向上、2、行政事務の効率化の推進、3、国・市町村との連携の項目を立て、行政手続のオンライン化や情報セキュリティ対策の強化のほか、情報システムの標準化・共通化の促進等に取り組むこととしております。

次に、真ん中の柱であります、安全・安心で心豊かな暮らしの確保、付加価値の高い産業の振興につきましては、1、暮らしの向上と教育・文化の振興、2、地域産業の振興、3、中山間地域の利便性向上の項目を立て、介護ロボットの導入促進やスマート農業の推進などに取り組むこととしております。

また、左のページですが、主なポイントの3

つの丸にありますとおり、地方回帰の流れを大きなチャンスと捉え、関係人口の創出を図るワーケーションなどの取組を推進することとしております。

次に、図のほうの右の柱であります、デジタル社会を支える情報環境の整備・充実につきましては、1、情報通信基盤の整備促進、2、情報化を担う人材の育成・確保、3、誰もが利用できる情報環境の確保の項目を立て、5G等の新たな情報通信基盤の整備促進や、ICT技術者の育成・確保のほか、県民の情報リテラシーの向上等に取り組むこととしております。

最後に、一番下の推進体制でございますが、また左のページに戻っていただきまして、主なポイントの一番下です。4つ目の丸にありますとおり、知事を本部長とする宮崎県デジタル化推進本部及び官民で構成する宮崎県デジタル社会推進協議会を新たに設置し、平成14年に設置した宮崎県市町村IT推進連絡協議会とともに、3つの組織が相互に連携しながら、本県のデジタル化を強力に推進することとしております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○来住委員 この宮崎県人権尊重の社会づくり条例のことに関連して確認したいと思うんですけど、同和問題が一番頭に来ているんですけど、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者云々。私自身の考えは、これは人権が認められなかったり、粗末に扱われているという点からいけば、同和よりもむしろ女性が差別を受けているとか、性的マイノリティーの方々に対して非常に厳しい目が向けられているとかそういう

ほうが大きくて、今、僕は75歳ですけども、同和問題——被差別部落というのは少なくとも、私自身が都城市で被差別部落はあそこだったらしいとかは聞いたことはありますけど、実際にそこに住んでいる方々をもちろん差別したらいけないわけですが、同和問題というのは、結局その被差別部落の出身者のその人をずっとたどっていくということになりますと、永遠に消えないんです。ずっとその祖先をたどっていくわけですから。これからもずっとそうなるわけです。それは属人主義と言いますが、属地主義というのはその地域が具体的に差別を受けるといことになると、これが、そこをどう解放するか、それをどうなくしていくかというのが中心であって、昭和50年ごろにかなり大きな問題となって、各市町村、県もそうでしょうけど、同和団体が宣伝カーに乗りつけてきて、もう大変な目に遭いました。

ああいうときから、とにかく属人主義じゃ駄目なんだと。やっぱり属地主義で解決していくしかないという点で、この同和問題について現実に皆さんがどこまで捉えていらっしゃるのか。

もうほとんどの方々が知らないと思います。僕はいい加減にきなさいと言っているんじゃないんです。ただ、他の女性差別だとかに比べたら、もう全然違うと思うんです。

女性差別のほうがはるかに大きいというか、思想差別なんかも結構ありますよね。共産党員だということが分かると、役所でも全然昇進しないというのが、もう現実にずっとありました。それはどこでもありました。

だから、そういう意味で、僕はちょっと聞きたいのは、この同和問題「をはじめ」と、事業名で出ているものですから、それが中心じゃな

いんじゃないかと僕は思っているんですけど。

○後藤人権同和対策課長 確かに委員がおっしゃいますように同和地区の物的な生活環境につきましては、相当程度改善がされてきており、実体的な格差はほとんどなくなってきております。そして、混住も進んでおりまして、それはもうおっしゃるとおりでございます。

ただ、人権同和対策課が5年に1度、人権に関する県民意識調査を実施しているんですけども、自分の子供から同和地区出身の方と結婚したいという相談を受けた場合、反対とか、認めないとか、そういうネガティブな回答をする方が1割を超えていると。直近の平成30年度のデータでも13.7%の方が、そういう意識をお持ちだということで、やっぱり今日でも心理面における差別意識というのは根強く残っていると考えております。

さらに、インターネット上に同和関係者に対する偏見に基づく書き込みとか、あるいは同和地区を特定し得る情報の書き込みとか、今もそういういった憂慮すべき状況が起こってきておりますので、同和問題につきましても今後とも教育・啓発の取組が必要かなと思っております。

そういう県民啓発の推進を引き続き図っていききたいと考えておりますし、今日まで、やっぱり日本の人権問題を牽引してきたのは、やはり同和問題が大きな部分でございますので、同和問題についての取組は続けていきたいと考えております。

○来住委員 どういう方々が答えられているのかが分かりませんが、自分の子供が結婚する場合のことを問われて、実際にそう思うのは40代や50代の方だと思っております。もう僕の時代じゃないですから。子供が20代だとかということに

なりますと、親は40代後半とか、そういう方々というのが同和问题自体を理解できているのか分からない。それはもうある意味死語みたいになったりしている時期ですから、そこはよく見ていかれたほうがいいと僕は思うんです。

同和問題が全くなくなったとか、それをいい加減に扱えばいいと言っているんじゃないんです。今の時点でそれを特別扱いするのは違うんじゃないかなと僕は言っているんです。

女性差別のほうがよっぽど大きいと僕は現実にそう思うから言っているんです。

○山下委員 私も来住委員と一緒にです。この同和问题、私は今73歳ですけども、40年ぐらい前、そのころにえせ同和まで出てきて、国がすごい予算をつけて、いろんなところに支援しました。そのときに同和同和となったけれど、今同和ということで差別された人たちがどういう職種で、どういうことをしていったかということを知っている方はいないと思う。私たちですら、はっきりとは分からない。

逆に児湯郡地域でも、ここが同和地域だと指定されたところは逆に指定してくれるなということで、以前すごくもめた町村があります。町村が指定しないと、そういう補助金が来なかったから。それで、逆にえせ同和、いわゆる暴力団の方々が街宣車みたいなものを乗りつけて、わあわあやった時期がありました。

そういう状態があっても同和と言われますが、恐らくこの同和という活字が出てこない、ほとんどの人はもう知らないと思うんです。ですから、今アンケート調査では13%出たからこうなんだという話なんだけれども、特に、宮崎県において同和での差別をいまだにされているところはあるんだろうかなと思ってね。

そして、その人たちも、もう2代目、3代目になっているわけじゃないですか。その差別を受けた人たちは、もう恐らくこの世にはいないのです。だからこの活字がある限り、これ何だっただらうなという話になって、逆に読み浮かべて、また悪いことを考え出すような可能性もあるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○後藤人権同和对策課長 宮崎県の被差別部落というのは少数散在と言われておりますけれども、地域によって非常に認識に差がございます。私は県南ですけれども、私もあまりそういう認識は子供のころ持たなかったのですけれども、地域によってそういう差別が今でも厳然と残る地域がありますので、そういう意味で一概にもう宮崎県では差別はないのではないかと、という状況ではありません。

それと、差別意識は普段はなかなか表面には出てまいらないんですけれども、自分と利害関係が絡んでくるときに表面化してくる例がございます。日ごろから自分は差別をしないから、もう関係ないと言っていた方が、自分のお子さんから同和地区出身の方と結婚したいと相談された途端に、結婚に同意できないと。

そういう話が非常に多いものですから、利害関係が絡んできたときに差別が表面化すると。そのときに正しい認識を持って、何の根拠もない差別なんだと。そういうことは日ごろから広報・啓発で知らせていかなければいけないのかなと思っております。

それと、同和問題について初めて知ったのが、家族や親戚、近所の人、職場の人、学校の友達などの周りの人から聞いたという例が2割ぐらいアンケートで出ております。その方たちから

どういうことを聞いたのかというのがやはり非常に気になるところでありまして、間違った情報、誤った知識や偏見、差別意識が刷り込まれていなければいいかなと思います。

そういう意味から、私どもは引き続き人権教育・啓発、これについては真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○野崎委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時8分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

総合政策部全般について質疑はありませんか。

○佐藤委員 先ほどは失礼しました。445法人が社会貢献活動を実施するNPO法人として県内にあるということで、そのうちの一部といたしますか、申請のあったところでやるということですが、コロナの影響を受けた団体に対してのというのは、これが認められて、いつ頃からそういう団体に対して、どのような形で募集をして進めていくのかをちょっと教えていただきたいと思っております。

○山崎生活・協働・男女参画課長 この事業についてはNPO法人への補助金という助成制度を創設して実施してまいりたいと思っております。

4月以降、補助金の交付要綱等をまずは策定しまして、要綱を作成した後は、通常の事業の

募集、そして応募いただいたNPO団体の要望について審査をして、その審査した中からこちらのほうで認められた事業について助成をしていく流れで考えているところでございます。

○太田副委員長 関連してですが、今の子供食堂や高齢者に対するというのは、子供食堂、本当にいいことだと思います。例えば、子供食堂だったら材料を買ってもいいのかとか、高齢者の場合、何か憩いの場としてだったらソファを買うとか、この50万円の使い道はどんなことまで許されているのかと。

○山崎生活・協働・男女参画課長 ただいま御説明しましたけれども、補助金の交付要綱をまず作り、その中で対象となる経費——今お話しがありましたそういういろんな消耗品や備品といったいろんな経費に使われていくと思うんですけれども、その対象経費につきましても詳細にその中で決めていこうかと考えているところでございます。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○丸山委員 ちょっとお伺いしたかったのが、人口推計を何年か前に出していただいて、知事が今3期目のちょうど折り返しに入っていますが、これまで2年間、いろいろな人口減少対策に取り組んできていただいて、去年はコロナの影響があって地方回帰、さらにこのワーケーションを含めて、プラス高校生の県内就職率も今は非常に高くいい方向に進んでいるんですが、全体の人口を見たときに、県としての推計がいい推計と悪い推計、目標推計の3つのパターンがあったと思うんですが、現在の一番新しいデータとどれくらい乖離があって、その結果いいのか悪いのか。

そして、令和3年度に先ほども言いましたコ

ロナの関係で地方回帰の流れがあって、少しでも人口減少を抑制していきたいという形で、いろんな部局が取り組んでいるんですが、それぞれが本当に成果を出して推計に近い数字になっていただきたいと思っているんですが、今どういう状況なのかお伺いしたいなと思っております。

○渡久山総合政策課長 具体的な数値の詳細については、今、最新のものが令和3年2月1日現在で、推計人口が106万1,540人ということですけれども、私どものほうで総合長期計画を立てました目標数値の中位推計からすると、やや下回る形で推移しております。

そのことについては様々な要因が考えられるわけでございますけれども、様々な対策を打っている中でも、今こういう下振れをしていると。そこについては、やっぱり将来像について今後しっかりともう一度見直す時期に来ているのではないかという御指摘を11月議会でも頂いたところでございます。

今、このコロナの中で地方回帰という流れがあって、それをどう取り込んでいくかということが一つの大きなチャンスになっているわけでございますけれども、いろんな分析などを見ますと、そこにはやはり相当の努力も必要ということが言われております。

今、東京からの人口流出が見られる。それは非常に珍しいことだと言われながらも、あるものによりますと、やはり首都圏の中で完結していて、特に若い女性を引きつける力というのは首都圏には相当強いものがあるという分析も出ております。

今後、人口減少対策基金あるいはそのほかにも様々な事業を来年も実施しますけれども、そ

の中で、それぞれの部署でそういった課題を捉えて、少しでもターゲット、特に若い女性の子供を産む世代の方々をどうやって地域に残すかということが一つの大きなポイントになるということは、以前から指摘をされているところで、対象をある程度明確にしなが、しっかりと取り組んでいき、また、来年度、将来像を検討する中で、どういう姿を描いていくかということをもう一度しっかり構築していきたいと考えております。

○丸山委員 この人口推計がやや下振れということでありましたが、できれば人口がどこかで落ち着いてほしいなと思うのと、先ほど言われました若い女性の方は福岡や東京に集まってしまっているデータがありますので、多分宮崎ではかなり転出しているとも聞いておりますので、そういった方を残すためにはまず職場がないといけない。そして宮崎に魅力もないといけない。

そういう対策をとる中で、各部署がそれぞれ一生懸命やっているかもしれませんが、中心にやっていただける総合政策部でしっかりとまとめていただいて、成果を出していただかないと、やや下振れでただけでは済まされなと思っておりますので、令和3年度、人口減少対策についてはしっかりと責任を持ってやっていただければありがたいなと思っております。

○渡久山総合政策課長 人口減対策が一丁目一番地の重要な政策であるということは論を待たないところでございますので、今の御指摘も踏まえて、来年度しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○坂口委員 それと関連して注文というか、僕も11月議会でそのことを問題視して取り上げたのですが、中期ビジョンの見直しですけど、一

つには、出生率が見込んでいた以上になかなか望めない状態で、今後の人口減少というのは、ずっと長期的に下振れを止めるというのはやはり現実的には難しいんじゃないかと思うんです。

そういった中で、人口減少がどうなるかという精度を高めた見通しを持って、それでもなお生きていける宮崎県づくりというものをセットで考えないと、こういう努力をして、こういう期待を持つただけでは、それはやっぱりリスクがあまりにも伴い過ぎるかなという気もするんです。

先だつての県民所得なんかを見ても、人口減少の中でも県民所得は0.75ポイント上がっていた。人口が減ってもなおというのをやっていかないと、首都圏の人口を持ってくると言ったけれども、確かに東京は5か月連続で減少していましたが、それは近隣に行っているだけですもんね。

将来を見据えてやっていかないと、この現象をこう修正するんだというのは、果たして挑戦すべき範囲内にあるかなと疑問なんです。

だから、長期ビジョンの中で特に暮らしの係る部分を、それでもなおしっかりした生活が営めますというものを描いていかないと、ちょっと心配だなという気がするんですが、これも注文として言っておきます。

○渡久山総合政策課長 今回のコロナの中で一つ出てきた言葉に、小規模だけれどもしなやかな強さを持った、というのも一つの本県の強みとしてあるのかなと。

今、お話にございましたようなことはそういう思想にもつながっていくのかなと思います。

もちろん人口というのは大事で、人を活性化。人がいてこそというのはもちろんでござ

いますけれども、今の御指摘等を踏まえて、いろんな複眼的な見方でこの問題を捉えながら。

やはり大事なことは、本県がサステイナブル——持続可能な姿で今後も発展していくことにありますので、様々な観点からこの将来像についてしっかりと描いていきたいと思っております。

○坂口委員 そこら辺の発想も含めてですけど、例えば、増田さんが人口減少問題を取り上げて消滅可能性とショッキングなことを言ったけど、なくならないですよ。コンパクトになりながら、やっぱり懸命に生きていますよ。

だから、そんな荒っぽいことじゃなくて、現実を捉えてどう生きていくか。そして、その中で豊かさをどう見るのか。ましてや、新しい生き方、生活様式というものを今後構築せざるを得ないのなら、やっぱり全国47都道府県の中で下のほうに占めていた人口に係る諸条件です。これをUターンしたら今度は上のほうに、有利な場所にいたよというような発想の転換を持ちながら、人口がやっぱり過疎というか希薄だった宮崎ならではのものを何か構築して行って、それを有利に生かす方向というのも考えていかんといかんじゃないかなと。

よそから連れてきて人口を増やそうなんて、このカーブと傾斜を緩めていこうなんていうのは、これ至難の問題だと思います。努力はせんといかんけれども、それでもこうやってしっかりした地域がつくれますよという考え方をやっていくべきじゃないかなという気がします。

○井上委員 ちょっと関連してなんですけど、やっぱり人口減少問題とか、いろんなことは本当に丁寧に考えていかないといけない問題だと思います。

補正のときに、男女共同参画の案件で申し上げましたけれども、やっぱり具体的な政策がないとそれは改善されていかないということについては、これは明らかなんです。具体的な政策をどう打つかということが大事で、それで、知事は宮崎県は日本一の子育て県になるとおっしゃっていたわけです。

これはやっぱりいまだに引き継がれていると私は思うんですけど、今回、統計のところから県民の所得とか出て、まだそれは令和元年とか、平成30年ぐらいだったので、ある程度横ばいみたいなどころでしたけれど、コロナがあって段々所得も下がってきていると思うんです。

そのときに、子供を産んで育てられるような県になるのかということ、具体的な政策を打つ必要があると思っているんです。今まで突出してそういう政策は打たれていないと言わざるを得ないと思うんです。

宮崎県内ですと、都城市のベッドタウンみたいになっている三股町は、都城がいろんなものを持っているので、子育てに特化した政策を三股町は打っている。だから、そこに若いママたちが集まってきて住んでいるという状況になっているが、それを見るにつけても、人口が若干なりと増えているのは三股町なんです。そういうことを考えると、やっぱり具体的な政策をきちんと打って、その具現化をして、検証をきちんとするということが問われているのではないかなと思うんですね。

今回、総合政策部に申し上げたいんですけども、政策を幾らしても、その具現化したものの検証と積み上げをもっと丁寧にやられなければ——この書かれているものが悪いとは全然言っていないんです。いいですよ、宮崎県の政策

はずごくいいと思っているんですけども、その具現化というか、県がこんなふうしているなど県民が実感されていないというところに非常に問題があると思うんです。

ですから、再三にわたって私も申し上げるんですけど、市町村との連携というのもきちんとやっていただきたいし、そしてもう一つは、政策の検証をきちんとやってもらいたい。だから、政策はきちんと打ち出すということと、政策の検証をするということ、これをぜひ、令和3年度、コロナ禍はどんな状況になるか分かりませんが、そこをしっかりとやっていただきたいと思うんですけど。

よかったら、部長、答えていただければ。

○渡邊総合政策部長 大変もう大きな課題でございます。

人口減少問題というものを今回の長期ビジョン——アクションプランの中では一丁目一番地ということで進めてきたところでございます。

そういう中で、思いもしなかったコロナというのが入ってきて、それが今後、地方回帰ということでもいいほうにつながるのかどうなのか。一方で、赤ちゃんが産まれる数はコロナを敬遠して非常に少なかったという話もあります。

ということで、非常に要因が読めなくなっている状況ではございますけれども、今年、ポストコロナの在り方に関するモデル事業、調査事業というものを今、進めさせていただいているところであります。

3月末にその結果が上がってくるわけですけども、それを踏まえて、今まで我々が進めてまいりました施策の検証を、このポストコロナの中でどう変えていかないといけないのか。引き続きやっていくものがあるのか。そういっ

たことをしっかり峻別をした上で、最終的には社会増、そして自然増、そういったふうな形に持っていけるような施策を組み立てていかなければいけないと思っております。

坂口委員からも、本会議で長期ビジョンの早期の見直しをという御提言もございましたので、我々もそういう腹づもりで、早めに今後の在り方について検討をしてみたいと思っております。

その過程の中でお話の中にもありましたけれども、県内の市町村の皆さん方の御意見をしっかりと聞かせていただく。そして、関係団体からももちろん意見を聞かせていただく。そして、県議の方からも様々な御意見を頂く。その車の両輪の中で、この宮崎というものをさらにいいものにしていききたいと、そういう形で進めていききたいと思っております。

ちょっと言葉足らずではございますけれども、そういった形で来年度以降も進めてまいりたいと思っております。

○井上委員 これは令和3年度当初予算の概要として私が頂いたものなんですけれども、やっぱり丁寧に丁寧に私たち議員は読んでいるわけです。丁寧にどういう事業が進められているのかということ強く感じながら生かしていくわけですけど、やっぱり子育てしやすい社会づくりというところの書き方です。

書き方も含めてそうだけれど、この政策はこのままで本当にいいのかなとちょっと考えさせられる。もっと特化して、何かやるべきことについてしっかりやらないと、宮崎に移り住んでよかったと思わせるようなものにしていかないといけないのではないかと。

もう答弁は要らないんですけど、やっぱり

そこに目を引くものといったらおかしいんですが、私たちの胸にどしんとくるような政策の打ち出し方をやっていただきたいなど。これは私の要望です。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総務政策部を終了いたします。

執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時30分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大西会計管理者 会計管理局の令和3年度当初予算について御説明します。

歳出予算説明資料の431ページをお願いいたします。

まず、表の一番上、左から2列目ですが、9億7,956万4,000円をお願いしております。

433ページをお開きください。

まず、会計課ですが、当初予算額は左から2列目、8億4,242万9,000円です。

その主な内容について御説明します。

435ページをお開きいただきたいと思っております。

ページ中ほどの(事項)出納事務費4億9,502万3,000円です。主なものは、説明欄3の財務会計システム運営管理費であり、これはシ

ステムの例年の維持管理費に加えまして、令和3年度から取り組むシステムの再構築に要する経費であります。この財務会計システムの再構築につきましては、後ほど会計課長から御説明いたします。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費9,203万1,000円です。これは説明欄の1ですが、収入証紙売りさばき人に支払う証紙売りさばき手数料が主なものであります。

会計課については以上でございます。

437ページをお開きください。

次に、物品管理調達課ですが、当初予算額は、左から2列目、1億3,713万5,000円です。その主な内容について御説明します。

439ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費1,751万5,000円です。これは、物品調達システムの維持管理などに要する経費であります。

最後になりますが、下の段の(事項)車両管理事務費1,430万4,000円です。これは説明欄の2になりますが、県有車両の任意保険料など県有車両の管理に要する経費が主なものであります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大磯会計課長 会計課でございます。

総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

1ページをお開きください。

財務会計システム運営管理費の財務会計システム及び財務総合システムの再構築に要する費用であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、この2

つのシステムが利用している基本ソフトウェアのメーカーによる保守サポートが令和6年6月末で終了しますことから、最新版の基本ソフトウェアを利用したシステムとすることによりまして、セキュリティーを確保し、システム障害による業務停止等のリスクを低減するものでございます。

次に、2の事業の概要を御覧ください。予算額は4億1,798万円で、全額一般財源となっております。事業期間は令和3年度から令和4年度までの2か年を予定していますので、右側の2ページに記載のとおり、令和4年度について、4億4,398万1,000円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。事業内容ですが、①の会計課が所管する財務会計システムは、歳入歳出予算の執行管理や旅費計算などを行うもので、知事部局をはじめ約6,000人の職員が利用しています。②の財政課が所管する財務総合システムは、歳入歳出予算の編成や予算の配当などを行うものです。今回、この2つの基幹システムを統合して再構築を行うこととしています。

次に、再構築のイメージ図により御説明いたします。

まず、左側の現在の状況についてです。この2つのシステムは、別々のシステムとなっており、歳入歳出予算の編成から予算配当、執行管理、決算、決算統計に至るまで密接に関わっていますが、予算配当などのたびに、職員が手作業でデータ連携や確認作業を行っております。

次に、右側の再構築後についてです。この2つのシステムを統合することにより、予算編成から決算統計までの一連の財務会計事務を一つのシステムの中で行うこととなります。

次に、3の事業の効果についてです。今回、最新の基本ソフトウェアによる再構築を行うことにより、県公金の出納管理業務に係る信頼性が引き続き高いレベルで確保されることとなります。

県の一般会計及び特別会計は全てこの財務会計システムを利用していますので、システムの停止などにより支払いに遅延が生じるなど、県民生活に影響を与えることがないように、セキュリティー対策に万全を期してまいります。

また、予算編成から決算統計まで一貫したシステムとなりますので、システム相互間のデータ連携に係る手作業が不要となり、事務の効率化が図られることとなります。

会計課の説明は、以上でございます。

○野崎委員長 説明が終わりました。議案について質疑はありませんか。

○太田副委員長 今の財務会計システムの関係ですが、令和5年度から実際に稼働するというだけで、手作業分がなくなるというだけで心理的にミスもなくなるでしょうから、いいことだと思います。

その場合、令和5年度から、そういう手作業分がなくなるということで、財政課もしくは会計課の人員的に削減できるとかということではなくて、そこ辺は入っていないんですか。人はある程度残さないといけないと思うので、人まで省略されれないようにとは思いますが、その辺はどうですか。

○大磯会計課長 確かにそういった手作業はかなり減るんですけども、人員の削減ということまでには行かないかなと思っております。

○野崎委員長 よろしいですか。(「よろしいです」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。

お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時41分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の令和3年度当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の519ページをお開きください。

表の左から2列目の当初予算額の欄でございますが、人事委員会事務局の当初予算総額は1億5,507万1,000円をお願いいたしております、前年度当初予算総額と比べますと、5.0%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

523ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)委員会費653万6,000円でございますが、その内訳といたしましては、(事項)委員報酬598万2,000円が人事委員3名に対する報酬であります。また、(事項)委員会運営費55万4,000円は、人事委員会の会議開

催等に要する経費であります。

次に、(目)事務局費の1億4,853万5,000円でございますが、その内訳といたしましては、(事項)職員費1億1,268万3,000円が事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費674万5,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費であります。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費2,443万6,000円でございますが、次のページをお開きください。内容といたしましては、説明の欄1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなどの試験の実施等に要する事務的経費であります。2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費であります。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費173万9,000円は、本県が警視庁ほか2府県と共同で警察官採用試験を実施するための経費でございます。試験案内や試験問題の作成等に要する事務的経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費197万3,000円でございますが、その内容といたしましては、説明欄1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査をはじめ、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費であります。

2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や職員に対する給与支払い状況の監理等に要する事務的経費であります。

最後に、その下の(事項)審査監督費95万9,000円は、不利益処分に関する審査請求等、審査に要する経費及び人事委員会が権限を有します労働基準監督関係業務に要する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。
御審議のほどよろしく願いいたします。

○野崎委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山監査事務局長 監査事務局の令和3年度一般会計当初予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスがあります513ページをお開きください。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように、1億9,158万7,000円でお願ひしております。

次に、その内容について御説明いたします。

517ページをお開きください。

まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,379万7,000円についてであります。

これはその下にあります(事項)外部監査費でありまして、包括外部監査人による外部監査に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)委員費2,010万2,000円

についてであります。

その内訳につきましては、(事項)委員報酬が1,885万円で、監査委員4名の給料及び報酬並びに職員手当等であります。

また、その下の(事項)運営費が125万2,000円でありまして、監査委員の監査に要する経費でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億5,768万8,000円についてです。

内訳につきましては、まず、(事項)職員費の1億4,579万5,000円は、事務局職員の人件費であります。

次の518ページの(事項)運営費が1,189万3,000円で、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費であります。

予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第35号の「包括外部監査規約の締結について」であります。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

議案書につきましては195ページになりますが、委員会資料で御説明いたします。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、令和3年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

この監査契約を締結する流れを御説明いたします。

2ページのイメージ図を御覧ください。

具体的な契約の手続についてであります。図の①におきまして知事が監査委員に契約の締結についての意見を求め、これを受けて②で監査委員の合議による意見を提出することとなっております。

知事はこの意見を受け、③にありますとおり、契約の締結についての議案を議会に提出し御審議いただくものであります。

1ページにお戻りください。

契約の目的は2にありますとおり、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を求めるものでございます。

契約の金額は3にありますように1,379万3,000円を上限とする額としております。

4の契約の相手方についてであります。地方自治法で外部監査人として契約できる者は、弁護士、公認会計士等と規定されておりますが、包括外部監査は財務監査であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から推薦をいただきました公認会計士の坂元隆一郎氏との契約を考えております。

坂元隆一郎氏につきましては、令和2年度に包括外部監査人を務められております。

契約の期間は、5にありますとおり、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野崎委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時53分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

ここで、時間延長についてですが、本日の日程は4時までとなっておりますが、4時を超えそうですが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、説明をお願いします。

○亀澤事務局長 議会事務局の令和3年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

議会事務局の令和3年度当初予算は、12億1,485万3,000円を計上しており、令和2年度当初予算と比べまして1,111万8,000円、率にして約0.9%の減となっております。

それでは、5ページをお開きください。

上から4段目の(目)議会費でございますが、7億2,763万9,000円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、3つ下の段の(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費として2,530万3,000円を計上しております。

次に、その下の段の(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として、1,101万4,000円を計上しております。

次に、その下の段の(事項)議会一般運営費でございますが、全国議長会負担金や議員年金

の給付に係る地方負担金及び政務活動費交付金などに要する経費として2億373万7,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として777万1,000円を計上しております。

以上が議会費でございますが、次に、その下の段の(目)事務局費でございますが、4億8,721万4,000円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、3つ下の段の(事項)本会議運営費でございますが、会議録調整事務や本会議録印刷などに要する経費として、958万円ちょうどを計上しております。

次に、その下の段の(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費として257万9,000円を計上しております。

7ページをお開きいただきまして、御覧ください。

次に、上から4段目の(事項)議会一般運営費でございますが、議会広報等支援事業やその他運営経費として議会棟の内部改修に要する経費等に2億285万2,000円を計上しております。

なお、議会棟内部改修に係る事業の詳細につきましては、後ほど総務課長からご説明いたします。

次にその下の段、(事項)議会史編さん費でございますが、議会史の編さん事務や印刷製本に要する経費として853万2,000円を計上しております。

なお、この議会史につきましては、平成19年

度から22年度までを第24集として、令和3年度に印刷製本することにいたしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

令和3年2月定例県議会提出議案の9ページをお開きください。

(事項)の欄の一番上に記載しております、県庁1号館移転に伴う議会棟改修事業につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

この事業は、先ほど御説明いたしました議会棟の内部改修を行うものであります。議会開会中の工事中断などの対応が必要となりますことから、工事期間を令和3年度から令和4年度にかけて行うことといたしております。限度額7,889万6,000円を計上しております。

私からの説明は以上でございます。

○長倉総務課長 委員会資料の1ページをお開きください。

県庁1号館移転に伴う議会棟改修事業であります。

1、事業の目的であります。県防災庁舎の建設による執行部の再配置に伴い、1号館2階を改修し、議会事務局を移転しますとともに、議会棟の内部改修を行い、議員の皆様の活動環境等の充実を図ることとしております。

2の事業の概要であります。(1)事業費ですが、総額は2億7,998万2,000円で、全額県費となります。うち、令和3年度事業費は1億2,041万4,000円であります。(2)事業期間ですが、令和元年度から令和4年度までの4年間となっております。(3)事業内容ですが、1号館2階及び議会棟の内部を改修するものであり、その主な内容は、事務局執務室のワンフロア化、第

1 委員会室の移転及び再整備、議員執務室の整備などとなっております。

主な改修内容については、資料の2ページから4ページの平面図で御説明をいたします。

2ページをお開きください。

議会棟1階の平面図であります。現在、議会棟3階にある第1委員会室につきましては、他の委員会室と比べて面積が狭い状況であることから、黄色に着色しております部分に移転し、再整備を行います。

次の3ページをお開きください。

議会棟及び1号館の2階の平面図であります。赤色の枠線で囲まれている部分が議会事務局のフロアとなり、現在、議会棟の1階と2階に分かれている総務課、議事課、政策調査課の3課を、赤色で着している部分に集約し、事務局執務のワンフロア化を図るものであります。

次に、議員執務室等のエリアについては、資料の2ページから4ページの平面図に、青色の枠線で囲まれている部分でお示しをしております。議員執務室の整備については、既存の共有執務室等を有効的に活用しながら、3ページ、それから4ページの青色に着色している部分の改修を行うことで、議員ごとの執務室を整備するものであります。なお、常任委員会資料には記載しておりませんが、そのほか、議会図書室の移転などを予定しております。

資料の1ページにお戻りください。

(4) 事業計画ですが、令和元年度に基本設計、令和2年度に実施設計及び1号館2階の内部改修工事を行い、令和3年度から令和4年度にかけて議会棟の内部改修工事を予定しております。なお、令和3年度に発注予定の議会棟の内部改修工事については、議会開会中等の工事調

整が必要となることから、令和3年度から令和4年度までの2年間で実施することとしており、債務負担行為を設定するものであります。

最後に、3の事業の効果であります。①ですが、事務局執務室のワンフロア化によりまして、情報共有それから意思決定の迅速化が図られて、円滑な議会運営に資するとともに、調査研究・政策立案の支援機能が向上するものであります。

②ですが、現在の手狭な第1委員会室を移転し広くすることによって、審議に適した環境を確保するものであります。

③から⑤ですが、新たに、議員ごとの執務室を整備し、議員の皆様が集中して執務できる環境を確保することで、議員活動の充実を図るとともに、県民の皆様が訪れやすい開かれた県議会とするものであります。また、新型コロナウイルス感染防止対策のため、新しい生活様式としての3密回避の実現を図るものであります。

これらの改修工事によりまして、議員お一人お一人の議員活動や議会活動の活性化に資するものと考えております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。

お疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午後4時4分休憩

午後4時6分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、12日金曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでございました。

午後4時6分散会

令和3年3月12日(金曜日)

午後1時2分再開

出席委員(8人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		来住一人
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
総務課主事	合田有希

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、まず議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見をお願いいたします。

○来住委員 今から採決に入ります知事提案の議案の中で、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」だけ賛成できません。あとは同意できますので、よろしくお願いします。

それから、請願については私が紹介議員になっておりますから、一言お願いしておきたいと思っております。

請願第7号についてでありますけれど、税の原則というのは生活費には課税しない、そして負担能力に応じて負担するというのが、僕は税

の原則だと思います。そういう点から見て、やっぱり消費税こそこの原則から最も外れた税制ではないかと思っております。

それから、消費税は社会保障の財源となっているという問題については、これは一般質問の中でも少し述べましたので、もう今日ここで改めて述べることはいたしませんし、それから、今、コロナ禍の下ではなおですけど、やはりこの消費税を——この請願では5%に引き下げてほしいという、その意見書を出してほしいという内容なんです——やはりコロナ禍の中で、やっぱりこの不況が深刻な事態になっています。

御承知のとおり国民総生産の6割は国内消費されているわけですから、そういう点ではやっぱり内需も高め、消費税を下げることによって国内消費が伸び、それがまた逆に消費を押し上げて景気の回復に役立っていく。それは当然、財源の好循環をつくっていくという点からも、この請願に対して紹介議員にもなったものでございますので、どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

非常に簡単ですけど、どうぞよろしく願いいたします。

○野崎委員長 請願についてはそのときに御意見を伺うんですけども、今のでもう承りました。

○来住委員 いいですか、すいません。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 よろしいですか。それでは採決を行います。

一部反対との御意見がございますので、一部を個別で採決いたします。

まず、議案第1号について採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○野崎委員長 挙手多数。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、議案第3号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、議案第28号、議案第35号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第7号についてであります。この請願の取扱いも含めて、御意見をお願いいたします。

先ほど御意見は、来住委員のほうから出ましたが、ほかにございませぬか。

○太田副委員長 消費税については、もう来住委員が言われましたので、制度として一つ知っておきたいと思うのは、消費税は滞納額が意外と多いんです。取りにくい税になるのかとかいう、そういう制度上の問題はあってもいいんですが、平成30年度の滞納額が消費税全体で2,904億円程度になっているんです。所得税が3,631億円というようなことで、意外と消費税の滞納は所得税額の中でも源泉所得税が1,176億円、申告所得税が2,455億円というようなことで、そういったのに比べると、滞納額が多いなと思うと、ちょっと制度上問題があるかもしれないと感じますので、その辺も一つよろしくお願ひしたい

と思います。

○野崎委員長 ほかにございませぬか。取扱いも含めて、採決なのか継続とかという、そういったものもありますが御意見をお願いいたします。採決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 請願第7号については、採決との御意見がございませぬので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、請願第7号の賛否をお諮りいたします。

請願第7号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○野崎委員長 挙手少数。よって、請願第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。何か御意見あれば。

暫時休憩しましょうか。暫時休憩します。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○野崎委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた

します。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様方、お疲れさまでございました。

午後1時9分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士